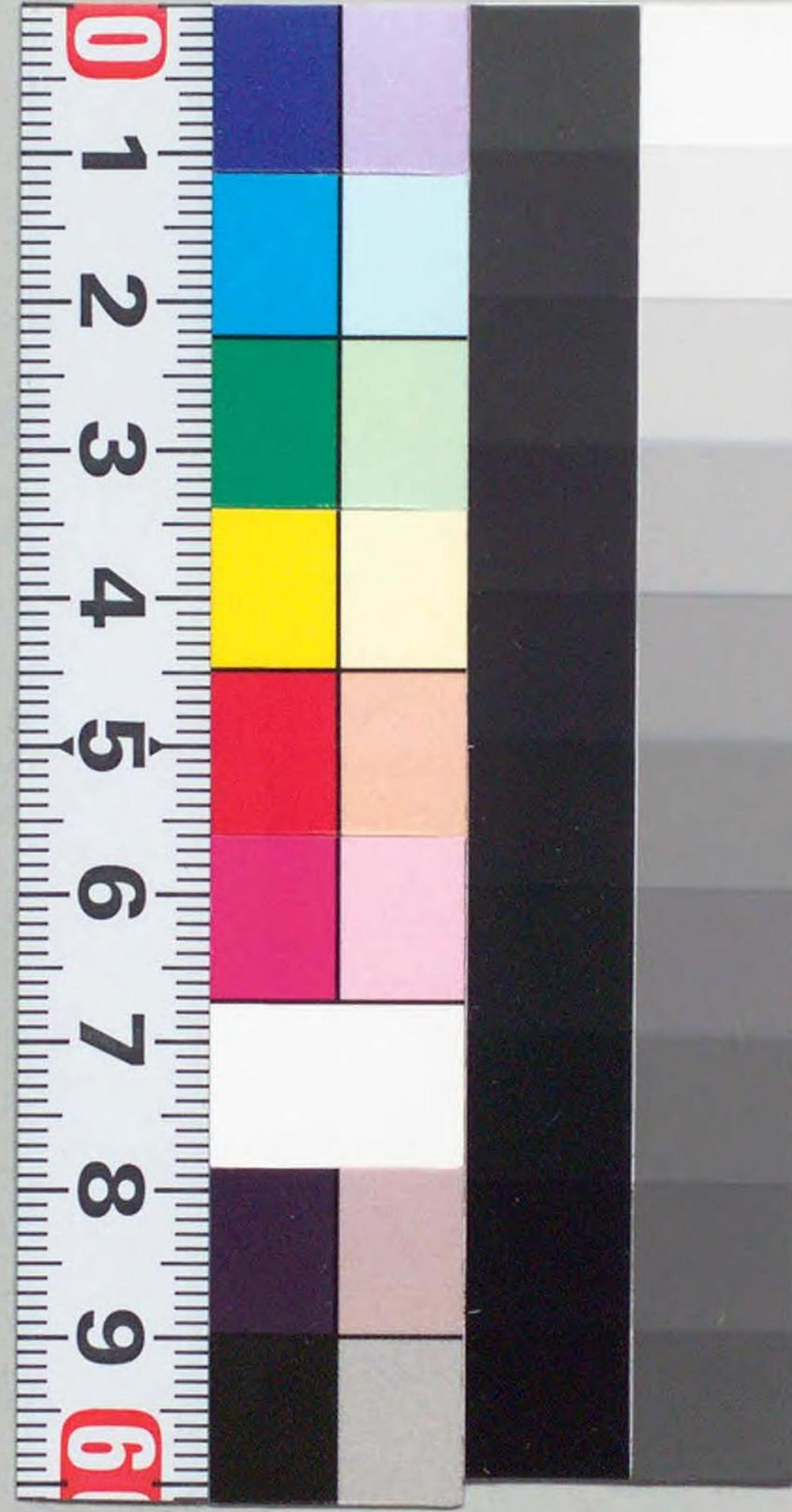


CZ-4-5




\*1200700253944\*













47+9-26  
30

CZ-4-5



\*1200700253922\*

昭和二十七年八月

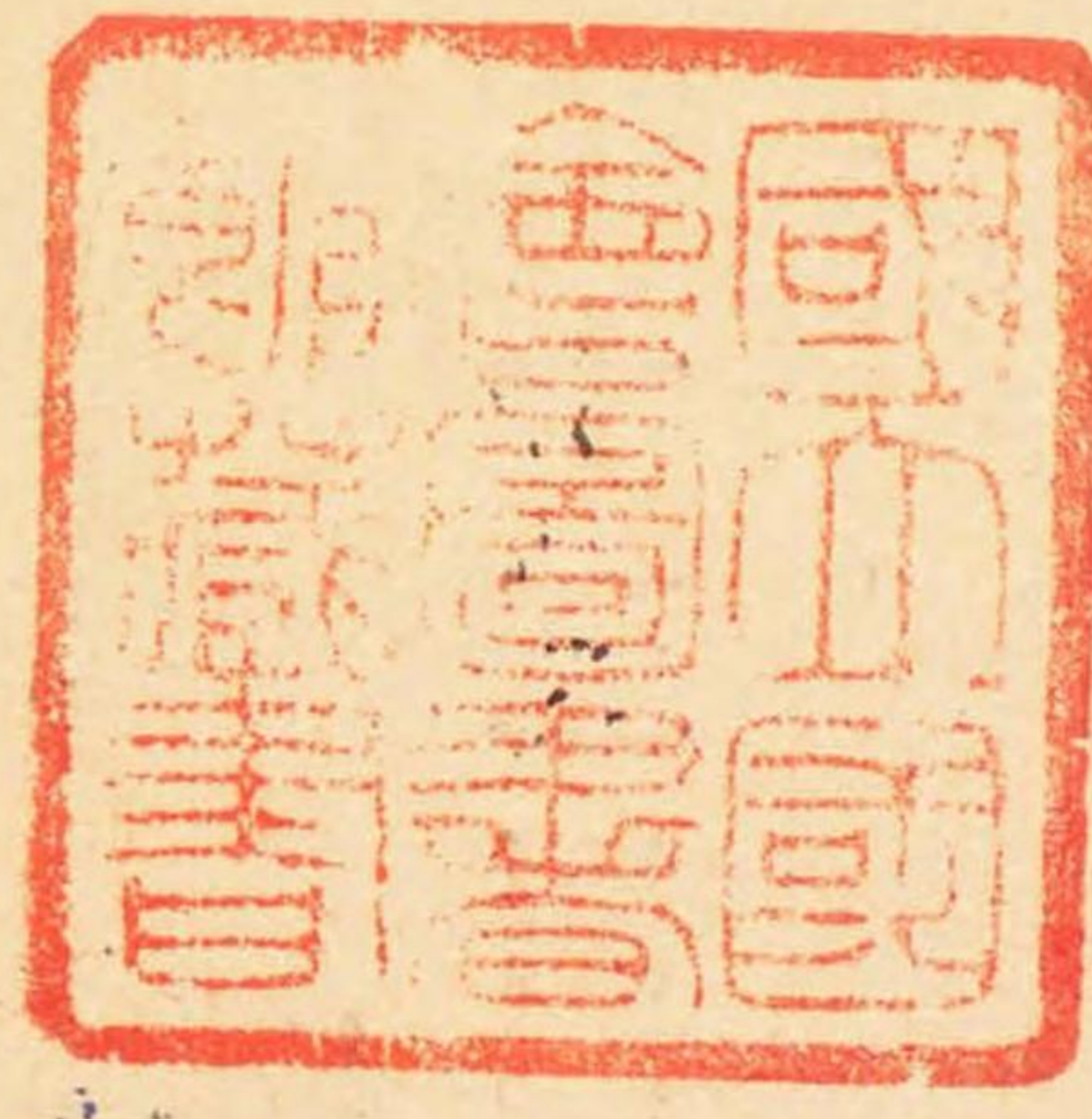
第十三回国会法律集

上卷

法務省



CZ  
45



K 3309

~~320.911A617k~~

### 編集について

一、第十三回通常国会は、昭和二十六年十二月十日に召集され、会期二百三十五日をもつて昭和二十七年七月三十一日に閉会した。此の間制定された法律は、昭和二十六年法律第三一四号から第三一七号までと、昭和二十七年法律第一号から第三一二号までとの三百十六件であつた。本書は、これらの法律の総てを上巻(昭和二十七年法律第二〇〇号まで)下巻(昭和二十七年法律第二〇一号以降)の二巻に分つて収録したものである。

一、右の三百十六件の法律は、これを公布番号順に配列し、各頁の柱には、法律名のほかに、その下に括弧して法律番号を入れた。

一、事項別の目次を掲げ、法律中罰則のあるものとなないものとを区別するため、目次の法律名の上に、前者については●印を附し、後者については○印を附した。

一、下巻の末尾には、これらの法律によつて改廃せられた法令を明らかにしておくために、その索引を附し、また参考のためにこれらの法律の国会における審議経過表をも収録した。

昭和二十七年八月

法務大臣官房法規室



# 第十三回国会法律集(上卷)事項別 目次

## 憲 法

- 皇室経済法の一部を改正する法律……………(昭和二七・二・二九法)……………三
- 皇室経済法施行法の一部を改正する法律……………(昭和二七・二・二九法)……………三
- ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律……………(昭和二七・四・一一法)……………二九二
- ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律……………(昭和二七・六・一二法)……………二八二
- 外国の領事官に交付する認可状の認証に関する法律……………(昭和二七・六・一二法)……………二八二

## 国 会

- ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律……………(昭和二七・三・二八法)……………一四〇
- 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二七・三・三一法)……………一三四
- 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二七・五・二九法)……………一五四

## 行 政 組 織

- 国家公務員法等の一部を改正する法律……………(昭和二六・一一・二二法)……………三一四



○新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律……………(昭和二六・一二・二一法三一六)……………二

○宮内庁法の一部を改正する法律……………(昭和二六・一二・二二法三一七)……………二

○国の利害に係る関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二七・三・二二法 六)……………二二

○特別調達庁設置法の一部を改正する法律……………(昭和二七・三・三一法 三七)……………二二五

○外務省設置法の一部を改正する法律……………(昭和二七・三・三一法 三八)……………一二七

○農林省設置法の一部を改正する法律……………(昭和二七・三・三一法 三九)……………一二八

○経済安定本部設置法等の一部を改正する法律……………(昭和二七・三・三一法 四〇)……………一三二

●外務公務員法……………(昭和二七・三・三一法 四一)……………一三四

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二七・四・九法 七八)……………二七八

●国家公務員共済組合法の一部を改正する法律……………(昭和二七・四・九法 八〇)……………二八九

○在外公館の名称及び位置を定める法律……………(昭和二七・四・一二法 八五)……………二九四

●在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律……………(昭和二七・四・二一法 九三)……………三一〇

○公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律……………(昭和二七・四・二一法 九四)……………三二二

○海上保安庁法の一部を改正する法律……………(昭和二七・四・二六法 九七)……………三六一

○行政機関職員定員法の一部を改正する法律……………(昭和二七・四・二八法一一五)……………四一九

○総理府設置法等の一部を改正する等の法律……………(昭和二七・四・二八法一一六)……………四二二

○公務員等の懲戒免除等に関する法律……………(昭和二七・四・二八法一一七)……………四二五

○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく厚生省関係諸命令の措置に関する法律……………(昭和二七・四・二八法一二〇)……………四三四

○法務府設置法の一部を改正する法律……………(昭和二七・五・一法一二八)……………四七二

○国家行政組織法の一部を改正する法律……………(昭和二七・五・三一法一五九)……………五四九

○文部省設置法の一部を改正する法律……………(昭和二七・六・六法一六八)……………六〇四

○日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律……………(昭和二七・六・一〇法一七四)……………六九一

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二七・六・一二法一八三)……………七六二

○昭和二十七年における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律……………(昭和二七・六・一三法一九〇)……………八三六

○海上警備隊の職員の給与等に関する法律……………(昭和二七・六・一六法一九七)……………八五六

統計

○統計報告調整法……………(昭和二七・五・二四法一四八)……………五一八

地方自治

○町村職員恩給組合法……………(昭和二七・四・二八法一一八)……………四二六

○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく



行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律……………(昭和二七) 四・二八法一(一九)……………四二九

○地方財政法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 五・二三法一(四七)……………五一三

○地方公共団体職員給与改善のための地方公共団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律……………(昭和二七) 六・二法一(六三)……………五七七

○地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 六・三法一(六六)……………五九四

○地方公務員法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 六・一〇法一(七五)……………六九四

司法

○罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律……………(昭和二七) 二・一九法 一……………三

○平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律……………(昭和二七) 四・二八法一(〇三)……………三八一

○平和条約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律……………(昭和二七) 四・二八法一(〇四)……………三九三

○平和条約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律……………(昭和二七) 四・二八法一(〇五)……………三九四

●住民登録法施行法……………(昭和二七) 四・二八法一(〇六)……………三九七

○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う民事特別法……………(昭和二七) 四・二八法一(一一)……………四三五

○補助貨幣損傷等取締法臨時特例……………(昭和二七) 五・二法一(三二)……………四七九

○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく法務府関係諸命令の措置に関する法律……………(昭和二七) 五・七法一(三七)……………四八七

●日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法……………(昭和二七) 五・八法一(三八)……………四八八

○罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律……………(昭和二七) 五・一三法一(三九)……………四九四

○裁判所職員定員法等の一部を改正する法律……………(昭和二七) 五・二九法一(五五)……………五四〇

○下級裁判所の設立及び管轄及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二七) 五・二九法一(五六)……………五四一

○最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律……………(昭和二七) 五・二九法一(五七)……………五四五

○の一部を改正する法律……………(昭和二七) 六・七法一(七二)……………六一七

●会社更生法……………(昭和二七) 六・七法一(七三)……………六八四

●破産法及び和議法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 六・一四法一(九二)……………八四〇

●工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 六・一四法一(九二)……………八四〇

警察

○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく警察関係命令の措置に関する法律……………(昭和二七) 三・二八法 一(三)……………四〇

○町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律……………(昭和二七) 五・一九法一(四三)……………五〇四

○警察予備隊令の一部を改正する等の法律……………(昭和二七) 五・二七法一(五〇)……………五二三



国土建設

- 住宅緊急措置令等の廃止に関する法律……………(昭和二七) 三・二九法 一九)……………四七
- 連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律……………(昭和二七) 三・三一法 四二)……………一四一
- 屋外広告物法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 四・五法 七一)……………二六九
- ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く建設省関係命令の措置に関する法律……………(昭和二七) 四・二八法 九八)……………三七一
- 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法……………(昭和二七) 五・一五法 一四〇)……………四九五
- 耐火建築促進法……………(昭和二七) 五・三一法 一六〇)……………五四九
- 道路整備特別措置法……………(昭和二七) 六・六法 一六九)……………六〇七
- 宅地建物取引業法……………(昭和二七) 六・一〇法 一七六)……………六九六
- 道路法……………(昭和二七) 六・一〇法 一八〇)……………七一七
- 道路法施行法……………(昭和二七) 六・一〇法 一八一)……………七五六
- 公共工事の前払金保証事業に関する法律……………(昭和二七) 六・一二法 一八四)……………八〇六

財務

- 財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する法律……………(昭和二七) 三・五法 四)……………六
- 郵便貯金法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 三・二二法 八)……………二二
- 開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるため的一般会計からする繰入金に関する法律……………(昭和二七) 三・二七法 一〇)……………二八
- 塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 三・二八法 一七)……………四三
- 閉鎖機関日本蚕糸統制株式会社が積み立てた繭糸価格安定資金の処分に関する法律……………(昭和二七) 三・二九法 二〇)……………五〇
- 郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 三・二九法 二一)……………五一
- 郵便為替法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 三・三一法 三四)……………一二三
- ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律……………(昭和二七) 三・三一法 四三)……………一四三
- 在外公館等借入金の返済の実施に関する法律……………(昭和二七) 三・三一法 四四)……………一五〇
- 財産税等収入金特別会計法を廃止する法律……………(昭和二七) 三・三一法 四五)……………一五三
- 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 三・三一法 四六)……………一五三
- 漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 三・三一法 四七)……………一五四
- 漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするため的一般会計からする繰入金に関する法律……………(昭和二七) 三・三一法 四八)……………一五六
- 農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 三・三一法 四九)……………一五六
- 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般法律……………(昭和二七) 三・三一法 四九)……………一五六



會計からする繰入金に関する法律……………(昭和二七) 三・三一法 五〇)……………一五七

○農林漁業資金融通特別會計法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 三・三一法 五一)……………一五八

○資金運用部預託金利率の特例に関する法律……………(昭和二七) 三・三一法 五二)……………一五八

●所得税法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 三・三一法 五三)……………一五九

○法人税法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 三・三一法 五四)……………二二三

○相続税法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 三・三一法 五五)……………二二五

○物品税法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 三・三一法 五六)……………二三〇

●砂糖消費税法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 三・三一法 五七)……………二三一

○通行税法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 三・三一法 五八)……………二三三

○資産再評価法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 三・三一法 五九)……………二三四

○災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二七) 三・三一法 六〇)……………二三七

○租税特別措置法等の一部を改正する法律……………(昭和二七) 三・三一法 六一)……………二三九

○関税率法等の一部を改正する法律……………(昭和二七) 三・三一法 六二)……………二五一

○公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二七) 四・一法 六三)……………二五三

○一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別會計からする繰入金に関する法律……………(昭和二七) 四・一法 六四)……………二五五

○日本専売公社法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 四・一法 六五)……………二五五

○国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 四・二八法 九九)……………三七一

○特別調達資金設置令の一部を改正する法律……………(昭和二七) 四・二八法一〇九)……………四〇一

○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国有的財産の管理に関する法律……………(昭和二七) 四・二八法一一〇)……………四〇一

●日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律……………(昭和二七) 四・二八法一一一)……………四〇二

○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律……………(昭和二七) 四・二八法一二二)……………四〇九

○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律……………(昭和二七) 四・二八法一三三)……………四一五

○塩専売法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 四・二八法一四四)……………四一七

●当せん金附証券法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 五・一七法一四二)……………五〇三

○国民貯蓄債券法……………(昭和二七) 五・二〇法一四六)……………五一一

○特定道路整備事業特別會計法……………(昭和二七) 六・二法一六四)……………五七九

○国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律……………(昭和二七) 六・六法一七〇)……………六一一

●関税法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 六・一四法一九一)……………八三八

……………(昭和二七) 六・一六法一九八)……………八七一



文化

- 私立学校振興会法.....(昭和二七) 三・二七法 一一).....二九
- 国立学校設置法の一部を改正する法律.....(昭和二七) 三・三一法 二二).....五六
- 新たに入学する児童に対する教科用図書の特許の給与に関する法律.....(昭和二七) 三・三一法 三二).....一五
- 教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律.....(昭和二七) 四・九法 七九).....二八九
- 夏時刻法を廃止する法律.....(昭和二七) 四・一一法 八四).....二九四
- ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命令の措置に関する法律.....(昭和二七) 四・一二法 八六).....二九八
- 統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律.....(昭和二七) 四・一五法 九二).....三一〇
- 国立学校設置法の一部を改正する法律.....(昭和二七) 五・二六法 一四九).....五二二
- 図書館法の一部を改正する法律.....(昭和二七) 六・一二法 一八五).....八一八

産業

- 企業合理化促進法.....(昭和二七) 三・一四法 五).....一五
- 真珠養殖事業法.....(昭和二七) 三・二五法 九).....二三
- 国民金融公庫法の一部を改正する法律.....(昭和二七) 三・二七法 一一).....四〇
- 昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に關する特別措置法.....(昭和二七) 三・二八法 一八).....四四

- 森林火災国営保険法の一部を改正する法律.....(昭和二七) 三・三一法 二五).....七四
- 松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律.....(昭和二七) 三・三一法 二六).....七五
- 農林漁業資金融通法の一部を改正する法律.....(昭和二七) 三・三一法 二七).....七七
- 漁船損害補償法.....(昭和二七) 三・三一法 二八).....七八
- 漁船損害補償法施行法.....(昭和二七) 三・三一法 二九).....一〇七
- 輸出信用保険法の一部を改正する法律.....(昭和二七) 三・三一法 三三).....一一七
- 日本輸出銀行法の一部を改正する法律.....(昭和二七) 四・一法 六六).....二五六
- 国民貯蓄組合法の一部を改正する法律.....(昭和二七) 四・一法 六七).....二六一
- ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律.....(昭和二七) 四・一法 七四).....二七二
- 農業改良助長法の一部を改正する法律.....(昭和二七) 四・七法 七六).....二七三
- 小型機船底びき網漁業整理特別措置法.....(昭和二七) 四・七法 七七).....二七五
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律.....(昭和二七) 四・一一法 八三).....二九三
- ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律.....(昭和二七) 四・一二法 八七).....二九九
- ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く経済安定本部関係諸命令の措置に関する法律.....(昭和二七) 四・一二法 八八).....三〇二



- 十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法……………(昭和二七) 四・一二法 八九)……………三〇三
- 商品取引所法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 四・一二法 九〇)……………三〇六
- 日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 四・一二法 九一)……………三〇九
- 特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法……………(昭和二七) 四・二五法 九六)……………三五八
- 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 四・二八法一〇〇)……………三七二
- 特許法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 四・二八法一〇一)……………三七六
- 森林法等の一部を改正する法律……………(昭和二七) 五・一法一三〇)……………四七四
- 主要農作物種子法……………(昭和二七) 五・一法一三一)……………四七七
- 信用金庫法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 五・二法一三三)……………四七九
- 十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法……………(昭和二七) 五・七法一三四)……………四八〇
- 急傾斜地帯農業振興臨時措置法……………(昭和二七) 五・七法一三五)……………四八二
- 国民金融公庫法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 五・二八法一五三)……………五三八
- 設備輸出為替損失補償法……………(昭和二七) 五・三一法一六一)……………五六二
- 石油及び可燃性天然ガス資源開発法……………(昭和二七) 六・三法一六七)……………六〇四
- 信用金庫法施行法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 六・一〇法一七七)……………七〇三
- ドイツ人工業所有権特別措置令の一部を改正する法律……………(昭和二七) 六・一二法一八六)……………八一八
- 農産物検査法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 六・一二法一八六)……………八一八

- 長期信用銀行法……………(昭和二七) 六・一二法一八七)……………八一九
- 農業災害補償法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 六・一四法一九三)……………八四四
- 農業災害補償法臨時特例法……………(昭和二七) 六・一四法一九四)……………八四七
- 貸付信託法……………(昭和二七) 六・一四法一九五)……………八五〇
- 水産資源保護法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 六・一四法一九六)……………八五五
- 財閥同族支配力排除法を廃止する法律……………(昭和二六) 二・二一法三一五)……………二

経済統制

- 国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律……………(昭和二七) 三・三一法 二三)……………六六
- ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律……………(昭和二七) 四・七法 七三)……………二七二
- 米穀の政府買入価格の特例に関する法律……………(昭和二七) 五・七法一三六)……………四八六
- 食糧管理法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 五・二九法一五八)……………五四六
- 貴金屬管理法の一部を改正する法律……………(昭和二七) 六・一三法一八九)……………八二九

運輸

- 商船管理委員会の解散及び清算に関する法律……………(昭和二七) 三・三一法 二四)……………七一
- 海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関



する法律.....(昭和二七・三・三一法 三五).....一二三

○船舶運管会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律.....(昭和二七・四・一法 六八).....二六二

○昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法.....(昭和二七・四・一法 六九).....二六三

○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く運輸省関係諸命令の措置に関する法律.....(昭和二七・四・五法 七二).....二七〇

○道路運送車両法の一部を改正する法律.....(昭和二七・四・二八法一〇二).....三七七

○日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律.....(昭和二七・四・二八法一二三).....四三七

○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律.....(昭和二七・四・二八法一二四).....四三八

●木船運送法.....(昭和二七・五・二七法一五一).....五二四

●気象業務法.....(昭和二七・六・二法一六五).....五八二

○港湾法の一部を改正する法律.....(昭和二七・六・七法一七一).....六一五

○船舶安全法の一部を改正する法律.....(昭和二七・六・一〇法一七八).....七一三

○国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律.....(昭和二七・六・一〇法一七九).....七一四

●造船法の一部を改正する法律.....(昭和二七・六・一六法一九九).....八七九

通信

○連合国占領軍の為す郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件を廃止する法律.....(昭和二七・三・二二法 七).....二二

○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律.....(昭和二七・四・二八法一〇七).....三九九

○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律.....(昭和二七・四・二八法一〇八).....四〇〇

○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律.....(昭和二七・四・二八法一二二).....四三六

○放送法の一部を改正する法律.....(昭和二七・六・一七法二〇〇).....八八〇

労働

○失業保険法の一部を改正する法律.....(昭和二七・三・三一法 三〇).....一一一

○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律.....(昭和二七・四・七法 七五).....二七三

厚生

○船員保険法の一部を改正する法律.....(昭和二七・三・三一法 三一).....一一二



- 戦傷病者戦没者遺族等援護法……………(昭和二七・四・三〇法一二七)……………四五三
- 医療法の一部を改正する法律……………(昭和二七・五・一法一二九)……………四七三
- 優生保護法の一部を改正する法律……………(昭和二七・五・一七法一四一)……………五〇〇
- 国民健康保険再建整備資金貸付法……………(昭和二七・五・二〇法一四四)……………五〇五
- 簡易生命保険法の一部を改正する法律……………(昭和二七・五・二〇法一四五)……………五一〇
- 麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律……………(昭和二七・五・二八法一五二)……………五三三
- 医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律等の一部を改正する法律……………(昭和二七・六・一三法一八八)……………八二九

涉外

- ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律……………(昭和二七・三・二八法一五)……………四一
- ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく賠償庁関係諸命令の措置に関する法律……………(昭和二七・三・二八法一六)……………四二
- 捕獲審検所の検定の再審査に関する法律……………(昭和二七・四・一法七〇)……………二六五
- ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく総理府本府及び地方自治庁関係諸命令の廃止に関する法律……………(昭和二七・四・一法八二)……………二九三
- ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律……………(昭和二七・四・二三法九五)……………三二四

●外国人登録法

- ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律……………(昭和二七・四・二八法一二六)……………四四九



国家公務員法等の一部を改正する法律

（昭和二十六年十二月二十一日）  
法律第三百十四号  
第一条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第二条 第三項中第十三号を第十五号とし、以下二号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の二号を加える。

十三 国会職員  
十四 国会議員の秘書

第二条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条 第二十三号の次に次の二号を加える。

二十三の二 国会職員  
二十三の三 国会議員の秘書  
第十条の次に次の二条を加える。

（国会職員の給与）

第十条の二 第一条第二十三号の二に掲げる特別職の職員の受ける給与の種類、額、支給条件及び支給方法は、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）及び同法第二十五条の規定に基づく国会職員給与規程の定めるところ

国家公務員法等の一部を改正する法律（三十四）

るによる。

（国会議員の秘書の給与）

第十条の三 第一条第二十三号の三に掲げる特別職の職員の受ける給与の額、支給条件及び支給方法は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）及び同法第十三条の規定に基づく国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の定めるところによる。

第三条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「衆議院議長、参議院議長、」を削る。  
第十三条中「又は国会職員法第二十五条及び同条の規定による国会職員給与規程」を削る。

第四条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

附則中第十項を削り、第十一項を第十項とする。

附則

- 1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。
- 2 この法律による改正規定により支給する国会職員の給与の総額は、予算の範囲をこえないものとする。



財閥同族支配力排除法を廃止する法律(三一五) 新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律(三一六) 宮内庁法の一部を改正する法律(三一七)

### 財閥同族支配力排除法を廃止する法律

(昭和二十六年十二月二十一日) 法律第三百十五号

財閥同族支配力排除法(昭和二十三年法律第二号)は、廃止する。

#### 附則

- 1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。
- 2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。  
 第六条第一項第十六号を削り、同項第十七号を同項第十六号とし、以下順次一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「第十八号から第二十一号まで」を「第十七号から第二十二号まで」に改める。

### 新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律

(昭和二十六年十二月二十一日) 法律第三百十六号

に改正する。

- 第一条の二中「皇太后宮職」を削る。  
 第一条の五を削り、第一条の六を第一条の五とし、以下第一条の九まで一条ずつ繰り上げる。

#### 附則

- 1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。
- 2 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。  
 第一条第十六号中「皇太后宮大夫」を削り、同条第二十三号中「皇太后宮女官長」及び「皇太后宮女官」を削る。  
 別表第一中「皇太后宮大夫」を削る。

### 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律

(昭和二十七年二月十九日) 法律第一号

罹災都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)第二十五条の二の災害を左表上欄記載のとおり、同欄

新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律(三一七) 新聞出版用紙の割当に関する法律(昭和二十三年法律第二百十一号)は、廃止する。

#### 附則

- 1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。
- 2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。  
 第三条第一号中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。  
 第四条第十八号を削り、同条第十九号を同条第十八号とする。  
 第五条第一項中「三局」を「二局」に改め、「新聞出版用紙割当局」を削る。  
 第九条を次のように改める。  
 第九条 削除  
 第十五条第一項の表中新聞出版用紙割当審議会の項を削る。

### 宮内庁法の一部を改正する法律

(昭和二十六年十二月二十二日) 法律第三百十七号

宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のよう

記載の災害につき同条の規定を適用する地区を同表下欄記載のとおり定める。

災	害	地	区
昭和二十六年十二月十六日三重		三重県のうち	
県松阪市におこつた火災		松阪市	

#### 附則

この法律は、公布の日から施行する。

### 皇室経済法の一部を改正する法律

(昭和二十七年二月二十九日) 法律第二号

皇室経済法(昭和二十二年法律第四号)の一部を次のように改正する。

- 第二条を次のように改める。  
 第二条 左の各号の一に該当する場合においては、その度ごとに国会の議決を経なくても、皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受け、若しくは賜与することができる。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定



皇室経済法の一部を改正する法律 (二)

- 一 相当の対価による売買等通常の私的経済行為に係る場合
- 二 前号に掲げる場合を除く外、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間内に、皇室がなす賜与又は譲受に係る財産の価額が、別に法律で定める一定価額に達するに至るまでの場合

第六条を次のように改める。

**第六条** 皇族費は、皇族としての品位保持の資に充てらるために、年額により毎年支出するもの及び皇族が初めて独立の生計を営む際に一時金額により支出するもの並びに皇族であつた者としての品位保持の資に充てらるために、皇族が皇室典範の定めるところによりその身分を離れる際に一時金額により支出するものとする。その年額又は一時金額は、別に法律で定める定額に基づいて、これを算出する。

前項の場合において、皇族が初めて独立の生計を営むことの認定は、皇室経済会議の議を経ることを要する。年額による皇族費は、左の各号並びに第四項及び第五項の規定により算出する額とし、第四条第一項に規定する皇族以外の各皇族に対し、毎年これを支出するものと

皇族費は、左の各号に掲げる額を超えない範囲内において、皇室経済会議の議を経て定める金額とする。

- 一 皇室典範第十一条、第十二条及び第十四条の規定により皇族の身分を離れる者については、独立の生計を営む皇族について算出する年額の十倍に相当する額
  - 二 皇室典範第十三条の規定により皇族の身分を離れる者については、第三項及び第五項の規定により算出する年額の十倍に相当する額。この場合において、成年に達した皇族は、独立の生計を営む皇族とみなす。
- 第四条第二項の規定は、皇族費として支出されたものに、これを準用する。
- 第四条第三項及び第四項の規定は、第一項の定額に、これを準用する。
- 第十一条第二項中「大蔵次官」を「大蔵事務次官」に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。
- 2 この法律施行の際既婚者たる親王は、改正後の皇室経済法第六条第三項の適用については、独立の生計を営む親王とみなす。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律 (三)

- 一 独立の生計を営む親王に対しては、定額相当額の金額とする。
  - 二 前号の親王の妃に対しては、定額の二分の一に相当する額の金額とする。
  - 三 独立の生計を営む内親王に対しては、定額の二分の一に相当する額の金額とする。
  - 四 独立の生計を営まない親王、その妃及び内親王に対しては、定額の十分の一に相当する額の金額とする。
  - 五 王、王妃及び女王に対しては、それぞれ前各号の親王、親王妃及び内親王に準じて算出した額の十分の七に相当する額の金額とする。
- 摂政たる皇族に対しては、その在任中は、定額の三倍に相当する額の金額とする。
- 同一人が二以上の身分を有するときは、その年額中の多額のものによる。
- 皇族が初めて独立の生計を営む際に支出する一時金額による皇族費は、独立の生計を営む皇族について算出する年額の二倍に相当する額の金額とする。
- 皇族がその身分を離れる際に支出する一時金額による

- 3 この法律施行の際未婚者たる親王又は内親王は、改正後の皇室経済法第六条第三項の適用については、独立の生計を営まない親王又は内親王とみなす。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律

(昭和二十七年二月二十九日法律第三十三号)

皇室経済法施行法(昭和二十二年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

- 第二条を次のように改める。
- 第二条** 法第二条第二号の一定価額は、左の各号による。
- 一 天皇及び法第四条第一項に規定する皇族については、これらの者を通じて、賜与の価額は三百七十万円、譲受の価額は百二十万円とする。
  - 二 前号以外の皇族については、賜与及び譲受の価額は、それぞれ十五万円とする。
- 第三条から第六条までを次のように改める。
- 第三条から第六条まで** 削除
- 第七条中「二千九百万円」を「三千万円」に改める。
- 第八条中「七十三万四千円」を「百四十万四千円」に改める。



財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律（四）

本則中第九条の次に次の一条を加える。

第十条 法第六条第三項及び第四項の皇族費は、年度の途中において、これを支出する事由が生じたとき、又はこれを支出することをやめる事由が生じたときは、当該事由が生じた月を含めて、年額の月割計算により算出した金額を支出する。

前項の場合において、同一の月に支出することをやめる事由と同時に新たに支出する事由が生じたときは、その月の月割額は、その多額のものによる。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

## 財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律

（昭和二十七年三月五日）  
法律 第四号

（財政法の一部改正）

第一条 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の二条を加える。

第十五条第一項中「歳出予算の金額」の下に「若しくは継続費の総額」を加える。

第十六条中「歳入歳出予算」の下に「、継続費、繰越明許費」を加える。

第十七条及び第十八条第一項中「歳出」の下に「、継続費、繰越明許費」を加える。

第二十条第二項中「及び国庫債務負担行為要求書」を「、継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下予定経費要求書等という。）」に改める。

第二十一条中「予定経費要求書及び国庫債務負担行為要求書」を「予定経費要求書等」に改める。

第二十二条中「歳入歳出予算」の下に「、継続費、繰越明許費」を加える。

第二十三条中「その性質」の下に「に従つて部に大別し、且つ、各部門においてはこれを款項に区分し」を加え、「部に大別し、且つ、各部門においてはこれを款項」を「これを項」に改める。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 継続費は、その支出に係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、項に区分

財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律（四）

第十四条の二 国は、工事、製造その他の事業で、その完成に数年を要するものについて、特に必要がある場合においては、経費の総額及び年割額を定め、予め国会の議決を経て、その議決するところに従い、数年度にわたつて支出することができる。

前項の規定により国が支出することができる年限は、当該会計年度以降五箇年度以内とする。但し、予算を以て、国会の議決を経て更にその年限を延長することができる。

前二項の規定により支出することができる経費は、これを継続費という。

前三項の規定は、国会が、継続費成立後の会計年度の予算の審議において、当該継続費につき重ねて審議することを妨げるものではない。

第十四条の三 歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。

前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

し、更に各項目ごとにその総額及び年割額を示し、且つ、その必要の理由を明らかにしなければならない。

第二十八条第二号中「予定経費要求書及び国庫債務負担行為要求書」を「予定経費要求書等」に改め、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに事業の全体の計画及びその進行状況等に関する調査

第三十一条第一項中「歳入歳出予算」の下に「、継続費」を加え、同条第二項中「歳入歳出予算」の下に「及び継続費」を加える。

第三十二条中「歳出予算」の下に「及び継続費」を加える。

第三十三条第一項本文中「歳出予算」の下に「又は継続費」を加え、同条第三項中「第二項」を「前項」に改める。

第三十四条第一項中「国の支出の原因となる契約その他の行為（以下支出負担行為という。）」に因る所要額については各省各庁ごとに、支出の所要額については支出担当事務職員ごとにこれを定め、支出負担行為又は「支



出担当事務職員ごとに支出の所要額を定め、」に改め、同条第二項中「支出負担行為又は」を削り、同条第三項中「支出負担行為又は」及び「支払計画は」を削り、同条の次に次の一条を加える。

**第三十四条の二** 各省各庁の長は、第三十一条第一項の規定により配賦された歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為のうち、公共事業費その他大蔵大臣の指定する経費に係るものについては、政令の定めるところにより、当該歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為に基いてなす支出負担行為（国の支出の原因となる契約その他の行為をいう。以下同じ。）の実施計画に関する書類を作製して、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならぬ。

大蔵大臣は、前項の支出負担行為の実施計画を承認したときは、これを各省各庁の長及び会計検査院に通知しなければならない。

第三十七条に次の一項を加える。

各省各庁の長は、その所掌の継続費に係る事業が完成した場合においては、大蔵大臣の定めるところにより、継続費決算報告書を作製し、これを大蔵大臣に送

付しなければならない。

第三十九条及び第四十条第二項中「歳出決算報告書及び」の下に「継続費決算報告書並びに」を加える。

第四十二条中「毎会計年度」を「繰越明許費の金額を除く外、毎会計年度」に、「歳出予算のうち、第二十五条の規定により繰越について国会の承認を得た経費の金額及び」を「歳出予算の経費の金額のうち、」に、「終らなかつた経費の金額」を「終らなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基きこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）」に改める。

第四十三条第一項中「前条」を「第十四条の三第一項又は前条但書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

**第四十三条の二** 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終らなかつたものは、第四十二条の規定にかかわらず、継続費に係る事業の完成年度まで、通次繰り越して使用することができる。

各省各庁の長は、前項の規定による繰越をしたときは、事項ごとにその金額を明らかにして大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

前条第二項の規定は、第一項の規定により繰越をした場合に、これを準用する。

（會計法の一部改正）

**第二条** 會計法（昭和二十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

**第四条の二** 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員にその所掌の歳入の徴収に関する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に前項の事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、歳入徴収官（各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）に事故がある場合（歳入徴収官が第五項の規定により指定された官職にある者である場合においてはその官職にある者が欠けたときを含む。）におけるその事務を代理せしめることができる。

財政法、會計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律（四）

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、歳入徴収官の事務の一部を分掌せしめることができる。

前四項の場合において、各省各庁の長は、当該各省各庁又は他の各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に当該事務を委任し、代理せしめ又は分掌せしめることができる。

第三項の規定により歳入徴収官の事務を代理する職員は、これを代理歳入徴収官といい、第四項の規定により歳入徴収官の事務の一部を分掌する職員は、これを分任歳入徴収官という。

第五条中「官吏（国会の職員を含む。以下同じ。）で、法令の定めるところにより、これを徴収する資格を有する者（以下歳入徴収官という。）」を「歳入徴収官」に改める。

第十条中「財政法第三十四条」を「財政法第三十四条の二」に改める。

第十二条中「予算」を「歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為のうち、同法第三十四条の二第一項に規定する経費に係るもの」に、「同法第三十四条」を「同項」に、「支出負



担行為の計画」を「支出負担行為の実施計画」に改める。

第十三条から第十三条の四までを次のように改める。

**第十三条** 各省各庁の長は、当該各省各庁所属の職員に、その所掌に係る支出負担行為に関する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に、前項の事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、支出負担行為担当官（各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）に事故がある場合（支出負担行為担当官が第四項において準用する第四條の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合においてはその官職にある者が欠けたときを含む。）におけるその事務を代理せしめることができる。

第四條の二第五項の規定は、前三項の場合に、これを準用する。

第三項の規定により支出負担行為担当官の事務を代

理する職員は、これを代理支出負担行為担当官という。

**第十三條の二** 支出負担行為担当官が支出負担行為をなすには、政令の定めるところにより、支出負担行為の内容を表示する書類を第二十四條第三項に規定する支出官に送付し、当該支出負担行為が当該支出負担行為担当官に対し政令で定めるところにより示達された歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為の金額に超過しないことの確認を受け、且つ、当該支出負担行為が支出負担行為に関する帳簿に登記された後でなければ、これをなすことができない。この場合において、支出負担行為担当官が第二十四條第三項に規定する支出官を兼ねているときは、その確認は、自ら行わなければならない。

**第十三條の三** 各省各庁の長は、予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、当該各省各庁所属の職員に、その所掌に係る支出負担行為の全部又は一部について確認を行わしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に支出負担行為の確認を行わしめることができる。

第十四條第二項中「確認」を「確認又は認証」に改める。

第十六條中「官吏」を「職員」に改める。

第十七條中「主任の官吏」を「主任の職員」に、「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第十八條第一項中「官吏」を「職員」に改める。

第二十条中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第二十三条中「官吏」を「職員」に改める。

第二十四條から第二十五條の二までを次のように改める。

**第二十四條** 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員に、その所掌に属する歳出金を支出するための小切手の振出又は国庫金振替書の交付に関する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に前項に規定する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、支出官（各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、支出負担行為認証官（第一項又は前項の規定により支出負担行為の認証を行う職員をいう。以下同じ。）に事故がある場合（支出負担行為認証官が第四項において準用する第四條の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合においてはその官職にある者が欠けたときを含む。）におけるその事務を代理せしめることができる。

第四條の二第五項の規定は、前三項の場合に、これを準用する。

第三項の規定により支出負担行為認証官の事務を代理する職員は、これを代理支出負担行為認証官という。

**第十三條の四** 前条の場合において、支出負担行為担当官が支出負担行為をなすには、第十三條の二の規定にかかわらず、支出負担行為の内容を表示する書類を支出負担行為認証官に送付し、政令の定めるところによりその認証を受け、且つ、当該支出負担行為が支出負担行為に関する帳簿に登記された後でなければ、これをなすことができない。



下同じ。)に事故がある場合(支出官が第四項において準用する第四条の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けた場合を含む。)におけるその事務を代理せしめることができる。

第四条の二第五項の規定は、前三項の場合に、これを準用する。

第三項の規定により支出官の事務を代理する職員を代理支出官という。

**第二十五条 削除**

第二十九条中「大蔵大臣に協議して」を「政令の定めるところにより」に改める。

第三十八条中「官吏を」を「職員を」に改める。

第三十九条中「官吏が」を「職員が」に改める。

第四十条を次のように改める。

**第四十条** 各省各庁の長は、特に必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、出納官吏、代理出納官吏及び分任出納官吏以外の職員をして現金又は物品の出納保管の事務を取り扱わしめることができる。前項の規定により現金又は物品の出納保管の事務を

取り扱う職員は、これを出納員という。  
同条の次に次の一条を加える。

**第四十条の二** 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員を出納官吏とし、又は当該他の各省各庁所属の他の職員を当該出納官吏の代理出納官吏若しくは分任出納官吏とすることができる。

前項の場合において、各省各庁の長は、特に必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、当該他の各省各庁所属の職員を出納員とすることができる。

第四十七条中「小切手等認証官」を削る。

第四十八条中「第十三条の二の規定による認証」を「支出負担行為の確証又は認証」に改め、「第二十五条の規定による認証」を削る。

第四十九条中「官吏」を「職員」に改める。

(會計法の一部を改正する法律の一部改正)

**第三条** 會計法の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則中第一項の項番号並びに第二項及び第三項を削る。(公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部

改正)

**第四条** 公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「これを款及び項」を「収入にあつては、その性質に従つて款項に区分し、支出にあつては、その目的に従つてこれを項」に改める。

第十一条の見出し中「支出負担行為計画及び」を削り、同条第一項中「その支払の原因となる契約その他の行為(以下「支出負担行為」という。)に因る所要額及び」及び「支出負担行為又は」を削り、同条第二項中「支出負担行為又は」を削り、同条第三項中「支出負担行為及び」を削る。

第十三条中「支出負担行為」を「公団の支払の原因となる契約その他の行為」に改める。

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)

**第五条** 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「収入の性質及び支出の目的に従つて款及び項」を「収入にあつては、その性質に従つてこれを

款項に区分し、支出にあつては、その目的に従つてこれを項」に改める。

第十五条の見出し中「支出負担行為計画及び」を削り、同条第一項中「その支払の原因となる契約その他の行為(以下「支出負担行為」という。)に因る所要額及び」及び「支出負担行為又は」を削り、同条第二項中「支出負担行為又は」を削り、同条第三項中「支出負担行為及び」を削る。第二十二条中「支出負担行為」を「公庫の支払の原因となる契約その他の行為」に改める。

(各特別会計の歳入歳出予算の歳出予算の区分の特例)

**第六条** 政府の各特別会計の歳入歳出予算の歳出予算の区分については、各特別会計の規定にかかわらず、歳出の目的に従つて項に区分するものとする。

附則

1 この法律中継続費、歳出予算及び支出予算の区分並びに繰越に係る部分は、公布の日から、その他の部分は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、改正後の財政法、會計法等の規定中継続費、歳出予算及び支出予算の区分並びに支出負担行為の実施計画に係る部分は、昭和二十七年度分の予算から適用する。



- 2 昭和二十六年分以前の予算に係る歳出予算及び支出予算の区分については、なお従前の例による。
- 3 改正前の財政法第二十五条の規定により翌年度に繰り越して使用することについて国会の承認を経た昭和二十六年度の歳出予算に係る繰越については、なお従前の例による。
- 4 この法律施行前、改正前の財政法第三十四条の規定により承認された支出負担行為の計画については、なお従前の例による。
- 5 この法律施行前、改正前の会計法第十三条の二の規定による認証を受けた支出負担行為でこの法律施行の際まだ支出を了していないものについては、改正後の同法第十三条の二の規定による確認又は改正後の同法第十三条の四の規定による認証を受けたものとみなす。
- 6 この法律施行の際改正前の会計法又はこれに基づく命令の規定により歳入徴収官、支出負担行為担当官及び支出官並びにこれらの者の代理官及び分任官並びに出納員である者は、この法律施行後は、それぞれ改正後の同法の相当規定による歳入徴収官、支出負担行為担当官、支出官並びにこれらの者の代理官及び分任官並びに出納員に
- 7 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。  
第四条第十六号中「支出負担行為」の下に「の実施計画」を加え、同条第十七号を次のように改める。  
十七 削除  
第八条第七号中「支出負担行為」の下に「の実施計画」を加え、同条第八号を次のように改める。  
八 削除
- 8 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。  
第十一条第十四号を削り、同条第十五号を同条第十四号とし、以下一号ずつ繰り上げる。
- 9 電気通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。  
第二十三条第十八号を削り、同条第十九号を同条第十八号とし、以下一号ずつ繰り上げる。
- 10 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一項第一号中「第十三条の二第一項」を「第十

三条第三項」に改め、同項第二号中「第十三条の二第一項」を「第十三条の三第三項」に改め、同項第三号中「第二十五条第一項」を「第二十四条第三項」に改め、同項第四号及び第五号中「官吏」を「職員」に改め、同条第三項中「支出負担行為の認証（会計法第十三条の二の規定による支出負担行為の認証）」を「支出負担行為の確認又は認証（会計法第十三条の二の規定による支出負担行為の確認及び同法第十三条の四の規定による支出負担行為の認証）」に改める。

## 企業合理化促進法

（昭和二十七年三月十四日）  
法律第五号

### 第一章 総則

（目的）

**第一条** この法律は、技術の向上及び重要産業の機械設備等の急速な近代化を促進すること並びに原材料及び動力の原単位の改善を指導勧奨すること等によつて、企業の合理化を促進し、もつてわが国経済の自立達成に資することを目的とする。

企業合理化促進法（五）

（事業者の定義）

**第二条** この法律において「事業者」とは、工業、鉱業、電気事業、ガス事業、運輸業、土木建築業、水産業その他政令で定める事業を営む者をいう。

### 第二章 技術の向上の促進

（試験研究者に対する補助金の交付等）

**第三条** 主務大臣は、技術の向上を促進するため必要があると認めるときは、主務省令の定めるところにより、鉱工業等に関する技術の研究、工業化試験又は新規の機械設備等の試作（以下「試験研究」という。）を奨励助長するため、試験研究を行う者（以下「試験研究者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、又は国の所有に係る機械設備等を国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の定めるところにより貸与することができる。

（試験研究用機械設備等に対する所得税又は法人税の課税の特例）

**第四条** 主務大臣及び大蔵大臣は、政令の定めるところにより、試験研究者に対し、その行おうとする試験研究が企業の合理化を促進するため緊急を要するものであり、



且つ、その取得し又は製作しようとする機械設備等が当該試験研究のために必要なものである旨の承認をすることができらる。

- 2 試験研究者であつて所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第九条第一項第四号に規定する事業を営む個人が前項の規定による承認を受けた場合において、その承認を受けた日から一年以内に、その承認を受けた機械設備等を取付し又は製作してその承認を受けた試験研究(当該個人の営む当該事業と関連を有する試験研究に限る。)の用に供したときは、当該試験研究の用に供された日以後三年内の日を含む各年について、同号に規定する所得の計算上必要な経費に算入する当該機械設備等の減価償却費の額は、同法第十条第二項の規定にかかわらず、当該試験研究の用に供した日以後三年間で、且つ、当該試験研究の用に供している間に限り、当該機械設備等を取付し又は製作するために要した金額の百分の九十に相当する金額に当該各年のうちの当該期間の月数を乗じてこれを三十六で除して計算した金額とする。
- 3 前項及び本項の規定の適用を受けた個人が死亡した場合において、その相続人(包括受遺者を含む。以下同

じ。)が当該個人が行つていた試験研究に関連する事業を承継し、且つ、当該試験研究を継続するときは、当該個人の死亡に因る当該試験研究の用に供する機械設備等の移転については、所得税法第五条の二第一項の規定は、適用しない。この場合においては、相続に因り取得した当該試験研究の用に供する機械設備等については、当該相続人が引き続きこれを有していたものとみなす。

じ。)が当該個人が行つていた試験研究に関連する事業を承継し、且つ、当該試験研究を継続するときは、当該個人の死亡に因る当該試験研究の用に供する機械設備等の移転については、所得税法第五条の二第一項の規定は、適用しない。この場合においては、相続に因り取得した当該試験研究の用に供する機械設備等については、当該相続人が引き続きこれを有していたものとみなす。

- 4 試験研究者である法人が第一項の規定による承認を受けた場合において、その承認を受けた日から一年以内に、その承認を受けた機械設備等を取付し又は製作してその承認をうけた試験研究の用に供したときは、当該試験研究の用に供した日以後三年内の日を含む各事業年度について、当該事業年度の法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の規定による所得の計算上損金に算入する同法及同法に基く命令の規定により計算される当該機械設備等の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該試験研究の用に供した日以後三年間で、且つ、当該試験研究の用に供している間に限り、当該機械設備等を取付し又は製作するために要した金額の百分の九十に相当する金額に当該事業年度の月数のうちの当該期間の月数を乗

じてこれを三十六で除して計算した金額とする。

- 5 第二項及び前項の月数は、曆に従いこれを計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。
- 6 第二項又は第四項の規定は、所得税法第二十一条、第二十二條、第二十六條、第二十六條の二若しくは第二十九條又は法人税法第十八條から第二十一条までの規定による申告書に第二項の規定により必要な経費に算入する金額又は第四項の規定により損金に算入する償却範囲額のうち損金に算入した金額についてのその算入に関する申告の記載があり、且つ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合限り、第三項の規定は、所得税法第二十九條の規定による申告書に同項に規定する事業を承継し、且つ、試験研究を継続する事実の記載がある場合に限り、これを適用する。

(試験研究用機械設備等に対する固定資産税の課税免除及び不均一課税)

**第五条** 前条第二項又は第四項の規定の適用を受ける機械設備等に対して課する固定資産税については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定の適用があるものとする。

第三章 機械設備等の近代化の促進

(減価償却の特例)

**第六条** 機械設備等を緊急に近代化する必要がある重要産業に属する事業で政令で定めるものを営む者が機械設備等の近代化のため取得し又は製作した機械設備等については、租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

(固定資産税の課税免除及び不均一課税)

**第七条** 前条の規定の適用を受ける機械設備等に対して課する固定資産税については、地方税法第六条の規定の適用があるものとする。

第四章 産業関連施設の整備

**第八条** 事業者は、主務省令の定めるところにより、企業の合理化に資するため必要な道路、港湾施設又は漁港施設の建設、改良、維持又は復旧を道路、港湾又は漁港の管理者に対して申請することができる。

2 道路、港湾又は漁港の管理者は、前項の規定により申請を受けた場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内において、道路法(大正八年法律第五十八号)、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)又は漁港



法(昭和二十五年法律第百三十七号)の定めるところにより、その工事を行うことができる。この場合においては、事業者はその受益の限度において工事に要する費用の一部を負担させることができる。

3 国は、前項の規定による工事に要する費用については、道路法、港湾法又は漁港法の定めるところにより、予算の範囲内において、その全部若しくは一部を負担し又は補助することができる。

4 国は、必要があると認めるときは、第二項の規定による工事を道路法、港湾法又は漁港法の定めるところにより、自ら行うことができる。この場合においては、事業者はその受益の限度においてその工事に要する費用の一部を負担させることができる。

第五章 原単位の改善

(目標原単位の公表)

第九条 主務大臣は、工場又は事業場における鉱工業品の原材料又は動力の原単位(以下「原単位」という。)の改善を促進するため必要があると認めるときは、目標となるべき原単位を公表することができる。

(原単位に関する報告)

第十四条 主務大臣は、この法律の適正且つ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、試験研究者若しくは事業者に対し、必要な事項の報告を求め、又は当該職員に、試験研究者若しくは事業者の工場、事業場若しくは営業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件の検査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八章 罰則

第十五条 前条第一項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、同条の罰金を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反

第十条 主務大臣は、企業の合理化を促進するため必要があると認めるときは、主務省令の定めるところにより、事業者に対し、当該事業者の工場又は事業場における原単位に関する報告をさせることができる。

(原単位の改善に関する指導等)

第十一条 主務大臣は、企業の合理化を促進するため必要があると認めるときは、事業者に対し、原単位の改善に關し必要な指導又は勸奨を行うことができる。

第六章 中小企業の診断

(企業診断)

第十二条 地方公共団体は、中小企業の合理化を促進するため、中小企業者の申出に基き、当該企業の経営の状況について調査及び診断を行い、その改善に関する勧告を行うことができる。

(補助金の交付)

第十三条 主務大臣は、前条の調査及び診断並びに勧告を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、その経費の一部を補助金として交付することができる。

第七章 雑則

(報告及び立入検査等)

行為を防止するため、当該業務に關し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第五条の五第一項中「第五条の七」の下に「及び第五条の九」を加える。

第五条の六第一項中「及び第五条の八」を「第五条の八及び第五条の十一」に改める。

第五条の七から第五条の十一までを二条ずつ繰り下げ、第五条の六の次に、次の二条を加える。

第五条の七 青色申告書を提出する個人で企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)第六条の規定により政令で定められた事業(以下指定事業という。)を営むものが、昭和二十六年一月一日以後、近代的な機械設備等で命令で定めるもの(以下指定事業用機械という。)のうちその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し又は指定事業用機械を製作して、これを



当該事業の用に供した場合においては、その事業の用に供した日の属する年における事業所得の計算上当該指定事業用機械の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該指定事業用機械の取得価額の二分の一に相当する金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額とする。但し、当該指定事業用機械の減価償却費として所得税法第十条第二項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

前項の規定により指定事業用機械の減価償却費として必要な経費に算入された金額が当該指定事業用機械の取得価額の二分の一に相当する金額に満たない場合においては、前項に規定する年の翌年以後二年間の各年において事業所得の計算上当該指定事業用機械の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該指定事業用機械の減価償却費として同条同項の規定により必要な経費に算入される金額にそれぞれ左に掲げる金額を加算した金額とする。

一 前項に規定する年の翌年においては、当該指定事

業用機械の取得価額の二分の一に相当する金額から前項の規定により必要な経費に算入された金額を控除した金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額

二 前号に規定する年の翌年においては、当該指定事業用機械の取得価額の二分の一に相当する金額から前項の規定により必要な経費に算入された金額と前号に掲げる金額との合計額を控除した金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額

第五条の五第一項の規定は、指定事業用機械には、これを適用しない。

第一項又は第二項の規定は、所得税法第二十一条、第二十二條、第二十六條、第二十六條の二又は第二十九條の規定による申告書に第一項又は第二項の規定により必要な経費に算入される金額を必要な経費に算入することの記載があり、且つ、当該申告書に指定事業用機械の減価償却額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、これを適用する。

第五条の八 青色申告書を提出する法人で指定事業を営

むものが、昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度開始の日以後、指定事業用機械のうちその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し又は指定事業用機械を製作して、これを当該事業の用に供した場合においては、その事業の用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該指定事業用機械の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該指定事業用機械の取得価額の二分の一に相当する金額とする。

第五条の六第一項の規定は、指定事業用機械には、これを適用しない。

第五条の六第三項の規定は、第一項の場合について、これを準用する。

3 改正後の租税特別措置法(以下「法」という。)第五条の七の規定は、昭和二十六年分の所得税から適用する。

4 第五条の八の規定は、法人の昭和二十七年一月一日以後終了する事業年度分の法人税から適用する。

5 法人が昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度開始の日から昭和二十七年一月一日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日までの間に第五条の八の指定事業

用機械のうちその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は同条の指定事業用機械を製作して、これを当該事業の用に供した場合において、当該法人がその事業の用に供した事業年度の所得につき法人税法第二十五条第一項の規定による青色申告書を提出したときは、当該法人の昭和二十七年一月一日以後終了する事業年度の所得の計算については、当該指定事業用機械について、その事業の用に供した事業年度において第五条の八の規定の適用があつたものとして当該事業年度以後昭和二十七年一月一日を含む事業年度直前の事業年度までの各事業年度分の償却範囲額を計算する場合において生ずる各事業年度の償却不足額に相当する金額を、それぞれ各事業年度において生じた償却不足額とみなして当該指定事業用機械の償却範囲額を計算する。



国の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律(六) 連合国占領軍の為す郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する法律(七) 郵便貯金法の一部を改正する法律(八)

### 国の利害に關係のある訴訟 についての法務總裁の権限 等に関する法律の一部を改 正する法律

(昭和二十七年三月二十二日)  
法律第六号

国の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「所部の職員でその指定するもの」の下に「若しくは訴訟代理人に選任する弁護士」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

### 連合国占領軍の為す郵便物、 電報及び電話通話の検閲に 関する件を廃止する法律

(昭和二十七年三月二十二日)  
法律第七号

が二年をこえるとき 年六分

同期間が一年六箇月をこえ、二年以下であるとき 年五分四厘

同期間が一年をこえ、一年六箇月以下であるとき 年四分八厘

同期間が一年以下であるとき 年四分二厘

第十二条第一項の次に次の一項を加える。

積立郵便貯金又は定額郵便貯金について第四十五条第一項但書又は第五十二条第一項但書の規定による貯金の払渡をするときは、前項の規定にかかわらず、年三分の利率により、利子をつける。

第四十七条第一項中「百円以上千二百円以下(昭和二十四年五月三十一日以前に預入した積立郵便貯金については二十円以上五百円以下)」を「百円以上四千円以下」に、「百円未満(昭和二十四年五月三十一日以前に預入した積立郵便貯金については十円未満)」を「百円未満」に改める。

第五十四条中「千円又は三千円」を「千円、三千円、五千円又は一万円」に改める。

附則第三項及び第四項を削る。

真珠養殖事業法(九)

連合国占領軍の為す郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件(昭和二十年閣令第四十三号)は、廃止する。

附則

この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

### 郵便貯金法の一部を改正す る法律

(昭和二十七年三月二十二日)  
法律第八号

郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第十二条第一項を次のように改める。

郵便貯金には、左の利率により、利子をつける。

一 通常郵便貯金 年三分九厘六毛

二 積立郵便貯金 年四分二厘

三 定額郵便貯金

預入の月の初日から払もどし金の払渡(払もどし証書を発行するときはその発行)の日までの期間

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 郵便貯金法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項、第三項及び第四項を削り、第五項を第二項とし、第六項を第三項とする。

3 郵便貯金法附則第三項の規定又は前項に規定する法律の附則第二項若しくは第三項の規定により従前の例によるものとされた郵便貯金でこの法律の施行の際現に存するものは、この法律の施行の時に通常郵便貯金となつたものとみなす。

### 真珠養殖事業法

(昭和二十七年三月二十五日)  
法律第九号

(目的)

第一条 この法律は、真珠貝及び真珠の養殖を助長し、並びに真珠の品質の向上を図り、もつて真珠の輸出の促進とこれによる国民経済の発展とに寄与することを目的と



する。

(定義)

第二条 この法律において「真珠養殖事業」とは、真珠貝若しくは真珠を養殖し、真珠を加工（金属類を附加して製品とする場合を含まない。）し、又は真珠の核を製造する事業をいい、「真珠養殖事業者」とは、真珠養殖事業を営む者をいう。

(施術数量目標の公表)

第三条 農林大臣は、毎年、真珠養殖事業審議会の意見をきいて都道府県別及び核の大きさ別の真珠貝の施術数量目標を定め、公表するものとする。

(計画の提出)

第四条 農林大臣は、省令の定めるところにより、真珠養殖事業者に対し、毎年、その営む事業につき、その計画の提出を求めることができる。

(計画についての助言及び勧告並びに資金のあつ旋)

第五条 真珠養殖事業者は、前条に規定する計画を定めるについて、農林大臣の助言を求めることができる。この場合には、農林大臣は、必要な助言をしなければならない。

第八条 真珠（真珠製品に用いた真珠を含む。）は、省令の定めるところにより、国の真珠検査所の検査を受け、その結果を省令で定める様式により表示したものでなければ、輸出してはならない。但し、標本用その他農林大臣が定める用途に供するために輸出する場合であつて、農林大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

2 農林大臣は、前項の検査及び様式に関する事項につき、省令を定める場合には、あらかじめ当該事項につき通商産業大臣に協議しなければならない。

(聴開会)

第九条 前条第一項の規定による検査の決定に關し不服のある関係業者その他の利害関係人は、検査の決定があつた日から三十日以内に、農林大臣に、聴開会の開催を請求することができる。

2 農林大臣は、前項の請求があつたときは、聴開会を開いて、不服の事由を審査し、前条第一項の規定による検査の決定が不当であると認めるときは、真珠検査所に再検査をさせなければならない。

(検査手数料)

第十条 第八条第一項の規定による検査を受けようとする

2 農林大臣は、第三条の規定により定められた目標を達成するため必要があると認めるときは、真珠養殖事業者に対し、前条の規定により提出した計画の変更について勧告することができる。

3 農林大臣は、第一項の規定による助言又は前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該助言又は勧告に応じて真珠養殖事業を営む者に対し、当該事業に要する資金をあつ旋するものとする。

(真珠貝の養殖事業者に対する助成)

第六条 農林大臣は、左の各号の一に掲げる事業を行う漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことができる。

一 真珠貝の種苗の生産又は真珠貝の稚貝若しくは成貝の育成

二 真珠貝の生息場所の底質の改良

(真珠貝の標準価格の公表)

第七条 農林大臣は、真珠貝の養殖を助長するため特に必要があると認めるときは、真珠貝の標準価格を定めて公表することができる。

(真珠の検査)

者は、真珠一匁につき三十匁の範囲内において省令で定める額の検査手数料を国に納めなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第十一条 農林大臣は、第五条第三項の規定による資金のあつ旋を受け、又は第六条の規定に基く助成を受けた真珠養殖事業者に対し、当該資金の使途又は助成の成果を確かめるため、必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、真珠養殖事業者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、真珠若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(真珠養殖事業審議会の設置及び権限)

第十二条 この法律の規定によりその権限に属させた事項その他真珠養殖事業に関する重要事項を調査審議するため、農林省に真珠養殖事業審議会（以下「審議会」とい



ろ。)を置く。

(審議会の組織等)

第十三条 審議会は、農林大臣が任命する委員七人をもつて組織する。

2 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理する。

5 審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

6 委員は、非常勤とする。

7 前各項に定めるものを除く外、審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

(罰則)

第十四条 第八条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十五条 第十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、

(水産庁設置法の改正)

2 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第七条の二中「水産講習所」を「水産講習所」に改める。  
「真珠研究所」

第七条の七を第七条の九とする。

第七条の六第一項中漁港審議会の部の次に次のように加える。

真珠養殖事業審議会  
真珠養殖事業法(昭和二十七年法律第九号)の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。

同条第二項中「漁港法」の下に「、真珠養殖事業審議会に對しては真珠養殖事業法」を加え、同条を第七条の八とする。

第七条の五の次に次の二条を加える。

(真珠検査所)

第七条の六 真珠検査所は、真珠の検査を行う機関とする。

2 真珠検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

真珠養殖事業法 (九)

妨げ、若しくは忌避した者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。但し、法人の代表者又は人(人が營業に關し成年者と同じの能力を有しない未成年者又は禁治産者であるときは、その法定代理人とする。)がその法人又は人の代理人又は使用人その他の従業者の當該違反行為を防止するため相當の注意を怠らなかつたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、第八条から第十条まで、第十四条、第十六条中第十四条の違反行為に關する部分の規定の施行期日は、昭和二十七年六月三十日までの間において、政令で定める。

名	称	位	置
東京	真珠検査所	東京	都
神戸	真珠検査所	神戸	市

3 真珠検査所の内部組織については、農林省令で定める。

(真珠研究所)

第七条の七 真珠研究所は、左に掲げる事項を行う機関とする。

- 一 真珠貝に關する試験、研究及び調査
  - 二 真珠貝の優良な種苗の生産及び配布
  - 三 真珠貝の種苗の生産技術及び真珠貝の養殖技術の普及
  - 四 真珠の養殖の密度その他真珠に關する試験、研究及び調査
  - 五 真珠に關する知識の普及
- 2 真珠研究所は、三重県に置く。



開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に  
関する法律(一〇)

- 3 農林大臣は、真珠研究所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に真珠研究所の支所を設けることができる。
- 4 真珠研究所の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

め、昭和二十七年度において、一般会計から、十五億三千百二十一万円を限り、開拓者資金融通特別会計に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日開拓者資金融通特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

### 開拓者資金融通特別会計に おいて貸付金の財源に充て るための一般会計からする 繰入金に関する法律

(昭和二十七年三月二十七日)  
法律 第十号

- 1 政府は、開拓者資金融通法(昭和二十二年法律第六号)第一条の規定により貸し付ける貸付金の財源に充てるた

### 私立学校振興会法

(昭和二十七年三月二十七日)  
法律 第十一号

目次

- 第一章 総則(第一条—第十条)
- 第二章 役員及び職員(第十一条—第十六条)
- 第三章 評議員会(第十七条—第二十一条)
- 第四章 業務(第二十二条—第二十八条)
- 第五章 会計(第二十九条—第三十五条)
- 第六章 監督(第三十六条—第三十九条)
- 第七章 罰則(第四十条—第四十二条)

第一章 総則

(目的)

第一条 私立学校振興会は、私立学校の経営に關し必要な資金の貸付、私立学校教育の助成その他私立学校教育に對する援助に必要な業務を行い、もつて私立学校教育の振興を図ることを目的とする。

(法人格)

第二条 私立学校振興会(以下「振興会」という。)は、法人

私立学校振興会法(一一)

とする。

(定義)

第三条 この法律において「私立学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する私立学校をいう。

2 この法律において「学校法人」とは、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。

(事務所)

第四条 振興会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 振興会は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五条 振興会の資本金は、三億九千万円と第三項の規定により出資された債権の額に相当する額の合計額とする。

2 政府は、振興会に対して、前項の三億九千万円を出資するものとする。

3 昭和二十一年四月一日から振興会成立の日の前日までの間において、戦災、震災その他の災害のため被害を受けた私立学校(学校教育法第九十四条の規定により廃止



された法令による私立学校を含む。以下この項並びに第二十七条第一項及び第二項において同じ。)の建物の復旧費及び私立学校の経費のため政府から私立学校を設置する者又は都道府県に対して貸し付けられた貸付金の債権(以下「旧債権」という。)及びこれらの債権を担保する権利は、振興会成立の日において、政府から振興会が承継するものとし、その債権の額に相当する額は、政府から振興会に対して出資されたものとする。

4 振興会は、必要があるときは、文部大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

5 政府は、前項の規定により、振興会がその資本金を増加する場合においては、予算に定める金額の範囲内において、振興会に出資することができる。

(定款)

第六条 振興会は、定款をもつて左の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金及び資産に関する事項

- 五 役員に関する事項
- 六 評議員会及び評議員に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項
- 八 会計に関する事項

2 定款の変更は、文部大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第七条 振興会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3 登記した事項は、登記所において、遅滞なく公告しなければならない。

(名称使用の制限)

第八条 振興会でない者は、私立学校振興会という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(解散)

第九条 振興会の解散及びその解散した場合における残余財産の処置については、別に法律で定める。

(法人に関する規定の準用)

第十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)、第五十条(法人の住所)及び第五十四条(理事の代表権の制限)の規定は、振興会に準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十一条 振興会に役員として会長一人、理事長一人、理事三人以上五人以内及び監事三人を置く。

(役員職務)

第十二条 会長は、振興会を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、定款で定めるところにより、振興会を代表し、会長を補佐して振興会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、振興会を代表し、会長及び理事長を補佐して振興会の業務を掌理し、会長及び理事長とともに事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長がともに欠員のときはその職務を

行う。

4 監事は、振興会の業務を監査する。

(役員任命、任期及び欠格事由)

第十三条 役員は、振興会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 役員は、二年とする。但し、補欠の役員は、任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

4 学校教育法第九条(校長及び教員の欠格事由)の規定は、振興会の役員に準用する。

(代表権の制限)

第十四条 振興会と会長、理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が振興会を代表する。

(兼職の禁止)

第十五条 会長、理事長及び理事は、他の職業に従事してはならない。但し、これらの役員としての職務の執行に支障がないものと認めて文部大臣が許可した場合は、この限りでない。

(役員及び職員地位)



第十六条 振興会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

(評議員会)

第十七条 振興会に評議員会を置く。

2 評議員会は、十人以上二十人以内の評議員をもつて組織する。

(評議員会の職務)

第十八条 左に掲げる事項については、会長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

一 定款の変更

二 予算及び第三十五条の規定により文部大臣の認可を受けることを必要とする借入金金の借入

三 第二十四条第一項の規定による業務方法書の決定及び変更

四 第三十三条第一項の規定による資本金の減少

五 その他振興会の業務に関する重要事項で、定款をもつて定めるもの

第十九条 評議員会は、振興会の業務若しくは資産の状況

同数のときは、議長の決するところによる。

6 前項の場合においては、議長は、評議員として議決に加わることができる。

第四章 業務

(業務)

第二十二条 振興会は、第一条の目的を達成するため、左の業務を行う。

一 学校法人に対し、その設置する私立学校の経営のため必要な資金(その施設のため必要な資金を含む。)を貸し付けること。

二 学校法人に対し、その設置する私立学校が教育の振興のため行う事業について助成を行うこと。

三 私立学校の職員の研修、福利厚生その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その施設等について、必要な資金を貸し付け、又は助成を行うこと。

四 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 振興会は、文部大臣の認可を受けて、前項各号に掲げる業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

又は役員業務執行の状況について、会長に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は会長から報告を徴することができる。

(評議員の任命、任期及び欠格事由)

第二十条 評議員は、振興会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者及び私立学校関係者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十三条第二項及び第三項並びに学校教育法第九条(校長及び教員の欠格事由)の規定は、評議員に準用する。

(評議員会の会議)

第二十一条 評議員会は、会長が招集する。

2 評議員会に議長を置き、評議員の互選で定める。

3 会長は、評議員の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から三十日以内にこれを招集しなければならない。

4 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

5 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否

3 振興会は、前事業年度における損益計算上の利益金から、繰越欠損の補てんに充てた金額並びに当該事業年度において第三十二条第一項の規定による特別積立金及び同条第二項の規定による普通積立金として積み立てられた金額を控除した金額に相当する金額の範囲内においてのみ、第一項第二号又は第三号の規定による助成を行うことができる。

(業務執行の基本原則)

第二十三条 振興会の業務は、第一条に規定する振興会の目的に従い、公平且つ確実な運営を期して執行されなければならない。

(業務方法書)

第二十四条 振興会は、業務開始の際、業務方法書を定め、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

2 前項の業務方法書には、貸付の限度、利率及び期限、助成の限度及び目的並びに第二十八条第二項の規定による代理業務に関する準則を記載しなければならない。(貸付又は助成に係る審査)

第二十五条 振興会は、第二十二条の規定による貸付又は



助成を行うについては、学校法人その他貸付又は助成を受けようとする者の備えている条件について、その貸付又は助成の目的を有効に達し得るかどうかを審査しなければならぬ。

(貸付又は助成の制限)

**第二十六条** 振興会は、振興会に対し債務を負う学校法人(都道府県に対して貸し付けられた旧債権に係る資金を当該都道府県から貸し付けられた学校法人を含む。)がその債務の元利償還を履行しない場合においては、当該不履行が災害その他の特別の事由による場合を除くほか、当該学校法人に対して、新たな資金の貸付又は助成を行わないものとする。

(旧債権の取扱)

**第二十七条** 振興会又は都道府県は、私立学校を設置する者が災害その他の特別の事由により、旧債権又は都道府県が旧債権に係る資金で貸し付けた貸付金の債権に係る元利金の支払が著しく困難となつた場合において、当該債権の貸付条件の変更又は延滞元利金の支払方法の変更をしようとするときは、振興会にあつては文部大臣の認可を、都道府県にあつては振興会の承認を受けなければ

ならぬ。

2 振興会又は都道府県は、私立学校を設置する者が災害その他の特別の事由により、旧債権又は都道府県が旧債権に係る資金で貸し付けた貸付金の債権に係る債務の全部又は一部を履行することができなくなつた場合において、当該債務の全部又は一部を免除しようとするときは、振興会にあつては文部大臣の認可を、都道府県にあつては振興会の承認を受けなければならない。

3 振興会は、前二項の承認をしようとする場合には、あらかじめ文部大臣の認可を受けなければならない。

4 振興会は、都道府県が第一項の規定による貸付条件の変更若しくは延滞元利金の支払方法の変更又は第二項の規定による債務の全部若しくは一部の免除をしたときは、当該都道府県に対する旧債権のうち当該貸付条件の変更等の措置がされた債権に相当する部分について、同様の措置をしなければならない。

(貸付業務の代理)

**第二十八条** 振興会は、文部大臣の認可を受けて、銀行その他の金融機関に第二十二条第一項第一号又は第三号の貸付業務の一部を代理させることができる。

2 振興会は、前項の規定により銀行その他の金融機関にその業務の一部を代理させようとするときは、その金融機関に対して代理業務に関する準則を示さなければならぬ。

第五章 会計

(事業年度)

**第二十九条** 振興会の事業年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

2 振興会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日まで完了しなければならない。

(事業計画及び予算)

**第三十条** 振興会は、毎事業年度、事業計画並びに収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、また同様とする。

(財務諸表)

**第三十一条** 振興会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条及び第三十三条第二項において「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、監

事の意見をつけて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の財務諸表及び決算報告書を、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に評議員会に報告しなければならない。

3 振興会は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けたときは、遅滞なく同項の財務諸表を官報に公告し、且つ、各事務所に備え置かなければならない。

(利益金の処分)

**第三十二条** 振興会は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、繰越欠損がある場合においては、まずこれを繰越欠損の補てんに充て、なお残余があるときは、旧債権に係る債務の免除に因る損失の補てんに充てられたり、旧債権の滞貸元本(当該事業年度末までに償還期の到来した元本のうち、その時までまだ償還がされていないものをいう。以下この条において同じ。)の総額に相当する金額に達するまで、これを特別積立金として積み立てなければならない。

2 前項の規定により特別積立金を積み立て、なお利益金の残余があるときは、振興会は、同項に規定する損失以



外の損失の補てんに充てるため、当該利益金の一部を普通積立金として積み立てなければならぬ。

3 第一項の特別積立金は、旧債権に係る債務の全部又は一部の免除に因る損失の補てんに充てる場合を除くほか、取りくずしてはならない。但し、特別積立金の金額が旧債権の滞貸元本の総額をこえるに至つた場合において、そのこえる部分については、この限りでない。

4 第一項の特別積立金の金額が旧債権の滞貸元本の総額に満たなくなつた場合において第二項の普通積立金があるときは、その満たない金額に相当する金額までの金額を普通積立金から特別積立金に組み替えなければならぬ。

5 第二項の普通積立金は、前項の規定により特別積立金に組み替える場合及び第一項に規定する損失以外の損失の補てんに充てる場合を除くほか、これを取りくずしてはならない。

(資本金の減少)

第三十三条 振興会は、旧債権に係る債務の免除に因る損失が前条第一項の特別積立金を取りくずしてもなお補てんできないときは、文部大臣の認可を受けて、その補

てんできなかつた損失に相当する金額の資本金を減少することができる。

2 振興会は、前項の規定による資本金の減少を行つたときは、遅滞なく、その旨及び資本金の減少を行つた日現在の財務諸表を官報に公告しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十四条 振興会は、左の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債又は地方債の取得
- 二 銀行への預金又は郵便貯金
- 三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

(借入金)

第三十五条 振興会は、文部大臣の定める場合を除くほか、借入金をするについては、文部大臣の認可を受けなければならない。

第六章 監督

(監督)

第三十六条 振興会は、文部大臣が監督する。

(監督命令)

第三十七条 文部大臣は、この法律を施行するため必要が

認められるとき。

第七章 罰則

(罰則)

第四十条 振興会の役員又は職員が第三十八条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。

第四十一条 左の場合においては、振興会の役員を二万円以下の過料に処する。

一 この法律により文部大臣の許可、認可又は承認(第五條第四項、第六條第二項、第二十二條第二項及び第三十三條第一項の規定による認可を除く。)を受けなければならぬ場合において、その許可、認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律又はこの法律に基いて発する政令に違反して、登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 この法律及び定款に規定しない業務を営んだとき。

四 第三十一條第三項又は第三十三條第二項の規定に違反して、公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

あると認めるときは、振興会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十八条 文部大臣は、必要があると認めるときは、振興会に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員をして振興会の事務所に入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(役員解任)

第三十九条 文部大臣は、役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

- 一 この法律、この法律に基く文部大臣の監督上の命令又は定款に違反したとき。
- 二 心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前号に掲げるもののほか、役員として不適当と



- 五 第三十四条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 六 文部大臣の監督上の命令に違反したとき。
- 第四十二条 第八条の規定に違反して、私立学校振興会という名称又はこれに類似する名称を用いた者は、五千円以下の過料に処する。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 文部大臣は、設立委員を命じ、振興会の設立に関する事務を処理させる。
- 3 設立委員は、定款を作成し、文部大臣の認可を受けなければならぬ。
- 4 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を振興会の会長に引き継がなければならない。
- 5 振興会の会長が前項の事務の引継を受けたときは、その引継を受けた日において、振興会の会長、理事長、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならない。
- 6 振興会は、設立の登記をしなければならない。
- 7 振興会の会長は、振興会成立後すみやかに、政府に対して、出資金の払込の請求をしなければならない。

- 8 文部大臣は、振興会が成立した場合においては、すみやかに、旧債権に係る貸付金に関する事務を振興会に引き継がなければならない。
- 9 都道府県知事は、振興会が成立した場合においては、すみやかに、旧債権に係る貸付金のうち昭和二十一年度分の私立学校戦災建物復旧費貸付金から貸し付けられたものに関する事務を振興会に引き継がなければならない。
- 10 前二項の規定による事務引継の場合においては、文部大臣又は都道府県知事は、証書、帳簿その他の書類を調整し、処理未了若しくは未着手の事項又は将来処理すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載しなければならない。
- 11 この法律中学校法人には、当分の間、学校教育法第二条第一項の規定により私立の盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園を設置する民法第三十四条の法人を含むものとする。
- 12 第五条第三項の規定により振興会が承継した国の抵当権の移転の登記には、登録税を課さない。
- 13 第八条の規定は、この法律施行の際現に私立学校振興

会という名称又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六月を限り適用しない。

- 14 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。  
第十九条但書中「第二号ノ二、」を「第二号ノ四、」に改め、同条第七号中「大日本育英会、」の下に「私立学校振興会、」を、「大日本育英会法、」の下に「私立学校振興会法、」を加え、同条第十八号中「大日本育英会、」の下に「私立学校振興会、」を加え、同条に次の一号を加える。  
二十二 私立学校振興会が私立学校振興会法ノ規定ニ依り為ス貸付業務ノ為ニスル建物又ハ土地ノ抵当権ノ取得ノ登記
- 15 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。  
第五条第六号ノ九の次に次の一号を加える。  
六ノ十 私立学校振興会ノ発スル証書帳簿
- 16 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。  
第三条第十号中「大日本育英会、」の下に「私立学校振興会、」を加える。

- 17 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。  
第四条第四号中「大日本育英会、」の下に「私立学校振興会、」を加える。
- 18 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。  
第二十四条第三号中「法令による公団、」の下に「私立学校振興会、」を加え、第二百九十六条中「国民健康保険団体連合会、」の下に「私立学校振興会、」を加え、第三百四十八条第二項第十一号に次の一号を加える。  
十二 私立学校振興会が直接その事業の用に供する固定資産  
第七百四十三条第三号中「大日本育英会、」の下に「私立学校振興会、」を加える。



国民金融公庫法の一部を改正する法律（一三）  
関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律（一三）  
する命令に關する件に基く全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に關する法律（一四）

### 国民金融公庫法の一部を改正する法律

（昭和二十七年三月二十七日）  
法律 第十一号

国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「七十億円」を「百億円」に改める。

#### 附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

ポツダム宣言の受諾に伴い  
発する命令に關する件に基  
く警察関係命令の措置に關  
する法律

（昭和二十七年三月二十八日）  
法律 第十号

銃砲刀剣類所持取締令（昭和二十五年政令第三百三十

公選による候補者の届出又は推薦届出の期限の特例に  
關する件（昭和二十二年内務省令第二十五号）

#### 附則

この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日  
から施行する。

ポツダム宣言の受諾に伴い  
発する命令に關する件に基  
く特別調達庁関係諸命令の  
廃止に關する法律

（昭和二十七年三月二十八日）  
法律 第十五号

（命令の廃止）

第一条 左に掲げる命令は、廃止する。

要求物資使用収用令（昭和二十年勅令第六百三十五号）

土地工作物使用令（昭和二十年勅令第六百三十六号）

（要求物資使用収用令の廃止に伴う経過規定）

第二条 この法律施行の際現に要求物資使用収用令に基き

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に關する法律（一五）

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に  
關する件に基く警察関係命令の措置に関する法律（一三）  
する命令に關する件に基く全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に關する法律（一四）

（一四）は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日以後も、法律としての効力を有するものとする。

#### 附則

この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日  
から施行する。

ポツダム宣言の受諾に伴い  
発する命令に關する件に基  
く全国選挙管理委員会関係  
諸命令の廃止に關する法律

（昭和二十七年三月二十八日）  
法律 第十四号

左に掲げる命令は、廃止する。

政治犯人等の資格回復に關する件に基く衆議院議員選  
挙人名簿の特例に關する件（昭和二十年勅令第七百三十  
一号）

衆議院議員選挙人名簿の特例に關する件（昭和二十一  
年内務省令第二十三号）

使用されている連合国最高司令官の要求に係る物資（以  
下「要求物資」という。）は、この法律施行の日後九十日間  
を限り、引き続き同令の規定により使用することができ  
る。

2 この法律施行前に要求物資使用収用令に基き使用さ  
れ、又は収用された要求物資及び前項の要求物資に係る  
損失補償については、この法律施行後も、なお従前の例  
による。

（土地工作物使用令の廃止に伴う経過規定）

第三条 この法律施行の際現に土地工作物使用令に基き使  
用されている土地又は家屋その他の工作物（以下「工作  
物」という。）は、この法律施行の日後九十日間を限り、  
引き続き同令の規定により使用することができる。

2 この法律施行前に土地工作物使用令に基き使用された  
土地又は工作物及び前項の土地又は工作物に係る損失補  
償については、この法律施行後も、なお従前の例によ  
る。

（罰則に關する経過規定）

第四条 この法律施行前にした要求物資使用収用令又は土  
地工作物使用令に違反する行為に対する罰則の適用につ



ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律（一六）

いては、なお従前の例による。

附則

この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

### ポツダム宣言の受諾に伴い 発する命令に関する件に基 く賠償庁関係諸命令の措置 に関する法律

（昭和二十七年三月二十八日  
法律 第十 六 号）

（朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正）

第一条 朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十六年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「連合国最高司令官の要求に基き、」を削る。  
（将来存続すべき命令）

第四十条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

### 塩田等災害復旧事業費補助 法の一部を改正する法律

（昭和二十七年三月二十八日  
法律 第十 七 号）

塩田等災害復旧事業費補助法（昭和二十五年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

3 昭和二十六年に発生した災害に因り甚大な被害を受けた地域に限り、その被害を受けた塩田等の災害復旧事業の事業費のうち政令で定める額をこえる部分についての第三条第一項の規定による補助金の金額は、同条第二項の規定にかかわらず、左の各号の区分により当該各号に掲げる比率によつて算出した金額の範囲内の金額とする。

一 塩田及び濃縮施設に係るもの 当該政令で定める額をこえる部分の事業費の十分の八

塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律（一七）

第二条 前条に規定する命令は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日以後も、法律としての効力を有するものとする。

（特定財産管理令の廃止）

第三条 特定財産管理令（昭和二十一年勅令第二百八十六号）は、廃止する。

（特定財産管理令の廃止に伴う経過規定）

第四条 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則

1 この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

2 賠償庁臨時設置法（昭和二十三年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「及び税務署」及び「及び税務署長」を削る。

3 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「並びに特定財産管理令（昭和二十一年勅令第二百八十六号）の施行に関する事務」を削る。

二 塩田防災施設に係るもの 当該政令で定める額をこえる部分の事業費の十分の九

4 前項の地域は、公社の総裁が指定する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前塩田等災害復旧事業費補助法（以下「法」という。）第四条の規定により補助金交付申請書を公社に提出した者は、当該申請書に係る補助金の金額について法附則第三項の規定の適用を受けようとするときは、昭和二十七年三月三十一日までに、同項に規定する政令で定める額をこえる部分の事業費についての補助金につき、補助金増額交付申請書を公社に提出しなければならぬ。

3 法第五条の規定は、前項の規定による補助金増額交付申請書の提出があつた場合について準用する。この場合において、法第五条第一項中「第三条の規定により交付することができる補助金」とあるのは、「附則第三項の規定による補助金の金額と第三条第二項の規定による補助金の金額との差額」と読み替えるものとする。

4 この法律施行の際までに法第三条第一項の規定による



補助金で法附則第三項の規定の適用を受けるものについて法第四条の規定による補助金交付申請書を公社に提出していない者が、法第三条第一項の規定による補助金の交付を受けようとする場合における法第四条及び第五条の規定の適用については、法第四条中「災害が発生した日から二月以内」とあるのは「昭和二十七年三月三十一日まで」と、法第五条中「第三条」とあるのは「第三条及び附則第三項」とする。

5 法第三条第一項の規定による昭和二十六年に発生した災害により被害を受けた塩田等の補助金については、法第六条第一項中「前条第二項」とあるのは「前条第二項（塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律附則第三項において準用する場合を含む。）」と、法第六条第三項中「第三項」とあるのは「第三条及び附則第三項」と読み替えるものとする。

### 昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法

（昭和二十七年三月二十八日法律第十号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、漁業者が昭和二十六年十月の台風によつてその所有する漁船、漁具又は水産動物の養殖施設（以下「漁業施設」という。）について受けた損害の復旧を円滑にするため、政府が当該復旧に要する資金の融通について損失補償及び利子補給を行うことを目的とする。

（損失補償及び利子補給）

第二条 政府は、農林中央金庫その他政令で定める金融機関（以下「融資機関」という。）が前条の台風によつて漁業施設に損害を受けた漁業者でその復旧のために融資を受けようとするもの又はその者の加入する水産業協同組合でその者につきその漁業施設の復旧のために融資をしようとするものに対して融資をするときは、政令の定める

ところにより、当該融資をすることによつて受けた損失を補償し、且つ、当該融資につき利子の補給をする旨の契約を当該融資機関と結ぶことができる。

2 前項の規定により政府と融資機関が契約を結ぶことができる融資は、昭和二十七年四月一日から昭和二十八年三月三十一日までになされ、且つ、その償還期限が昭和三十三年三月三十一日以前のものに限る。

3 政府が第一項の規定による契約を結ぶことができる融資の総額は、十五億円を限度とする。

（損失の基準及び損失補償限度）

第三条 前条第一項の損失とは、融資元本の償還期限到来後一年の範囲内で政令で定める期間を経過してなお元本又は利子（政令で定める遅延利子を含む。）の全部又は一部について回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額をいう。

2 前条第一項の規定による契約に基づいて政府が行う損失補償の金額の限度は、融資機関ごとに、当該融資機関のした同条同項の融資（以下「融資」という。）の総額の百分の三十に相当する金額とする。

（利子補給の基準）

昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法（一八）

第四条 第二条第一項の規定による契約に基づいて政府が補給する利子は、政令の定めるところにより、融資機関がした融資の融資残高に対し年四分の割合で計算した金額とする。

（利率）

第五条 第二条第一項の規定による契約を結んだ融資機関のする融資の利率は、当該融資機関が通常それと同種類の貸付を行う場合に定める利率を年四分引き下げた利率で当該契約の条件とされたものをこえてはならない。

（水産業協同組合が組合員に対してする貸付）

第六条 第二条第一項に規定する水産業協同組合が融資機関から融資を受けた資金をその組合員に貸し付ける場合の利率は、当該融資機関から受けた当該融資の利率をこえてはならない。

（債権の保全及び回収）

第七条 融資機関は、第二条第一項の規定による契約に基づいてした融資についてこの法律の規定による損失補償を受けた後も、当該融資に係る債権を善良な管理者の注意をもつて保有し、且つ、回収に努めなければならない。

2 前項の場合において融資機関は、当該融資に係る債権



の回収によつて得た金額のうちから債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充当し、なお残額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を政府に納付しなければならない。

（法令等の違反に対する措置）

第八条 政府は、融資機関がこの法律若しくはこの法律に基く命令又は第二条第一項の規定による契約に違反したときは、当該融資機関のした融資について、補給すべき利子の全部若しくは一部について補給をせず、補償すべき損失の全部若しくは一部について補償をせず、又は既にした利子の補給若しくは損失の補償の全部若しくは一部の返還を命ずることができ。

（施行規定）

第九条 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 融資機関がこの法律施行前第二条第一項に規定する者

あるのは「昭和三十三年三月三十一日」と読み替えるものとする。

### 住宅緊急措置令等の廃止に 関する法律

（昭和二十七年三月二十九日  
法律 第九十九号）

（住宅緊急措置令及び住宅緊急措置損失補償委員会官制の廃止）

第一条 住宅緊急措置令（昭和二十年勅令第六百四十一号）及び住宅緊急措置損失補償委員会官制（昭和二十年勅令第六百九十六号）は、廃止する。

（使用権の存続）

第二条 住宅緊急措置令（以下「旧令」という。）第二条の規定に基いて使用権が設定された建物又は建物以外の工作物（附属物件及び土地を含む。以下「建物等」と総称する。）で、この法律施行の際、当該使用権が存続中であり、且つ、使用権の設定を受けた者（その承継人を含む。）が居住者を入居させているものについては、当該使

住宅緊急措置令等の廃止に関する法律（一九）

に對してなした貸付であつて、政令の定めるところによりこの法律に定める条件に該当し又は該当することとなるものがあるときは、政府は、当該貸付をなしたことによつて受けた損失を補償し、且つ、当該貸付につき利子の補給をする旨の契約を当該融資機関と結ぶことができ

る。

3 前項の場合において、政府が同項の規定による契約を結ぶことができる貸付の総額は、融資の総額とあわせて、十五億円を限度とする。

4 第二項の場合において、同項の規定による契約に基いて政府が行う損失補償の金額の限度は、融資機関ごとに当該融資機関のした融資についての損失補償の金額とあわせて、融資の総額と前項に規定する貸付の総額の合計額の百分の三十に相当する金額とする。

5 第二条第二項、第三条第一項及び第四条から第八条までの規定は、第二項の場合及び同項の規定による契約に係る貸付に準用する。この場合において、第二条第二項中「昭和二十七年四月一日から昭和二十八年三月三十一日」とあるのは「昭和二十六年十月十四日から昭和二十七年三月三十一日」と、「昭和三十三年三月三十一日」と

用権は、同条第三項の規定によつて都道府県知事が定めた存続期間にかかわらず、昭和二十八年三月三十一日まで存続するものとする。但し、当該期日までに建物等の返還が第三条の規定により完了したときは、使用権は、返還の完了した日において消滅するものとする。

2 旧令第九条、第十条（第三項及び第五項を除く）、第十一條、第十二條、第十四條及び第十五條の規定は、前項本文の場合については、この法律施行後においても、なお、その効力を有する。

3 前項の規定によりなお効力を有する旧令第十条第一項の規定による損失補償の金額は、都道府県知事が収用委員会の議決を経て定める。

（建物等の返還）

第三条 前条第一項の規定によつて存続することとなつた使用権を有する者（その承継人を含む。以下「起業者」という。）は、居住者を立ち退かせて、同項に規定する期日までの間においてなるべくすみやかに、当該建物等をその所有者に返還しなければならぬ。但し、当該建物等の所有者が居住者を立ち退かせないで返還することを承諾したときは、居住者を立ち退かせないで返還すること



を妨げない。

2 起業者は、居住者を立ち退かせようとする場合においては、当該居住者に対して、その旨を一月前に予告しなければならぬ。

（明渡命令）

第四条 都道府県知事は、起業者から居住者が前条の規定に基づく立退の要求に応じない旨の申出があつたとき、又は起業者が、同条の規定にかかわらず、第二条第一項に規定する期日までに居住者を立ち退かせないときは、当該居住者に対して十日以上の期間を定めて建物等の明渡を命ずるものとする。

（建物等の原状回復）

第五条 起業者は、建物等を返還する場合には、建物等の所有者の請求により、当該建物等を使用権の設定される前の用途に供するために支障がある部分を原状に復し、又は当該部分を原状に復するために必要な費用を補償しなければならない。

2 都道府県は、起業者に前項の原状回復又は補償を行わせることが適当でなく、且つ、建物等の所有者の申出により必要があると認められるときは、前項の規定にか

わらず、起業者（市町村である起業者を除く。）に代つて当該建物等を使用権の設定される前の用途に供するために支障がある部分を原状に復し、又は当該部分を原状に復するために必要な費用を補償しなければならない。

3 前二項の規定により当該建物等を原状に復するための工事の内容及び工事を完了すべき時期又は当該建物等を原状に復するために必要な費用として補償すべき金額及びその支払時期については、都道府県知事が収用委員会の議決を経て定める。

4 都道府県知事は、前項の規定による決定をしたときは、起業者及び建物等の所有者並びに当該建物等に関して所有権以外の権利を有する者（以下「関係者」という。）に通知しなければならない。但し、都道府県知事が過失がなくて関係者を確知することができないときは、その者に対しては通知することを要しない。

（公営住宅への優先入居）

第六条 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）に基づく公営住宅を設置している地方公共団体は、第三条の規定によつて起業者が居住者を立ち退かせようとする場合又は第四条の規定によつて都道府県知事が建物等の明渡

を命ずる場合において、居住者に適当な立退先がないときは、当該公営住宅にその居住者を他の申込者に優先して入居させなければならない。但し、左の各号の一に該当する者については、この限りでない。

一 家賃を著しく滞納し、その他当該建物等の使用に關して著しく不誠実な行為のあつた者

二 公営住宅法第十七条に規定する入居資格を欠く者

2 前項の場合において、地方公共団体は、建物等の所在地を管轄する都道府県知事が公営住宅に入居させるべき者の数、入居させるべき公営住宅の種別その他居住者を公営住宅に入居させるため必要な事項について関係地方公共団体の意見を聞いて定めるところに従わなければならない。

（使用権の消滅した建物等への準用）

第七条 第三条（第二項を除く。）から前条までの規定は、旧令第二条の規定に基いて使用権が設定された建物等で、この法律施行の際、既に使用権の存続期間が満了して更新の手續がとられていないにかかわらず、当該使用権の設定を受けた者（その承継人を含む。以下「使用者」という。）が現に居住者を入居させているものについて準

住宅緊急措置令等の廃止に関する法律（一九）

用する。この場合において、第三条第一項中「前条第一項の規定によつて存続することとなつた使用権を有する者（その承継人を含む。以下「起業者」という。）とあり、又は第四条から第六条までの中「起業者」とあるのは「使用者」と、第三条第一項中「同項に規定する期日までの間においてなるべくすみやかに」とあり、又は第四条中「第二条第一項に規定する期日までに」とあるのは「すみやかに」と読み替へるものとする。

2 前項の規定は、建物等の所有者が使用権の存続期間が満了した後建物等が返還されるまでの間において生じた損害に対する賠償の請求を使用者に対してすることを妨げない。

（国の補助）

第八条 国は、第五条（前条第一項において準用する場合を含む。）の規定によつて建物等を原状に復し、又は原状に復するために必要な費用を補償するために要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

（出訴期間の特例）

第九条 第五条第三項（第七条第一項において準用する場



合を含む。)の規定による都道府県知事の決定に対して不服のある者は、当該決定の通知を受けた日から一月以内に裁判所に出訴することができる。

(旧令の効力に関する経過規定)

**第十条** 旧令第十三条ノ五の規定は、同令第十三条ノ三の規定による勸奨又は同令第十三条ノ四の規定による命令に基いてした貸借については、この法律施行後においても、なお、その効力を有する。

**2** 第六条の規定は、昭和二十八年三月三十一日以前に都道府県知事が前項の規定によりなお効力を有する旧令第十三条ノ五第二項の規定に基いて賃借人に立退を命ずる場合に準用する。

**第十一条** 旧令第十条第三項、第四項及び第六項並びに第十一条の規定は、この法律施行前に存続期間が満了し、又は取り消された使用権に係る同令第十条第一項の規定による損失補償の金額については、この法律施行後においても、なお、その効力を有する。

**2** 前項の規定による損失補償の金額でこの法律施行前に定められていないものについては、都道府県知事が収用委員会の議決を経て定める。

閉鎖機関日本蚕糸統制株式会社の積み立てた繭糸価格安定資金の処分に関する法律(二〇)

**第十二条** 旧令は、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後においても、なお、その効力を有する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

### 閉鎖機関日本蚕糸統制株式会社 が積み立てた繭糸価格 安定資金の処分に関する法 律

(昭和二十七年三月二十九日  
法律第二十九号)

**1** 閉鎖機関日本蚕糸統制株式会社(以下「統制会社」という。)が旧蚕糸業統制法(昭和十六年法律第六十七号)第四十二条第一項(繭糸価格安定資金の積立)の規定により積み立てた繭糸価格安定資金は、蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七号)附則第九項(主務大臣の指定する蚕糸業への繭糸価格安定資金の引渡)の規定にかかわらず、国に引き渡さなければならぬ。

**2** 統制会社に対し法人税法(昭和二十二年法律第二十八

**第一条** 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「減価償却引当金」の下に、「物品価格調整引当金」を加え、「三種」を「四種」に、「及び積立金」を「積立金及び固定資産評価積立金」に改める。

第七条第七項を同条第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

**8** 物品価格調整引当金は、第十四条第三項及び第十四条の二第二項の規定による物品価格調整引当金の金額とする。

第七条第六項中「第十一条」を「第十二」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

**6** 固定資産評価積立金は、第十一条の二第一項の規定による固定資産評価積立金の金額とする。

第十一条を次のように改める。

(固定資産の価額の改定及び削除)

**第十一条** 一般物価の変動に因り固定資産の価額が著しく不相当となつた場合には、郵政大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

### 郵政事業特別会計法及び電 気通信事業特別会計法の一 部を改正する法律

(昭和二十七年三月二十九日  
法律第二十九号)

郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律(二一)



- 2 前項の規定による固定資産の価額の改定の基準については、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定める。
- 3 固定資産が滅失したとき、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、郵政大臣の定めるところにより、その滅失、譲渡、撤去又は廃棄の割合に応じて、その価額を改定し、又は削除しなければならぬ。

5。 第十一条の次に次の一条を加える。

（価額の改定等の場合の計理）

- 2 前項の規定により作業資産の価額を改定した場合において、その価額が増加したときは、その増加した額に相当する金額を物品価格調整引当金に組み入れ、その価額が減少したときは、その減少した額に相当する金額を物品価格調整引当金から減額して計理するものとする。

- 3 前項の規定により作業資産の価額を改定した場合において、その価額が増加したときは、その増加した額に相当する金額を物品価格調整引当金に組み入れ、その価額が減少したときは、その減少した額に相当する金額を物品価格調整引当金から減額して計理するものとする。

第十四条の次に次の一条を加える。

（資産外物品の作業資産への繰戻）

- 2 前項の場合においては、繰戻した作業資産の価額に相当する金額を物品価格調整引当金に組み入れて計理するものとする。

- 2 前条第三項の規定により価額を改定し、又は削除する資産が償却資産であるときは、郵政大臣の定めるところにより、当該資産に対する減価償却済額を減価償却済額として計理するものとする。

第二十二條を次のように改める。

（歳入歳出予算の区分）

- 2 前条第三項の規定により価額を改定し、又は削除する資産が償却資産であるときは、郵政大臣の定めるところにより、当該資産に対する減価償却済額を減価償却済額として計理するものとする。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條 削除

第二十六條第一項中「同法第三十四條第一項の規定に基づいて大蔵大臣の承認を経た支出負担行為計画の金額の範囲内において、」を削る。

第二十八條第一項を次のように改める。

この会計においては、郵政大臣は、財政法第十四条の三に規定する繰越明許費については、同法第四十三条第一項の規定にかかわらず、翌年度に繰り越して使用することができる。

第五章中第三十四條の次に次の一条を加える。

（前渡資金の計理）

- 6 固定資産評価積立金は、第十一条の二第一項の規定による固定資産評価積立金の金額とする。

郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律（二一）

あつたものとして計理するものとする。

第四十二條中「並びに郵便切手をもつて収納した電気通信料金に相当する金額からその郵便切手の取扱に要する経費を控除した額に相当する金額」を削る。

第二條 電気通信事業特別会計法（昭和二十四年法律第一百十号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「減価償却引当金」の下に「、物品価格調整引当金」を加え、「三種」を「四種」に、「及び積立金」を「、積立金及び固定資産評価積立金」に改める。

第七條第七項を同條第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8 物品価格調整引当金は、第十四條第三項及び第十四條の二第二項の規定による物品価格調整引当金の金額とする。

第七條第六項中「第十一条」を「第十一条の二」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項の次に次の一項を加える。

6 固定資産評価積立金は、第十一条の二第一項の規定による固定資産評価積立金の金額とする。

第十一条を次のように改める。



(固定資産の価額の改定及び削除)

- 第十一条** 一般物価の変動に因り固定資産の価額が著しく不適当となつた場合には、電気通信大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。
- 2 前項の規定による固定資産の価額の改定の基準については、電気通信大臣が大蔵大臣に協議して定める。
- 3 固定資産が滅失したとき、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、電気通信大臣の定めるところにより、その滅失、譲渡、撤去又は廃棄の割合に応じて、その価額を改定し、又は削除しなければならない。

第十一条の次に次の一条を加える。

(価額の改定等の場合の計理)

- 第十一条の二** 固定資産を無償で取得した場合においては、当該固定資産の見積価額に相当する金額を固定資産評価積立金に組み入れ、前条第一項の規定により固定資産の価額を改定した場合においては、その価額が増加したときはその増加した額に相当する金額を固定資産評価積立金に組み入れ、その価額が減少したときはその減少した額に相当する金額を固定資産評価積立

金から減額して計理するものとする。

- 2 前条第三項の規定により価額を改定し、又は削除する資産が償却資産であるときは、電気通信大臣の定めるところにより、当該資産に対する減価償却済額を減価却引当金から繰り戻すものとする。
- 第十四条に次の二項を加える。

- 2 前項の規定により作業資産の価額を改定する場合の外、政令で定める計理上の必要がある場合においては、電気通信大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

- 3 前項の規定により作業資産の価額を改定した場合において、その価額が増加したときは、その増加した額に相当する金額を物品価格調整引当金に組み入れ、その価額が減少したときは、その減少した額に相当する金額を物品価格調整引当金から減額して計理するものとする。

第十四条の次に次の一条を加える。

(資産外物品の作業資産への繰戻)

- 第十四条の二** この会計において、事業の用に供した作業資産で不要となつたものがあるときは、これを作

業資産に繰り戻すことができる。

- 2 前項の場合においては、繰り戻した作業資産の価額に相当する金額を物品価格調整引当金に組み入れて計理するものとする。

第二十二条を次のように改める。

(歳入歳出予算の区分)

- 第二十二条** この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

第二十五条を次のように改める。

**第二十五条** 削除

- 第二十六条第一項中「同法第三十四条第一項の規定に基づいて大蔵大臣の承認を経た支出負担行為計画の金額の範囲内において、」を削る。

第二十八条第一項を次のように改める。

- この会計においては、電気通信大臣は、財政法第十四条の三に規定する繰越明許費については、同法第四十三条第一項の規定にかかわらず、翌年度に繰り越しを使用してすることができる。
- 第五章中第三十三条の次に次の一条を加える。

郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律 (一一)

(前渡資金の計理)

- 第三十三条の二** この会計においては、会計法第十七条の規定により主任の職員に前渡した資金については、当該職員が債権者にその支払をした時において支出があつたものとして計理するものとする。

附則

- 1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、第一条中郵政事業特別会計法第七条、第十一条、第十一条の二、第十四条及び第十四条の二の改正規定並びに第二条中電気通信事業特別会計法第七条、第十一条、第十一条の二、第十四条及び第十四条の二の改正規定は、昭和二十七年三月三十一日から施行し、その他の規定は、昭和二十七年の予算から適用する。

- 2 昭和二十六年以前に前項の予算に係る歳入歳出予算の区分、経費の流用、予備費の使用及び歳出予算の繰越については、なお従前の例による。

- 3 財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律(昭和二十七年法律第四号)による改正前の財政法第二十五条の規定により繰越について国会の承認を経た昭和二十六年の歳出予算の経費で改正前の郵政事業



特別会計法第二十八条第一項又は改正前の電気通信事業特別会計法第二十八条第一項の規定により繰り越されたものは、それぞれ、改正後の郵政事業特別会計法第二十八条第一項又は改正後の電気通信事業特別会計法第二十八条第一項の規定により繰り越されたものとみなす。

### 国立学校設置法の一部を改正する法律

(昭和二十七年三月三十一日)  
法律第二十二号

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中「帯広農業専門学校」、「盛岡農林専門学校」、「東北大学附属医学専門部」、「宇都宮農林専門学校」、「千葉医科大学附属医学専門部」、「東京大学附属医学専門部」、

#### 第三条の二の表中

国立短期大学の名称	位 置	国立短期大学の名称	位 置
小樽商科大学短期大学部	北 海 道	上欄の国立短期大学を併設する国立大学の名称	
		小樽商科大学	

「東京農林専門学校」、「東京美術学校」、「東京音楽学校」、「東京高等師範学校」、「東京農業教育専門学校」、「東京体育専門学校」、「東京工業大学附属予備部」、「東京女子高等師範学校」、「新潟医科大学附属医学専門部」、「金沢医科大学附属医学専門部」、「金沢高等師範学校」、「岐阜農林専門学校」、「高等商船学校」、「岡崎高等師範学校」、「京都大学附属医学専門部」、「奈良女子高等師範学校」、「鳥取農林専門学校」、「岡山医科大学附属医学専門部」、「広島高等師範学校」、「広島女子高等師範学校」、「九州大学附属医学専門部」、「宮崎農林専門学校」及び「鹿児島農林専門学校」を削り、同表北海道大学の項中「農学部」を「農学部」「獣医学部」に、同表茨城大学の項中「工学部」を「工学部」「農学部」に、同表岐阜大学の項中「学芸学部」を「学芸学部」「工学部」に改める。

改める。

#### 第四条の表中

福島大学経済短期大学部	福 島 県	福島大学	
千葉大学工業短期大学部	千 葉 県	千葉大学	

東 北 大 学		宮 城 県	
金属材料研究所	金属材料研究所	鉄鋳その他の金属及び合金に関する学理及びその応用の研究	
農学研究所	農学研究所	東北地方における農産(林産及び畜産を含む。)及び水産に関する学理並びにその応用の研究	
選鋳製錬研究所	選鋳製錬研究所	重要金属の選鋳及び製錬に関する学理及びその応用の研究	
抗酸菌病研究所	抗酸菌病研究所	抗酸菌病の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究	
科学計測研究所	科学計測研究所	科学計測に関する学理及びその応用の研究	
高速力学研究所	高速力学研究所	高速力学に関する学理及びその応用の研究	
電気通信研究所	電気通信研究所	電気通信に関する学理及びその応用の研究	
非水溶液化学研究所	非水溶液化学研究所	非水溶液化学に関する学理及びその応用の研究	
ガラス研究所	ガラス研究所	ガラスに関する学理及びその応用の研究	

金属材料研究所	鉄鋳その他の金属及び合金に関する学理及びその応用の研究
農学研究所	東北地方における農産(林産及び畜産を含む。)及び水産に関する学理並びにその応用の研究



東北大学	
選鉦製錬研究所	重要金属の選鉦及び製錬に関する学理及びその応用の研究
抗酸菌病研究所	抗酸菌病の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究
科学計測研究所	科学計測に関する学理及びその応用の研究
高速力学研究所	高速力学に関する学理及びその応用の研究
電気通信研究所	電気通信に関する学理及びその応用の研究
非水溶液化学研究所	非水溶液化学に関する学理及びその応用の研究
宮城県	

東京大学	
伝染病研究所	伝染病その他の病原の検索並びに予防治療に関する学理及びその応用の研究
東京天文台	天文学に関する事項の攻究並びに天象観測、曆書編製、時の測定、報時及び時計の検定に関する事務
地震研究所	地震の学理及び震災予防に関する事項並びに爆震、爆風及び地震探鉦法に関する事項の研究
東洋文化研究所	東洋文化に関する総合研究
立地自然科学研究所	国民生活に必要な資源に関する立地自然科学の学理及びその応用の総合研究
理工学研究所	理学及び工学に関する学理及びその応用の総合研究
社会科学研究所	社会科学に関する総合研究
新聞研究所	新聞及び時事について出版、放送又は映画に関する研究並びにこれらの事業に従事し、又は従事しようとする者の指導及び養成
東京都	

史料編さん所	本邦に関する史料の研究、編さん及び出版
生産技術研究所	生産に関する技術的問題の科学的総合研究並びに研究成果の実用化試験
千葉県	

東京大学	
伝染病研究所	伝染病その他の病原の検索並びに予防治療に関する学理及びその応用の研究
東京天文台	天文学に関する事項の攻究並びに天象観測、曆書編製、時の測定、報時及び時計の検定に関する事務
地震研究所	地震の学理及び震災予防に関する事項並びに爆震、爆風及び地震探鉦法に関する事項の研究
東洋文化研究所	東洋文化に関する総合研究
理工学研究所	理学及び工学に関する学理及びその応用の総合研究
社会科学研究所	社会科学に関する総合研究
新聞研究所	新聞及び時事について出版、放送又は映画に関する研究並びにこれらの事業に従事し、又は従事しようとする者の指導及び養成
史料編さん所	本邦に関する史料の研究、編さん及び出版
生産技術研究所	生産に関する技術的問題の科学的総合研究並びに研究成果の実用化試験
東京都	

改める。



第五条の表中

北海道大学		
理学部	医学部	農学部
臨海実験所	病院、病院分院、看護学校	植物園、農場、演習林

を

北海道大学

理学部	医学部	農学部	水産学部
臨海実験所、海草研究施設	病院、病院分院、看護学校、助産婦学校	植物園、農場、演習林	練習船

に、

同表東北大学の項中「臨海実験所」を「臨海実験所、地震観測所」に、「看護学校」を「看護学校、助産婦学校」に、同表

中「茨城大学」教育学部「小学校、中学校」を

茨城大学	教育学部	農学部
小学校、中学校	農場	

に、同表

群馬大学の項中「病院」を「病院、病院分院」に、同表東京医科歯科大学の項歯学部の部中「病院」を「病院、歯科衛生士学校、歯科技工士学校」に、同表中「東京水産大学」水産学部「実験実習場」を

お茶の水女子大学	文教育学部	小学校、中学校、高等学校、幼稚園
東京水産大学	水産学部	実験実習場、練習船

に、同表

金沢大学の項中「中学校」を「中学校、高等学校」に、同表岐阜大学の項中「中学校」を「小学校、中学校」に、同表中

静岡大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
工学部	理学部	電子工学研究施設
農学部	医学部	臨海実験所
		病院、病院分院、看護学校

を

静岡大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
工学部	農学部	電子工学研究施設
農学部	教育学部	中学校、高等学校
	理学部	臨海実験所
	医学部	病院、病院分院、看護学校

に、



国立学校設置法の一部を改正する法律 (二二)

同表大阪大学の項中「看護学校」を「看護学校、助産婦学校、診療エックス線技術学校」に、同表中

奈良学芸大学

学芸学部 小学校、中学校、幼稚園

奈良学芸大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
奈良女子大学	文学部	小学校、中学校、高等学校、幼稚園

同表広島大学の項中「中学校」を「中学校、高等学校」に、同表九州大学の項中「看護学校」を「看護学校、助産婦学校、

結核研究施設」に、同表中

鹿兒島大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場、演習林

鹿兒島大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場、演習林
	水産学部	練習船

同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。  
 前項に掲げるものを除く外、東京教育大学に附属の小学校、中学校及び高等学校を置く。  
 別表第一及び第二を次のように改める。

別表第一

国立大学の名称	大学に置かれる職員の数
北海道大学	二、四七五人
北海道学芸大学	七〇一人
室蘭工業大学	一五六人
小樽商科大学	一〇一人
帯広畜産大学	一四六人
弘前大学	八九四人
岩手大学	五七四人
東北大学	三、八三五人
秋田大学	四七八人
山形大学	六〇三人
福島大学	四一人
茨城大学	六九一人
宇都宮大学	四四一人

群馬大学	九六〇人
埼玉大学	三四〇人
千葉大学	一、五一〇人
東京大学	五、六四八人
東京医科歯科大学	一、〇〇二人
東京外国語大学	一一八人
東京学芸大学	八八四人
東京農工大学	二九八人
東京芸術大学	二八八人
東京教育大学	一、一二三人
東京工業大学	九五九人
お茶の水女子大学	三二二人
電気通信大学	一四五人
一橋大学	三〇七人
東京水産大学	二九六人



横浜国立大学	六〇八人
新潟大学	一、四五一人
富山大学	四七五人
金沢大学	一、五九六人
福井大学	三五九人
山梨大学	三九一人
信州大学	一、三〇九人
岐阜大学	五〇二人
商船大学	二四〇人
静岡大学	七七六人
名古屋大学	一、九〇三人
愛知学芸大学	五六一人
名古屋工業大学	二五〇人
三重大学	四五二人
滋賀大学	二九三人

京都大学	三、二九〇人
京都学芸大学	三一四人
京都工芸繊維大学	三三七人
大阪大学	二、五五九人
大阪外国語大学	一〇一人
大阪学芸大学	六四二人
神戸大学	九八五人
奈良学芸大学	二四九人
奈良女子大学	二三一一人
和歌山大学	三〇四人
鳥取大学	八四八人
島根大学	三三八人
岡山大学	一、三八一人
広島大学	一、三二九人
山口大学	六八二人

別表第二

国立高等学校の名称	高等学校に置かれる職員 の定員
徳島大学	九二三人
香川大学	三四九人
愛媛大学	五三四人
高知大学	三六三人
福岡学芸大学	四六九人
九州大学	二、七九六人
九州工業大学	二二六人
佐賀大学	三〇九人
長崎大学	一、一三九人
熊本大学	一、三八二人
大分大学	三四四人
宮崎大学	四六六人
鹿児島大学	八〇〇人

仙台電波高等学校	五三人
諺問電波高等学校	六一人
熊本電波高等学校	五一人
富山商船高等学校	四九人
鳥羽商船高等学校	四九人
広島商船高等学校	四九人
大島商船高等学校	四九人
弓削商船高等学校	四八人

附則

- 1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。
- 2 第三条の改正規定により廃止された学校の職員は、別に辞令を發せられないときは、昭和二十七年三月三十一日限り職員の身分を失うものとする。



### 国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律

(昭和二十七年三月三十一日法律第二十号)

(目的)

第一条 この法律は、国際的に供給が不足する物資等の需給を調整することにより、国民経済の健全な発展を図るとともに、国際経済の円滑な運行に寄与することを目的とする。

(需給調整)

第二条 主務大臣は、左に掲げる物資の需給を調整するため特に必要があるときは、経済安定本部総裁が定める方針に基づき、その物資の割当若しくは配給に關し必要な命令をし、又はその使用、譲渡若しくは譲受若しくは引渡の制限若しくは禁止を命ずることができる。但し、その割当又は配給に關し必要な命令をすることができない物資は、別表に掲げるものに限るものとする。

一 国際的に供給が不足するため条約、協定その他の国

よる命令により生じた損失を補償する。

5 第二項の規定による命令をする場合における担保権の処理その他必要な事項は、政令で定める。

6 第一項の規定若しくは同項の規定に基づく主務大臣の命令又は第二項の規定による処分不服がある者は、経済安定本部総裁に対し、不服の申立をすることができる。

7 経済安定本部総裁は、前項の不服の申立があつたときは、その申立をした者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その写を不服の申立をした者に送付しなければならない。

8 不服の申立、予告、聴聞及び決定の手續について必要な事項は、政令で定める。

(物資需給調整審議会)

第三条 経済安定本部に、物資需給調整審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第四条 審議会は、経済安定本部総裁の諮問に應じ、経済安定本部総裁が第二条第一項各号に掲げる物資の需給の調整に關し定める方策に關して審議し、その結果を経済安定本部総裁に報告する。

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律 (二三)

際的取極により、割当、使用の制限又は禁止その他の需給の調整のためにする措置がなされている物資

二 国民経済の運行を確保するためその輸入が特に必要な物資であつて、国際的に供給が不足するためその輸出に關して輸出の制限を行っているもの

三 国内において供給が特に不足する物資であつて、その需給の調整を行わないときは、国民経済の正常な運行に著しい支障を生じ、公共の利益を害するおそれがあるもの

2 主務大臣は、前項各号に掲げる物資の需給を調整するため特に必要がある場合において、同項の規定による命令又は処分をもつてしては、なお国民経済の正常な運行に著しい支障を生じ、公共の利益を害するおそれがあること認められるときは、経済安定本部総裁の同意を得て、その物資を所有する者に対し、譲渡の時期、価格、相手方その他必要な事項を指定して物資の譲渡を命ずることができる。

3 前項の規定により主務大臣が指定する価格は、時価を基準とする適正なものでなければならない。

4 政府は、政令で定めるところにより、第二項の規定に

2 審議会は、特に必要があるときは、前項に規定する事項に關して、経済安定本部総裁に建議することができる。

第五条 審議会は、会長一人及び委員十五人以内で組織する。

2 会長は、経済安定本部総務長官をもつて充てる。

3 委員は、学識経験がある者のうちから、経済安定本部総裁が任命する。

4 委員は、非常勤とする。

5 前各項に定めるものの外、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(報告及び検査)

第六条 主務大臣は、第二条の規定の適用に關して、左に掲げる事項につき、関係者から報告を取ることができ、この場合において、報告がなされず、又は報告が虚偽と認められるときは、主務大臣は、その職員に事務所、営業所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。



- 一 物資の割当又は配給
  - 二 物資の生産、使用、譲渡若しくは譲受又は引渡
  - 三 物資の在庫又は生産設備の状況
- 2 前項の規定により、立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならぬ。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任)

第七条 この法律又はこの法律に基く命令の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

(罰則)

第八条 第二条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者は、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第九条 第六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨

げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八条第一項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

- 1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。
- 2 この法律は、昭和二十八年四月一日に、その効力を失う。但し、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

3 臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)に基いてした命令のうち左に掲げるものについては、同法は、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和二十七年六月三十日まで、なおその効力を有する。

くす使用制限規則(昭和二十五年農林省令第八十二号)

指定消費者用石油製品配給規則(昭和二十五年通商産業省令第六十号)

外国自動車譲受規則(昭和二十六年通商産業省令、運輸省令第一号)

4 前項の規定により臨時物資需給調整法がなおその効力を有する間にした行為に対する罰則の適用については、同法は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

5 経済安定本部設置法(昭和二十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第十五号中「臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)第一条第一項に基く命令」を「国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第二十三号)第二条第六項」に改める。

第十五条第一項の表中物資需給調整審議会の項を次のように改める。

建設用石油製品割当規則(昭和二十四年建設省令第二十九号)

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律 (二三)

石油製品配給規則(昭和二十四年総理府令、大蔵省令、法務庁令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、通信省令、労働省令、建設省令第一号)

消防用指定生産資材及び石油製品の割当の権限の一部の委任に関する総理府令(昭和二十四年総理府令第十六号)

砂糖需給調整規則(昭和二十四年農林省令第四十二号)

農林水産用石油製品割当規則(昭和二十四年農林省令百十四号)

通商産業大臣の権限の一部を都道府県知事に委任する省令(昭和二十四年通商産業省令第五十六号)

自動車用石油製品割当規則(昭和二十六年運輸省令第六号)

運輸大臣の権限の一部を都道府県知事に委任する省令(昭和二十四年運輸省令第六十八号)

船舶用石油製品割当規則(昭和二十四年運輸省令第七十一号)



物資需給調整審議会

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の規定により、総裁に対し、必要な報告及び建議をすること。

6 経済調査庁法(昭和二十三年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

別表第八号の次に次の一号を加える。

九 国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律

7 食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第八条ノ二第一項中「農林大臣ハ」の下に「経済安定本部総裁ガ定ムル方策ニ基キ」を加える。

8 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第七号を次のように改める。

七 削除

9 輸出品取締法(昭和二十三年法律第五十三号)の一

部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

10 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第六号及び第七号を次のように改める。六及び七 削除

別表

一 ニッケル及びニッケル含有物(故及びくずを含む。)

二 コバルト及びコバルト含有物(故及びくずを含む。)

三 タングステン及びタングステン含有物(故及びくずを含む。)

四 モリブデン及びモリブデン含有物(故及びくずを含む。)

五 白金及び白金含有物(故及びくずを含む。)

2 運輸大臣は、清算人が法令に違反し、その他その職務を適切に遂行していないと認めるときは、これを解任することができる。

(清算人の代表権)

第五条 清算人は、委員会を代表する。

(清算人の登記)

第六条 清算人は、その就任の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、その氏名及び住所を登記しなければならない。

2 清算人は、前項の規定により登記した事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

(清算人の職務権限)

第七条 清算人は、左の職務を行う。

一 現務の結了

二 債権の取立及び債務の弁済

三 残余財産の引渡

2 清算人は、前項の職務を行うために必要な一切の裁判

商船管理委員会の解散及び清算に関する法律

(昭和二十七年三月三十一日法律第二十四号)

(通則)

第一条 商船管理委員会(以下「委員会」という。)の解散及び清算に関しては、この法律の定めるところによる。

(解散の登記)

第二条 委員会が運輸大臣の命令により解散したときは、委員会の清算人は、遅滞なく、委員会の主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その解散の登記をしなければならない。

(委員会の存続)

第三条 委員会は、解散した後でも、清算の目的の範囲内において、その清算の結了まで、なお存続するものとなす。

(清算人の指名等)

第四条 清算人は、運輸大臣が解散前の委員会の役員又は職員の中から指名した者となる。

商船管理委員会の解散及び清算に関する法律 (二四)



上又は裁判外の行為をすることができる。

(清算費用の支出)

第八条 清算人は、委員会の昭和二十七年年度の収入金及び昭和二十六年年度剰余金を国に納付しないで、清算に必要な経費の支払に充てることができる。

(清算事務の監督)

第九条 清算人は、就任の後直ちに委員会の財産の現況を調査して、財産目録及び貸借対照表を作成し、運輸大臣の承認を受けなければならない。

2 清算人は、前項の承認を得た財産目録及び貸借対照表につき会計検査院の検査を受けなければならない。

(清算行為の特則)

第十条 清算人が左の行為をするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

- 一 委員会の財産の処分
- 二 訴の提起
- 三 和解契約又は仲裁契約の締結
- 四 権利又は利益の放棄
- 五 契約の更改

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵

大臣に協議しなければならない。

(債権債務の承継)

第十一条 運輸大臣は、委員会の清算事務の終了を促進するため必要があると認めるときは、委員会の債権又は債務で昭和二十七年九月三十日までに取立又は弁済をすることが困難なものを告示する。

2 運輸大臣は、前項の告示をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

3 第一項の告示があつたときは、国は、その告示の日において、告示に係る債権又は債務を承継する。

(訴訟の受継)

第十二条 前条第三項の規定により国が承継した債権又は債務に係る委員会を当事者とする訴訟であつて、債権又は債務の承継の日において現に係属しているものは、その日において、国が受け継ぐ。

2 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)中訴訟手続の中断及び受継に関する規定は、前項の規定により国が訴訟を受継した場合に準用する。

(債権者に対する催告)

第十三条 清算人は、その就任の日から一箇月以内に、少

くとも三回の公告をもつて、債権者に対し、二箇月以内にその債権を申し出るべき旨を催告しなければならない。

2 前項の公告には、債権者が期間内に申出をしないときは、清算から除斥されるべき旨を附記しなければならない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその債権の申出を催告しなければならない。

4 清算人は、知れている債権者を清算から除斥することができなく。

(除斥された債権者に対する弁済)

第十四条 清算から除斥された債権者は、委員会の債務完済後まだ国庫に引き渡さない財産に対してのみ請求をすることができる。

(残余財産の帰属)

第十五条 委員会の残余財産は、国庫に帰属する。

(清算書類提出の義務)

第十六条 清算事務が終つたときは、清算人は、直ちに清算報告書を作成し、運輸大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 前項の清算報告書には、清算に関する重要な書類、委員会の帳簿及びその事業に関する重要な書類を添附しなければならない。

3 清算人は、第一項の規定により運輸大臣の承認を受けた清算報告書につき、会計検査院の検査を受けなければならない。

(清算終了の時期)

第十七条 委員会の清算は、遅くとも昭和二十七年九月三十日までに終了しなければならない。

(清算終了の登記)

第十八条 清算人は、第十六条第一項の承認及び同条第三項の検査があつた後、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

(登記手続)

第十九条 第六条第一項の規定による登記の申請書には、清算人の就任を証する書面を添附しなければならない。

2 第六条第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

第二十条 清算終了の登記の申請書には、第十六条第一項



の承認を得たこと及び同条第三項の検査を受けたことを証する書面を添附しなければならない。

第二十一条 この法律の規定による登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれをつかさどる。

2 前項の登記は、統制団体登記簿に記載して行う。

第二十二條 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号) 第三百三十九条ノ二、第四百二十二条から第五百十条まで、第五百十条ノ三から第五百十一条ノ六まで、第五百四十四条から第五百六条ノ二まで及び第五百七条の規定は、この法律の規定による登記に準用する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。(他の法律の改廃)

2 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

一 商船管理委員会の清算を監督すること。

第二十三條第二項第二号を次のように改める。

二 商船管理委員会の清算の監督に關すること。

第二十三條第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 商船管理委員会の解散及び清算に關する法律(昭和二十七年法律第二十四号)第十一條の規定により國が承継した債權又は債務の處理に關すること。

森林火災国営保険法の一部を改正する法律

(昭和二十七年三月三十一日法律第二十五号)

森林火災国営保険法(昭和十二年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項、第十條第一項及び第二十二條第三項中「勅令」を「政令」に改める。

第三條を次のように改める。

第三條 保險ノ目的タル森林ハ人工ニ依リ生立セシメタル樹木ノ集團トス

第十三條及び第十四條を次のように改める。

題名を次のように改める。

森林病虫害等防除法

第一條、第二條、第六條第一項、第七條第一項及び第十二條を除き、「松くい虫等」を「森林病虫害等」に改める。

第一條中「松くい虫等その他の森林病虫害」を「森林病虫害等」に改める。

第二條第一項を次のように改める。

この法律において「森林病虫害等」とは、樹木又は林業種苗に損害を与える松くい虫、松毛虫その他のこん虫類、菌類、ウイルス及び獸類であつて政令で定めるものをいう。

第三條第一項第四号を第六号とし、同項第三号中「伐採木等」を「指定種苗又は伐採木等」に改め、同号を第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 森林病虫害等の附着している樹木又は指定種苗(樹木の種子及び苗であつて農林大臣の指定するものをいう。以下同じ。)を所有し、又は管理する者に対し、森林病虫害等並びにその附着している枝条又は指定種苗の焼却を命ずること。  
四 森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがある。

松くい虫等その他の森林病虫害の駆除予防に關する法律の一部を改正する法律 (二六)

第十三條及第十四條 削除

第二十一條を次のように改める。

第二十一條 削除

第二十四條第一項及び第二項中「市町村」の下に「又は森林組合若ハ森林組合連合会」を加え、同條第三項を削る。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に存する保險契約については、なお従前の例による。

松くい虫等その他の森林病虫害の駆除予防に關する法律の一部を改正する法律

(昭和二十七年三月三十一日法律第二十六号)

松くい虫等その他の森林病虫害の駆除予防に關する法律(昭和二十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。



る樹木又は指定種苗を所有し、又は管理する者に対し、薬剤による防除を命ずること。

第三条第三項中「三十日」を「二十日」に改め、同条第四項中「樹木」の下に「指定種苗」を加える。

第四条第一項中「第一号、第二号又は第四号」を「第一号から第四号まで又は第六号」に改め、「樹木」の下に「指定種苗」を加える。

第四条第二項中「都道府県」を「地方公共団体」に改める。  
第五条第二項中「前条第一項」を「前条」に改める。  
第六条第一項を次のように改める。

農林大臣又は都道府県知事は、森林病虫害等を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該官吏又は森林害虫防除員に、森林、苗畑又は貯木場、倉庫その他指定種苗若しくは伐採木等を蔵置する場所に立ち入らせ、樹木、指定種苗又は伐採木等を検査させ、又は検査のため必要な最少量に限り、枝条、樹皮又は指定種苗を収去させることができる。  
第七条第一項を次のように改める。

当該官吏又は森林害虫防除員は、前条第一項の規定による検査の結果、指定種苗に森林病虫害等が附着してい

ると認めるとき、又は伐採木等に森林病虫害等が附着し、若しくは附着するおそれがあると認めるときは、当該指定種苗又は伐採木等の所有者又は管理者に対し、左に掲げる事項を記載した文書を交付して第三条第一項第三号又は第六号に掲げる措置を行うべき旨を指示することができる。

- 一 措置を行うべき期間
- 二 森林病虫害等の種類
- 三 行うべき措置の内容
- 四 その他必要な事項

第七条第二項中「その指示に従わない」を「同項第一号の期間内にその指示に係る措置を行わない」に、「当該伐採木等」を「当該指定種苗又は伐採木等」に改める。

第八条第一項中「又は前条第二項」を「前条第一項の規定による指示又は同条第二項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による補償の額は、第三条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号の命令又は前条第一項の指示に係る場合にあつては、幹若しくは根株のはく皮又は枝条、樹皮、指定種苗若しくは森林病虫害等の焼却又は

- 1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。  
第十七条第一項但書中「森林害虫」を「森林病虫害等」に改める。

### 農林漁業資金融通法の一部を改正する法律

(昭和二十七年三月三十一日法律第二十七号)

農林漁業資金融通法（昭和二十六年法律第五五号）の一部を次のように改正する。

- 附則に次の一項を加える。
- 4 農林漁業者の共同利用に供する施設の造成に必要な資金のうち農業倉庫（木炭の保管を主たる目的とするものを除く。）の造成に係る資金であつて、昭和二十七年において貸付を行うものの利率は、第三条の規定にかかわ

業剤による防除の措置を行うのに通常要すべき費用に相当する金額とし、第三条第一項第五号の命令又は前条第二項の処分に係る場合にあつては、その命令又は処分により通常生ずべき損失額に相当する金額とする。  
第十条中「樹木」の下に「指定種苗」を加える。  
第十二条を次のように改める。

(通報義務)

第十二条 森林病虫害等が発生してまん延するおそれがあると認めたる者は、遅滞なくその旨を都道府県知事又は市町村長に通報しなければならない。

第十三条第一号中「第三号」を「第五号」に改める。

第十四条第一号中「第四号」を「第六号」に改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

- 一 農林大臣又は都道府県知事の第三条第一項第一号から第四号までに掲げる命令に違反した者
- 二 第六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

### 附則

農林漁業資金融通法の一部を改正する法律 (二七)



らず、年四分とする。

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

第五章 保険料の負担及び補助金の交付(第三百三十九条—第四百三条)

第六章 罰則(第四百四十四条—第四百四十六条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、漁船につき、不慮の事故によつて生じた損害を補償して、その復旧を容易にし、もつて、漁業経営の安定に資することを目的とする。

(漁船損害補償)

第二条 漁船損害補償は、漁船保険組合が行う漁船保険事業及び政府が行う再保険事業により行う。

(定義)

第三条 この法律において「漁船保険」とは、保険の目的たる漁船(漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第二条第一項(漁船の定義)に規定する漁船をいう。)につき、滅失、沈没、損傷その他の事故によつて生じた損害をてん補する相互保険をいう。

2 漁船保険は、特殊保険及び普通保険とし、「特殊保険」とは、戦争、変乱その他政令で定めるこれに準ずるもの

3 業態組合とは、政令で定める特定の漁業に従事する特定の漁船のみを保険の目的とする組合をいう。

(組合の名称)

第八条 組合の名称中には、「漁船保険組合」という文字を用いなければならない。

2 組合でないものは、その名称中に、「漁船保険組合」という文字を用いてはならない。

(登記)

第九条 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(組合の事業年度)

第十条 組合の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(非課税)

第十一条 組合がこの法律に基いてする登記については、登録税を課さない。

第十二条 この法律による漁船損害補償に関する書類には、印紙税を課さない。

第二節 設立

漁船損害補償法

(昭和二十七年三月三十一日法律第二十八号)

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 漁船保険組合
  - 第一節 通則(第四条—第十二条)
  - 第二節 設立(第十三条—第二十一条)
  - 第三節 組合員(第二十二条—第二十九条)
  - 第四節 漁船保険事業(第三十条—第五十四条)
  - 第五節 管理(第五十五条—第七十四条)
  - 第六節 解散及び清算(第七十五条—第八十七条)
  - 第七節 登記(第八十八条—第九十条)
  - 第八節 監督(第九十一条—第九十三条)
- 第三章 政府の再保険事業(第九十四条—第九十六条)
- 第四章 漁船保険中央会(第九十七条—第九十九条)

による事故(以下「特殊保険事故」という。)を保険事故とする保険をい、「普通保険」とは、特殊保険事故以外の事故(以下「普通保険事故」という。)を保険事故とする保険をいう。

第二章 漁船保険組合

第一節 通則

(目的)

第四条 漁船保険組合(以下「組合」という。)は、組合員の所有する漁船につき、漁船保険事業を行うことを目的とする。

(組合の人格)

第五条 組合は、法人とする。

(組合の住所)

第六条 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(組合の種類及び区域)

第七条 組合は、地域組合及び業態組合とする。

2 地域組合の区域は、都道府県の区域とする。但し、北海道及び兵庫県の区域において設立されるものについては、省令で特別の定をすることができる。

漁船損害補償法 (二八)



(発起人)

第十三条 組合を設立するには、組合員たる資格を有する者のうち、地域組合にあつては十五人以上、業態組合にあつては五人以上が発起人とならなければならない。

(設立準備会)

第十四条 発起人は、あらかじめ組合の区域及び組合員たる資格に関する目論見書を作り、一定の期間前までにこれを会議の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。

2 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

第十五条 設立準備会においては、出席した前条第一項の目論見書に定める組合員たる資格を有する者の中から定款の作成に当るべき者(以下「定款作成委員」という)を選任し、且つ、区域、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。

2 定款作成委員は、地域組合にあつては十五人以上、業態組合にあつては五人以上でなければならない。

3 設立準備会の議事は、出席した前条第一項の目論見書に定める組合員たる資格を有する者の過半数の同意をもつて決する。

第十七条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく定款及び事業計画書を農林大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、農林大臣の要求があるときは、設立に関する報告書を提出しなければならない。

(設立の認可)

第十八条 農林大臣は、前条第一項の申請があつた場合において、左の各号の一に該当せず、且つ、その事業が健全に行われ公益に反しないと認められるときには、設立の認可をしなければならない。

1 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基いてする行政庁の処分と違反するるとき。

2 定款又は事業計画のうち、主要な事項につき、虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

2 農林大臣は、前項の認可をし、又はしなかつたときは、遅滞なく発起人に対してその旨を書面で通知しなければならない。

(理事への事務の引渡)

第十九条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

(創立総会)

第十六条 定款作成委員が定款を作成したときは、発起人は、一定の期間前までにこれを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

3 定款作成委員が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。但し、区域及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対して設立の同意を申し出た者の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

6 前項の者は、書面又は代理人をもつて議決権を行うことができる。

7 創立総会については、第二十八条、第二十九条第二項及び第三項並びに民法(明治二十九年法律第八十九号)第六十六条(表決権のない場合)の規定を準用する。

(設立の認可の申請)

(成立の時期)

第二十条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(定款に記載すべき事項)

第二十一条 組合の定款には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 区域
- 四 事務所所在地
- 五 事業
- 六 保険の目的及び保険料率
- 七 準備金の積立及び管理の方法に関する規定
- 八 剰余金の処分及び不足金の処理に関する規定
- 九 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定
- 十 事業の執行に関する規定
- 十一 役員の数、職務の分担及び選任に関する規定
- 十二 公告の方法
- 十三 存立の期間又は解散の事由を定めたときは、その



期間又は事由

2 農林大臣は、模範定款例を定めることができる。

第三節 組合員

(組合員たる資格)

第二十二條 組合員たる資格を有する者は、保険の目的たるべき漁船の所有者で、当該組合の区域内に、その者の住所又は当該漁船の主たる根拠地があるものとする。

(組合員たる地位)

第二十三條 設立当時の組合員は、組合の定款で定める期間内に保険料の支払をしなかつたときは、そのときに組合員たる地位を失う。

2 組合設立後に組合員になろうとする者が組合に保険料の支払をしたときは、その者は、その時(定款で別段の定をしたときはその日)から組合員となる。

(脱退)

第二十四條 組合員は、三箇月前までに予告して、組合を脱退することができる。

2 組合員は、左の事由によつて脱退する。但し、第一号の場合については、組合の定款で別段の定をすることができる。

3 除名については、第六十九條第一項の規定を準用する。

4 除名は、除名した組合員に対してその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

(脱退の効果)

第二十七條 組合員が第二十四條第一項及び同條第二項第二号から第五号までの規定により脱退したときは、第二十五條の規定に該当する場合の外は、保険関係は、消滅する。

2 組合員は、組合を脱退したときでも、脱退の日の属する事業年度の追徴金及び保険金額の削減に関しては、その義務を免かれることができない。

(議決権)

第二十八條 組合員は、各々一箇の議決権を有する。

第二十九條 組合員は、定款の定めるところにより、第六十二條第三項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行うことができる。

2 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみな

一 保険関係の全部の消滅

二 組合員たる資格の喪失

三 死亡又は解散

四 破産

五 除名

(保険の目的の譲受人等)

第二十五條 保険の目的たる漁船の譲受人が、第三十三條第一項の規定により当該漁船につき組合員の有する保険関係に関する権利義務を承継したときは、その者は、当該漁船を譲り受けた時から組合員となる。但し、組合が、同條第二項の規定により承継を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の規定は、第三十三條第三項の規定による保険関係に関する権利義務の承継があつた場合に準用する。

(除名)

第二十六條 除名の事由は、定款で定める。

2 除名は、総会の決議によつて行うものとする。この場合において、組合は、その総会の会日の七日前までにその組合員に対してその旨を通知し、且つ、総会において弁明する機会を与えなければならぬ。

す。

3 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならぬ。

第四節 漁船保険事業

(保険の目的)

第三十條 保険の目的たるべき漁船は、総トン数千トン未満の漁船とし、業態組合にあつては政令で定める漁業に従事する漁船であつて政令で定める総トン数以上のもの、地域組合にあつては業態組合の保険の目的となつていない漁船とする。但し、地域組合にあつては、業態組合の保険の目的となつていない漁船であつても、水産業協同組合以外の法人で常時使用する従業員の数が三百人以上で、且つ、使用漁船の合計総トン数が三百トン以上のものが所有する政令で定める総トン数以上の漁船については、定款で別段の定をした場合の外は、保険の目的とすることができる。

2 漁具は、定款の定めるところにより特約がある場合に限り、その属する漁船とともに保険の目的とすることができる。

3 前項の規定により漁具を保険の目的とする場合におい



ては、この法律の規定中「漁船」とあるのは「漁船(漁具を含む。)」と読み替えるものとする。

(保険引受の拒否の制限)

第三十一条 組合は、組合員又は組合員たる資格を有する者から、保険の申込があつたときは、これに対して正当の事由がなければ、保険の引受を拒むことができない。

(付保の義務等)

第三十二条 漁業協同組合の地区内にその住所を有し且つ政令で指定する漁船を所有する者(以下本条において「指定漁船の所有者」という。)の総員の三分の二以上の者が、政令で定める手続により指定漁船の所有者はすべてその所有する当該漁船の全部につき普通保険に付すべきことにつき同意をしたときは、指定漁船の所有者のすべて(同意があつた後指定漁船の所有者となつた者を含む)は、その所有する当該漁船の全部につき、普通保険に付さなければならぬ。

2 前項の規定による同意があつたときは、その代表者は、当該地区を区域内に含む市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十五条第二項の市にあつては区)又は特別区(以下「市町村」という。)の長にそ

の旨を通知するものとし、その通知を受けた市町村の長は、その旨及び前項の規定の適用を受ける地区を公示しなければならない。

3 第一項の規定による同意があつたときは、その代表者は、当該地区の漁業協同組合に対し、その同意を証する書面を添えて、当該漁業協同組合の組合員たる指定漁船の所有者が組合に支払うべき保険料を集収してその者に代り組合に払い込む事業を行うべき旨の申出をしたときは、当該漁業協同組合は、正当な事由がある場合の外は、その申出に係る事業を行わなければならない。

4 前項の規定による事業を行う漁業協同組合は、当該漁業協同組合の組合員からその所有する第一項の政令で指定する漁船以外の漁船で保険の目的たるべきものにつき普通保険に付することに關し前項と同様の申出があつたときは、正当な事由がある場合の外は、当該漁船についても、前項の事業を行わなければならない。

5 第三項の規定による事業を行う漁業協同組合は、その組合員以外の者であつてその地区内に住所を有する者の所有する漁船に係る普通保険についても、第三項の事業を行うことができる。

沈没、損傷その他の事故によつて生じた損害をてん補する。

2 前項の事故及びてん補すべき損害の範囲に關して必要な事項は、省令で定める。

(保険関係の成立等)  
第三十五条 保険関係は、組合が保険料を受け取つた時に成立する。

2 組合の損害をてん補する責任は、定款で別段の定をした場合の外は、保険関係が成立した日の翌日から始まる。

(保険期間)  
第三十六条 保険期間は、一年とする。但し、組合は、省令の定めるところにより、定款で別段の定をすることができる。

(保険証券の交付及び記載事項)  
第三十七条 組合は、組合員の請求があつたときは、保険証券を交付しなければならない。

2 保険証券に記載すべき事項は、省令で定める。

(危険の消滅)  
第三十八条 組合は、保険の目的たる漁船につき、保険期

6 第一項の規定により漁船を普通保険に付する場合における保険金額並びに第四項及び前項の規定の適用を受くべき漁船の普通保険の保険金額は、政令で定める金額を下るものであつてはならない。

7 組合は、第三項の事業を行う漁業協同組合に対し、その事務費として、政令で定める金額を交付しなければならない。

8 第一項から第五項までの規定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。

(保険の目的の譲渡)

第三十三条 保険の目的たる漁船の譲受人は、組合に通知して、保険関係に關する譲渡人の有する権利義務を承継することができる。

2 組合は、正当な事由があるときは、前項の通知を受けた後直ちにその旨を譲受人に通知して、前項の権利義務の承継を拒むことができる。

3 前二項の規定は、保険の目的たる漁船につき、相続その他の包括承継があつた場合に準用する。

(組合のてん補責任)

第三十四条 組合は、保険の目的たる漁船につき、滅失、



間中その負担した危険が消滅したときは、定款の定めるところにより、保険料の一部を組合員に払い戻すことができる。

2 前項の規定によつて保険料の払戻をする場合及び払戻をする額の制限は、政令で定める。

(追徴金)

第三十九条 組合は、定款の定めるところにより、追徴金を支払わせることができる。

2 前項の追徴金に関する制限は、省令で定める。

(相殺できない場合)

第四十条 組合員は、組合に支払うべき保険料及び追徴金につき、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(保険金額の削減)

第四十一条 組合は、保険金額の支払に不足を生ずるときは、定款の定めるところにより、保険金額を削減することができる。

2 組合が前項の規定によつて保険金額を削減する場合であつても、そのてん補する額は、政府から支払を受けた再保険金額を下つてはならない。

(損害防止軽減の義務)

をし、又は組合員に通常の修繕その他必要な処置をすべきことを指示することができる。

(組合の免責事由)

第四十六条 左の場合には、組合は、てん補すべき額の全部又は一部につき、てん補する責を免かれることができる。

一 保険の目的たる漁船につき、事故による損害が、法令に違反して航行又は操業した場合に生じたとき。

二 組合員が、保険の目的たる漁船につき、損害の防止又は軽減を怠つたとき。

三 組合員が、第四十三条の規定による通知を著しく遅滞したため、損害の状況の認定が困難となつたとき。

四 組合員が、第四十四条第一項の規定による通知を怠り、又は同条第二項の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

五 組合員が、前条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

第四十七条 組合は、組合員の故意又は重大な過失によつて生じた損害及び船長その他漁船を指揮する者の故意によつて生じた損害をてん補する責を負わない。

第四十二条 組合員は、保険の目的たる漁船につき、損害の防止及び軽減に努めなければならない。このために必要又は有益であつた費用は、省令の定めるところにより、組合がてん補する。

(組合員の通知義務)

第四十三条 組合員は、保険の目的たる漁船につき、組合のてん補すべき損害が発生したときは、定款の定めるところにより、遅滞なくその旨を組合に通知しなければならない。

第四十四条 組合員は、定款の定めるところにより、保険の目的たる漁船の構造、設備、漁業の種類等につき、重大な変更を加えようとするときは、あらかじめ組合に通知しなければならない。

2 保険の目的たる漁船の危険が、その構造、設備、漁業の種類等の重大な変更により著しく増加する場合においては、組合は、組合員に対して、その変更を制限し、その他必要な処置をすべきことを指示することができる。

(組合の保険の目的の調査等)

第四十五条 組合は、保険の目的たる漁船に関して、調査

第四十八条 組合は、保険の目的たる漁船が法令に違反して使用されたために法令に基いてなされた処分によつて生じた損害をてん補する責を負わない。

第四十九条 組合は、特殊保険の引受をした場合であつても、捕獲、拿捕又は抑留によつて生じた損害は、特約がなければ、てん補する責を負わない。

(委付の原因)

第五十条 左の場合には、組合員は、保険の目的たる漁船を組合に委付して保険金額の全部を請求することができる。

一 漁船が沈没したとき。

二 漁船の行方が知れなくなつたとき。

三 漁船が修繕することができなくなつたとき。

四 漁船が捕獲、拿捕又は抑留され、三十日間解放されなかつたとき。

2 前項第三号の規定に該当する場合については、省令で定める。

(責任準備金の積立)

第五十一条 組合は、毎事業年度の終において存する漁船保険につき、省令の定めるところにより、責任準備金を



積み立てなければならぬ。

(準備金の積立)

第五十二条 組合は、不足金の補てんに備えるため、省令の定めるところにより、毎事業年度の剰余金の中から準備金を積み立てなければならぬ。

(剰余金の分配)

第五十三条 組合は、定款の定めるところにより、組合員が払い込んだ保険料の額に比例して、剰余金の分配をすることができる。

(商法の準用)

第五十四条 組合の漁船保険については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百三十一条から第六百三十九条まで、第六百四十二条から第六百四十六条まで、第六百五十九条、第六百六十一条から第六百六十三条まで(損害保険の総則)、第八百三十四条第一項、第八百三十六條第一項及び第二項並びに第八百三十七條から第八百四十一条まで(保険委付)の規定を準用する。この場合において、第六百六十三条中「保険料支払ノ義務」とあるのは「保険料支払ノ義務及び追徴金支払ノ義務」と、第八百三十四條第一項中「六ヶ月間」及び第八百三十六條第一項

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立總會において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならぬ。

(役員兼職禁止)

第五十七条 理事は、監事又は組合の職員と、監事は、理事又は組合の職員と兼ねてはならぬ。

(理事の自己契約等の禁止)

第五十八条 組合が理事と契約するときは、監事が、組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、同様とする。

(總會の招集)

第五十九条 理事は、毎事業年度一回通常總會を招集しなければならぬ。

2 理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時總會を招集することができる。

第六十条 組合員が、総組合員の五分の一以上の同意を得て、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して總會の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に、臨時總會を招集しなければならぬ。

中「三ヶ月」とあるのは「省令ヲ以テ定ムル期間」と、第八百三十六條第二項中「第八百三十三條第一号、第三号及び第四号」とあるのは「漁船損害補償法第五十條第一項第一号及び第三号」と読み替えるものとする。

第五節 管理

(役員定数及び選任)

第五十五条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

3 役員は、定款の定めるところにより、總會において選任する。但し、設立当時の役員は、創立總會において選任する。

4 組合の理事の定数の少くとも五分の三は、組合員でなければならぬ。但し、設立当時の理事の定数の少くとも五分の三は、設立の同意を申し出た者でなければならぬ。

(役員任期)

第五十六条 役員任期は、一年とする。但し、定款で二年以内において別段の任期を定めたときは、その期間とする。

第六十一条 理事の職務を行う者がなく、又は前条の請求があつた場合において理事が正当な事由がないのに總會の招集の手續をしないときは、監事は、總會を招集しなければならぬ。

(組合員に対する通知又は催告)

第六十二条 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所)にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

3 總會の招集の通知は、その会日の十日前までに、その會議の目的たる事項を示さなければならぬ。

(定款その他の書類の備付及び閲覧)

第六十三条 理事は、定款及び總會の議事録を各事務所に備えて置き、且つ、省令の定めるところにより、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

2 組合員及び組合の債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)



第六十四条 理事は、通常総会の会日の七日前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理事案を監事に提出し、且つ、これを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

3 第一項に掲げる書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

(役員の解職の請求)

第六十五条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員解職を請求することができる。

2 前項の規定による解職の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。但し、法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款の違反を理由として解職を請求する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による解職の請求は、解職の理由を記載した書面を組合に提出しなければならない。

4 第一項の規定による解職の請求があつたときは、理事は、これを総会の議に附さなければならない。この場合は、

には、第六十条及び第六十一条の規定を準用する。

5 第三項の規定による書面の提出があつたときは、組合は、総会の会日の七日前までに、当該請求に係る役員にその書面又はその写を送付し、且つ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(役員に関する民法の準用)

第六十六条 理事については、民法第四十四条第一項(法人の損害賠償)、第五十二条第二項(理事の業務執行)及び第五十三条から第五十六条まで(理事の代表権等)の規定を、監事については、第五十九条(監事の職務)の規定を準用する。この場合において、民法第五十六条中「裁判所」とあるのは「農林大臣」と読み替えるものとする。

(総会の議決事項)

第六十七条 左の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理事案

(総会の議事)

第六十八条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の規定がある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わることができない。

(定款の変更)

第六十九条 定款変更の議決は、総組合員の過半数が出席し、その議決権の三分の二以上の多数によらなければならない。

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の認可については、第十八条の規定を準用する。

4 農林大臣は、特殊保険の保険料率についての定款の変更を命ずることができる。

5 前項の規定による定款変更の命令があつた場合には、第六十七条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その命令により、定款変更の効力を生ずるものとする。

(総会に関する民法の準用)

漁船損害補償法 (二八)

第七十条 総会については、民法第六十四条(総会の決議事項)及び第六十六条(表決権のない場合)の規定を準用する。この場合において、同法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「漁船損害補償法第六十二条第三項」と読み替えるものとする。

(総代会)

第七十一条 組合は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2 総代会は、組合員でなければならない。

3 総代会の定数は、十五人以上でなければならない。

4 総代会は、定款の定めるところにより選挙する。但し、設立当時の総代会は、創立総会において選挙する。

5 総代会の選挙は、無記名投票によつて行う。

6 投票は、一人につき一票とする。

7 組合が第四項の規定により定款で総代会の選挙についての選挙区及び当該選挙区において選挙すべき総代会の数を定めたときは、総代会選挙のために組合が組合員に対してする通知は、第六十二条第一項の規定にかかわらず、当該組合の区域に包括される市町村の事務所の掲示場に、選挙の期日、選挙の方法その他選挙につき必要な事



項を記載した書面を掲示すればよい。

- 8 前項の掲示は、選挙の期日の少くとも十日前までにしなければならない。
- 9 総代については、第五十六条及び第六十五条の規定を準用する。
- 10 総代会については、総会に関する規定を準用する。但し、総代会においては、解散又は合併の議決をすることができない。

(参事及び会計主任)

第七十二条 組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解職は、理事の過半数によつて決する。

3 参事については、商法第三十八条第一項及び第三項(支配人の代理権)、第三十九条(共同支配人)、第四十一条(支配人の義務)並びに第四十二条(表見支配人)の規定を準用する。

第七十三条 組合員又は総代は、総組合員又は総総代の五分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主

任の解職を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、解職の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。
- 3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参事又は会計主任の解職の可否を決しなければならない。
- 4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参事又は会計主任に対して第二項の書面又はその写を送付し、且つ、弁明する機会を与えなければならない。

(退職手当)

第七十四条 組合は、その常勤する有給の役員又は職員の退職手当について、定款で必要な定をしなければならぬ。

第六節 解散及び清算

(解散事由)

第七十五条 組合は、左の事由によつて解散する。

- 一 定款に定める存立の期間の満了又は解散事由の発生
- 二 総会の決議
- 三 組合の合併
- 四 破産

五 第一百一十二条第二項の規定による解散の命令

2 解散の決議については、第六十九条第一項の規定を準用する。

3 解散の決議は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 組合は、第一項の事由による外、組合員が、地域組合にあつては十五人未満、業態組合にあつては五人未満になつたことによつて解散する。

5 組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を農林大臣に届け出なければならない。

(解散の効果)

第七十六条 組合が解散したときは、合併の場合を除いては、保険関係は、終了する。

2 前項の場合には、組合は、まだ経過しない期間に対する保険料を払い戻さなければならない。

(合併の手續)

第七十七条 組合が合併しようとするときは、総会において合併を議決しなければならない。この場合には、第六十九条第一項の規定を準用する。

2 合併は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を

生じない。

3 前項の場合には、第十八条の規定を準用する。

(財産目録及び貸借対照表の作成)

第七十八条 組合が合併の議決をしたときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

(債権者の異議)

第七十九条 組合は、前条の期間内に債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べべき旨を公告し、且つ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

2 前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

3 債権者が第一項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

4 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

(新設合併の手續)

第八十条 合併によつて組合を設立するには、各組合の総



会において組合員の中から選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。

2 前項の規定による役員を選任は、合併をしようとする組合の組合員の中からしなければならない。但し、特別の事由があるときは、組合員以外の者から選任することができる。この場合には、第五十五条第四項本文の規定を準用する。

3 第一項の規定による設立委員の選任については、第六十九条第一項の規定を準用する。

(合併の時期)

第八十一条 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合が、その主たる事務所の所在地において、第九十四条に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

(合併による権利義務の承継)

第八十二条 合併後存続する組合又は合併によつて設立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務(当該組合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

議法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項(法人の解散及び清算の監督の管轄)、第三十六条(検査人の選任)、第三十七条ノ二(準用規定)、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項(意見の聴取等)、第三百三十六條(管轄裁判所)、第三百三十七条(清算人の選任又は解任の裁判)及び第三百三十八条(清算人不適格者)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは「漁船損害補償法第八十三条」と読み替えるものとする。

第七節 登記

(設立の登記)

第八十八条 組合は、設立の認可があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において、設立の登記をしなければならぬ。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

- 一 第二十一条第一項第一号から第三号まで、第五号、第十二号及び第十三号に掲げる事項

二 事務所

三 役員の氏名及び住所

3 組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事

(清算人)

第八十三条 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。但し、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第八十四条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第八十五条 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を分配することができない。

第八十六条 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第八十七条 組合の解散及び清算については、民法第七十三条(清算法人)、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六条(清算人の解任)及び第七十八条から第八十三条まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手

務所の所在地において、前項の事項を登記しなければならない。

(従たる事務所新設の登記)

第八十九条 組合の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条第二項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において、新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すればよい。

(事務所移転の登記)

第九十条 組合が主たる事務所を移転したときは、旧所在地においては二週間以内に移転の登記をし、新所在地においては三週間以内に第八十八条第二項の事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に第八十八条第二項の事項を登記しなければならない。



らない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすればよい。

(設立登記事項の変更の登記)

第九十一条 第八十八条第二項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

(参事の登記)

第九十二条 組合が参事を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、参事の氏名及び住所、参事を置いた事務所並びに数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、同様である。

(解散の登記)

第九十三条 組合が解散したときは、合併及び破産の場合を除いては、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解

散の登記をしなければならない。

(合併の登記)

第九十四条 組合が合併したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合については変更の登記、合併によつて消滅する組合については解散の登記、合併によつて設立した組合については第八十八条第二項に規定する登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第九十五条 清算人は、その就職の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

2 前項の規定により登記した事項の変更の登記については、第九十一条の規定を準用する。

(清算終了の登記)

第九十六条 組合の清算が終了したときは、清算終了の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第九十七条 組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方方法務局又はその支局若しくは出張所が、管轄登記所としてこれをつかさどる。

2 登記所に、漁船保険組合登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第九十八条 組合の設立の登記は、役員全員の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、定款及び役員たることを証する書面を添附しなければならない。

3 合併による組合の設立の登記の申請書には、前項に掲げる書面の外、第七十九条第一項の規定による公告及び催告をしたこと、並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対して弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

第九十九条 第八十八条第三項の規定による登記は、理事の申請によつてする。

(事務所新設、移転及び設立の登記事項変更の登記の申請)

漁船損害補償法 (二八)

第一百条 組合の事務所の新設又は事務所の移転その他第八十八条第二項の事項の変更の登記は、理事又は清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

3 組合の合併による変更の登記の申請については、第九十八条第一項及び第三項の規定を準用する。

(参事の登記の申請)

第一百一条 参事の選任、第九十二条の規定により登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅の登記は、理事の申請によつてする。

2 前項の登記のうち、参事の選任の登記の申請書には、参事の選任を証する書面及び数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を証する書面を、その他の登記の申請書には、その事項を証する書面を添附しなければならない。

(解散の登記の申請)

第一百二条 第九十三条の規定による組合の解散の登記は、第三項に規定する場合を除いて清算人の申請によつてする。



2 前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。

3 農林大臣が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その囑託によつてする。

第百三条 第九十四条の規定による解散の登記は、合併によつて消滅した組合の理事の申請によつてする。

2 前項の場合には、第九十八条第三項及び前条第二項の規定を準用する。

(清算人の登記の申請)

第百四条 第九十五条第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でない場合には、申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

2 第九十五条第二項の規定による登記は、清算人の申請によつてする。

3 前項の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

(清算終了の登記の申請)

第百五条 組合の清算終了の登記は、清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、清算人が第八十六条の規定

により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

(登記の期間の計算)

第百六条 登記すべき事項で農林大臣の認可を要するものは、その認可書が到達した時から登記の期間を起算する。

(登記事項の公告)

第百七条 登記した事項は、登記所において、遅滞なく公告しなければならない。

(非訟事件手続法の準用)

第百八条 組合の登記については、非訟事件手続法第百三十九条ノ二、第百四十一条から第百五十一条ノ六まで及び第百五十四条から第百五十七条まで(商業登記の通則)の規定を準用する。

第八節 監督

(業務又は財産状況の報告の徴取)

第百九条 農林大臣は、組合の業務又は財産の状況に関して監督上必要があると認めるときは、組合からその業務又は財産の状況に關し報告を徴することができる。

(業務又は会計状況の検査)

第百十條 組合員又は総代が、総組合員又は総総代の十分

の以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反する疑があることを理由として検査を請求したときは、農林大臣は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 農林大臣は、組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分若しくは定款に違反する疑があるとき、又はその業務若しくは財産の状況により監督上必要があると認めるときは、何時でも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

(法令等の違反に対する措置)

第百十一條 農林大臣は、第九十九条の規定により報告を徴した場合又は前条の規定により検査を行った場合において、組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分若しくは定款に違反すると認めるときは、その組合に対して、役員解職、事業の停止、定款の変更その他必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 組合が前項の規定による命令に違反したときは、農林大臣は、その組合の解散を命ずることができる。

(議決、選挙又は当選の取消)

第百十二條 組合員又は総代が、総組合員又は総総代の十分の以上の同意を得て、総会又は総代会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一箇月以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消を請求した場合においては、農林大臣はその違反の事実があると認めるときは、当該議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

(権限の委任)

第百十三條 この章中に規定する農林大臣の権限は、政令の定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

第三章 政府の再保険事業

(再保険者)

第百十四條 政府は、組合が漁船保険事業によつてその組合員に対して負う保険責任を再保険するものとする。

(再保険関係の成立)

第百十五條 組合とその組合員との間に保険関係が成立し



たときは、これによつて政府と当該組合との間に再保険関係が成立するものとする。

(再保険金額)

第百十六條 再保険金額は、保険金額の百分の九十とする。

(再保険料率)

第百十七條 再保険料率は、組合が農林大臣の認可を受けて定めた純保険料率と同率とする。

(危険の消滅)

第百十八條 政府は、組合が第三十八條の規定により保険料の払戻をしたときは、政令の定めるところにより、再保険料の一部を払い戻すことができる。

(保険引受の通知)

第百十九條 組合は、その組合員との間に保険関係が成立したときは、省令の定めるところにより、当該保険関係に関する事項を農林大臣に通知しなければならない。通知した事項に変更が生じたときも、同様とする。

(保険事故發生の通知)

第百二十條 組合は、保険事故が発生したと認めるときは、省令の定めるところにより、遅滞なくその旨を農林

なう。

4 前三項の規定は、第五十四條の規定で準用する商法第六百六十一條及び第六百六十二條(保険代位)の規定によつて、組合が権利を取得した場合に準用する。

(政府を相手方とする訴の提起)

第百二十三條 組合が、再保険に関する事項につき、政府を相手方とする訴を提起するには、漁船再保険審査会の審査を経なければならぬ。

2 前項の審査の請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

(準用規定)

第百二十四條 政府の再保険については、商法第六百三十六条、第六百三十七條、第六百四十三條、第六百四十六条及び第六百六十三條(損害保険の総則)の規定を準用する。

(審査会の設置及び権限)

第百二十五條 農林省に漁船再保険審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、第百二十三條の規定により、その権限に属させた事項を処理する。

漁船損害補償法 (二八)

大臣に通知しなければならない。

(再保険の免責)

第百二十一條 左の場合には、政府は、省令の定めるところにより、再保険金額の全部又は一部につき、その支払の責を免れることができる。

- 一 組合が法令又は定款に違反して、補したとき。
- 二 組合が、補額を不当に認定して、補したとき。
- 三 組合が不正の目的をもつて前二條の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

(委付等による政府の取得権利)

第百二十二條 組合は、省令の定めるところにより、委付によつて取得した一切の権利の行使又は処分に関する事項を定めて農林大臣の承認を受けなければならない。

2 農林大臣が、前項の承認をしたときは、政府は、組合に対して再保険金額を支払うものとする。

3 前項の規定により再保険金額の支払を受けた組合は、委付によつて取得した一切の権利を行使し又は処分して得た金額から、その行使又は処分によつて費用を控除した残額のうち再保険金額の保険金額に対する割合によつて算出した金額を、遅滞なく政府に還付しなければならない。

(審査会の組織及び運営)

第百二十六條 審査会は、農林大臣の任命する左の委員をもつて組織する。

- 一 農林省の職員 三人
  - 二 組合の役員 三人
  - 三 学識経験者 三人
- 2 審査会に会長を置き、委員の互選した者をもつて充てる。

3 会長は、会務を処理し、審査会を代表する。

4 会長に事故があるときは、会長が、あらかじめ委員のうちから指定した者が、その職務を代行する。

5 委員は、非常勤とする。

6 前各項に規定するものを除く外、審査会の委員、議事及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 漁船保険中央会

(設立の目的)

第百二十七條 組合は、漁船保険事業の健全な発達を図るため漁船保険中央会を設立することができる。

(中央会の数)

第百二十八條 漁船保険中央会(以下「中央会」という。)



は、全国を通じて一箇とする。

(設立)

第二百二十九条 中央会を設立するには、五以上の組合が発起人とならなければならない。

(定款に記載すべき事項)

第三十条 中央会の定款には、第二十一条第一項第一号から第五号まで及び第九号から第十三号までの事項並びに経費の賦課に関する事項を記載しなければならない。

(会員たる資格)

第三十一条 中央会の会員たる資格を有する者は、組合とする。

2 会員たる資格を有する者が中央会に加入をしようとするときは、中央会は、正当な事由がないのにその加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

(事業)

第三十二条 中央会は、定款の定めるところにより、左の事業を行うものとする。

- 一 保険料率の算出
- 二 損害の発生の予防及び防止に関する事項の調査及び

指導

三 会員たる組合の委託によつてする保険引受のための漁船の調査及び保険の目的たる漁船についての損害の調査

四 漁船保険の普及宣伝

五 会員たる組合の職員の指導及び福利厚生

六 その他漁船保険事業の健全な発達を図るための調査及び指導

七 前各号の事業に附帯する事業

(保険料率)

第三十三条 中央会は、定款の定めるところにより、会員たる組合に対して保険料率の計算につき必要な資料の提出を求めることができる。

2 中央会が算出する保険料率は、組合の保険事業の健全な発達を図るための合理的且つ妥当なものでなければならず、又不当に差別的なものであつてはならず、且つ、会員たる組合を拘束するものであつてはならない。

3 会員たる組合は、その保険料率についての定款の変更につき農林大臣の認可を受けようとする場合においては、単独に、直接に、且つ、自己のためにこれをしなけ

ればならない。

4 中央会は、保険料率を算出したときは、その主たる事務所に、算出した保険料率表及びその表の算出の基礎となつた資料を備えて置かなければならない。

5 会員たる組合は、中央会に対して前項の表及び資料の閲覧を求め、又はその表の写の交付を求めることができ

(建議等)

第三十四条 中央会は、漁船損害補償に関する重要事項につき、農林大臣の諮問に応じて答申する。

2 中央会は、漁船損害補償に関する重要事項について、関係行政庁に建議することができる。

(経費の賦課)

第三十五条 中央会は、定款の定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

(役員の数及び選挙)

第三十六条 中央会に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、十人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

3 役員は、定款の定めるところにより、総会において選挙する。但し、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。

4 役員選挙は、無記名投票によつて行う。

5 投票は、一人につき一票とする。

6 中央会の理事の定数の少くとも五分の三は、会員たる組合の役員又は参事であらなければならない。但し、設立当時の理事の定数の少くとも五分の三は、設立の同意を申し出た組合の役員又は参事であらなければならない。

(総会の議決事項)

第三十七条 左の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 毎事業年度の事業計画の設定又は変更

三 経費の賦課及び徴収の方法

四 毎事業年度内における借入金最高限度

五 事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書(準用規定)

第三十八条 中央会の人格等に関する事項については、第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定を準



用する。

- 2 中央会の設立に関する事項については、第十四条から第二十条まで、第二十一条第二項及び第二十九条第一項の規定を準用する。この場合において、第十五条第二項中「地域組合にあつては十五人以上、業態組合にあつては五人以上」とあるのは「五組合以上」と、第十六条第六項、第二十九条第一項及び第十六条第七項の規定で準用する第二十九条第二項中「議決権」とあるのは「議決権又は選挙権」と読み替えるものとする。
- 3 中央会の会員に関する事項については、第二十四条第一項及び第二項第三号から第五号まで、第二十六条、第二十七条第二項、第二十八条及び第二十九条の規定を準用する。この場合において、第二十四条第二項第三号中「死亡又は解散」とあるのは「解散」と、第二十七条第二項中「追徴金又は保険金額の削減」とあるのは「賦課金」と読み替えるものとする。
- 4 中央会の管理に関する事項については、第五十六条から第六十六条まで、第六十八条、第六十九条第一項から第三項まで、第七十条及び第七十四条の規定を準用する。この場合において、第六十四条第一項中「損益計算書及

び剰余金処分案又は不足金処理案」とあるのは「収支決算書」と読み替えるものとする。

- 5 中央会の解散及び清算に関する事項については、第七十五条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号、同条第二項から第五項まで並びに第八十三条から第八十七条までの規定を準用する。この場合において、第七十五条第四項中「組合員が、地域組合にあつては十五人未満、業態組合にあつては五人未満」とあるのは「会員が十五組合未満」と、第八十三条中「合併及び破産」とあるのは「破産」と読み替えるものとする。
- 6 中央会の登記に関する事項については、第八十八条から第九十一条まで、第九十三条、第九十五条から第九十七条まで、第九十八条第一項及び第二項、第九十九条、第一百条第一項及び第二項、第一百二条並びに第一百四十一条から第一百八条までの規定を準用する。この場合において、第九十三条中「合併及び破産」とあるのは「破産」と、第九十七条第二項中「漁船保険組合登記簿」とあるのは「漁船保険中央会登記簿」と読み替えるものとする。
- 7 中央会の監督に関する事項については、第九十九条から第一百二条までの規定を準用する。

第五章 保険料の負担及び補助金の交付

(保険料の負担)

第三十九条 国庫は、第三十二条第一項の規定により保険に付した漁船及び政令で定める漁船についての同条第六項の政令で定める金額に相当する保険金額に対する純保険料の百分の五十を負担する。

2 前項の規定による負担金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険特別会計に繰り入れる。

第四十条 前条第一項の規定による負担金は、組合員が組合に支払うべき保険料の一部に充てるため、当該組合に交付する。

2 前項の規定によつて組合に交付すべき交付金は、組合に交付するのに代えて、当該組合が政府に支払うべき再保険料の一部に充てて、漁船再保険特別会計の再保険料収入に計上することができる。

(漁業協同組件事務費交付金の補助)

第四十一条 政府は、予算の範囲内において政令の定めるところにより、組合が第三十二条第七項の規定により漁業協同組合に対し交付する事務費交付金の一部を補助

することができる。

2 前項の規定による補助金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険特別会計に繰り入れる。

(組件事務費補助金)

第四十二条 政府は、予算の範囲内において政令の定めるところにより、毎会計年度組合の事務費の一部を補助することができる。

(再保険事業に関する事務費の繰入)

第四十三条 政府は、再保険事業の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度予算の定めるところにより一般会計から漁船再保険特別会計に繰り入れるものとする。

第六章 罰則

第四十四条 第九十九条(第三十八条第七項において準用する場合及び第九十三条の規定により委任した場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第一百条(第三十八条第七項の規定において準用する場合及び第九十三条の規定により委任した場合を含む。)の規定により検査を拒み、妨げ、若しくは忌避



した者は、二千円以下の罰金に処する。

2 組合又は中央会の代表者又は代理人、職員その他の従業者がその組合又は中央会の業務に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その組合又は中央会に対しても同項の刑を科する。但し、組合又は中央会の役員がその違反行為を防止するため相当の注意を怠らなかつたことの証明があつたときは、この限りでない。

第四百四十五条 左の場合には、組合又は中央会の役員又は清算人を一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可を受けなければならぬ場合にその認可を受けなかつたとき。

二 この法律による登記を怠り、又は虚偽の登記をしたとき。

三 組合又は中央会がその目的でない事業をしたとき。

四 第二十六条第二項(第三百三十八条第三項において準用する場合を含む。)又は第六十五条第五項(第七十一条第九項及び第三百三十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

五 第五十一条及び第五十二条の規定に違反したとき。

六 法令又は定款に違反して剰余金を処分し、又は保険

金額を削減したとき。

七 第五十七条(第三百三十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

八 第五十九条第一項、第六十条又は第六十一条の規定に違反したとき。

九 第六十三条第一項又は第六十四条第一項(これらの規定を第三百三十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第六十三条第二項若しくは第六十四条第二項(これらの規定を第三百三十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定による閲覧を拒んだとき。

十 第七十八条又は第七十九条第一項若しくは第四項の規定に違反して組合の合併をしたとき。

十一 第八十四条又は第八十六条(これらの規定を第三百三十八条第五項において準用する場合を含む。)に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十二 第八十五条(第三百三十八条第五項において準用す

る場合を含む。)の規定に違反して財産を分配したとき。

十三 第八十七条(第三百三十八条第五項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十四 第八十七条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項の規定に違反してその公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十五 第八十七条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

第四百四十六条 第八条第二項(第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、千円以下の過料に処する。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

漁船損害補償法施行法

(昭和二十七年三月三十一日法律第二十号)

漁船損害補償法施行法 (二九)

(漁船保険法の廃止)

第一条 漁船保険法(昭和十二年法律第二十三号)は、廃止する。

(旧組合)

第二条 漁船保険法(以下「旧法」という。)の規定による漁船保険組合(以下「旧組合」という。)であつて漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号。以下「新法」という。)の施行の際現に存するものについては、前条の規定にかかわらず、旧法の規定は、なおその効力を有する。

2 旧組合であつて新法の施行の日から八箇月を経過した時に現に存するもの(清算中のものを除く)は、その時に解散する。

(新組合への組織変更)

第三条 旧組合は、前条第二項の期間内に定款を変更して、新法の規定による漁船保険組合(以下「新組合」という)となることができる。

2 前項の旧組合の定款の変更は、旧法の規定にかかわらず、総組合員の二分の一以上、且つ、総組合員のうち組織変更後の新組合の組合員たる資格を有する者の半数以上が出席した総会において、出席した組合員の二分の一



以上、且つ、出席した組合員のうち組織変更後の新組合の組合員となる資格を有する者の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

(組織変更の場合の制限)

第四条 旧組合が組織変更により新組合となる場合には、区域を変更することができない。

(組織変更の認可)

第五条 旧組合が第三条の規定により定款変更の議決をしたときは、遅滞なく農林大臣に新定款を提出して組織変更の認可を申請しなければならない。

2 前項の申請に係る認可については、新法第十八条の規定を準用する。

(組織変更の登記)

第六条 旧組合は、組織変更の認可があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において組織変更の登記をしなければならない。

2 前項の登記には、新法第八十八条第二項の事項を掲げなければならない。

3 旧組合は、第一項の登記をすることによつて新組合となる。

4 第一項の登記については、新法第八十八条第三項、第九十八条第一項及び第九十九条の規定を準用する。

5 第一項の登記の申請書には、定款及び組織変更に関する総会の議事録を添附しなければならない。

6 第一項の登記の申請書には、その旧組合の主たる事務所の所在地で登記する場合を除いて、その旧組合の登記簿の謄本を添附しなければならない。

7 旧組合の主たる事務所の所在地で第一項の登記をしたときは、登記官吏は、職権でその旧組合の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

8 旧組合の主たる事務所の所在地以外の地で第一項の登記をしたときは、登記官吏は、その旧組合の主たる事務所の所在地の登記所に対し、その旨を通知しなければならない。

9 前項の通知があつた場合には、第七項の規定を準用する。

10 第七項(前項において準用する場合を含む。)の手續をしたときは、登記官吏は、その旧組合の従たる事務所の所在地の登記所に対し、その旨を通知しなければならない。

11 前項の通知があつた場合には、第七項の規定を準用する。

(新組合が承継した旧保険関係の効力等)

第七条 旧法の規定による保険関係及び再保険関係であつて第三条の規定により新組合となつたものが旧組合から承継したこれらの保険関係及び再保険関係については、第一条の規定にかかわらず、旧法の規定は、なおその効力を有する。

第八条 新法の施行前に成立した保険関係及び再保険関係であつて新法の施行の際に存するもの及び新法の施行後に旧法の規定により成立した保険関係及び再保険関係(新組合が旧組合から承継したものを含む。)については、保険料率その他必要な事項に関しては、政令の定めるところによる。

(旧法による保険の目的につき付保する義務が生じた場合等)

第九条 新法第三十二条第一項の規定により普通保険に付されることとなつた漁船又は政令で定める漁船であつて普通保険に付されることとなつた漁船が旧法の規定によ

る保険の目的となつてゐる場合において、当該漁船が新法の規定により普通保険に付されたときは、その時に旧法の規定による保険関係(旧法第十七条ノ二第一項の特約による保険の保険関係を除く。)は、消滅する。この場合において、旧法の規定による保険関係に係る保険料の払戻その他必要な事項は、政令で定める。

(漁船保険組合補助)

第十条 旧組合で組織変更により新組合となつたものについての新法第四十二条の規定の適用については、当該旧組合は、新法の施行の日に新組合となつたものとみなす。

(旧組合員が新組合の組合員たる資格を失つた場合等)

第十一条 旧組合が組織変更により新組合となつた場合に、その旧組合の保険の目的たる漁船がその新組合の保険の目的たるべき漁船に該当しなくなつたときでも、当該漁船につき当該保険期間満了の時まで、その保険関係は存続するものとし、且つ、当該漁船の所有者は新組合の組合員たるものとする。

(役員任期)

第十二条 旧組合が新組合となつたときの理事及び監事の



任期は、次の事業年度における通常総会（新組合が総会に代るべき総代会を設けた場合には通常総代会）の終了の時までとする。但し、その時までに任期の満了その他の事由により退任したものであるについては、この限りでない。

2 前項の規定は、旧組合が新組合となつたときの総代の任期に準用する。

(旧法の罰則の規定の効力)

第十三条 この法律の施行前（第二条第一項及び第七条の規定により効力を有する旧法の失効前）にした行為に対する罰則の適用に関しては、旧法は、第一条の規定にかかわらず、この法律の施行後（第二条第一項の旧組合及び同条同項並びに第七条の規定による保険関係及び再保険関係についてはそれらの規定により効力を有する旧法の失効後）も、なお従前の例による。

(委任規定)

第十四条 この法律に規定するものの外、新法施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(事業者団体の一部改正)

第十五条 事業者団体の法(昭和二十三年法律第九十一号)

第十八条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「漁船保険組合、」の次に「漁船

保険中央会、」を加える。

(水産庁設置法の一部改正)

第十九条 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)

の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「漁船保険」を「漁船損害補償」に改める。

第七条の六第一項中「漁船保険審査会」を「漁船再保険審査会」に、「漁船保険法(昭和二十二年法律第二十三号)」を「漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)」に、「同条第二項中「漁船保険審査会」を「漁船再保険審査会」に、「漁船保険法」を「漁船損害補償法」に改める。

附則

この法律は、新法施行の日から施行する。

の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「ヲ 漁船保険法(昭和二十二年法律第二十三号)」を「ブ 漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)」に改める。

(昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第十六条 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

十 漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)

第四章

(所得税法の一部改正)

第十七条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第十二号中「漁船保険組合、」の次に「漁船保険中央会、」を加える。

(法人税法の一部改正)

### 失業保険法の一部を改正する法律

(昭和二十七年三月三十一日法律第三十号)

失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「百分の二」を「百分の十六」に改める。

第三十六条第五項中「これを徴収しない。」の下に「但し、

第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。」を加え、同項に次の二号を加える。

四 保険料について、滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

五 保険料を納付しないことについてやむを得ない事情があるとき認められるとき。

第三十八条の十五第二項中「百分の二」を「百分の十六」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 失業保険法第三十条第一項の改正規定は、この法律の施行の日以後に失業保険法第三十四条第一項に規定する



船員保険法の一部を改正する法律 (三二)

納付すべき期限の到来する保険料の額の算定について適用する。

3 この法律の施行の日の属する月の前の月以前の月を失業保険法第三十八条の十五第一項の規定により被保険者期間として計算することによつて同法第十五条第一項の規定に該当するに至つた者について、同法第三十八条の十五第二項の規定によりその月に支払われた賃金額とみなされる額の算定を行う場合における保険料の額を除すべき数値は、同項の改正規定にかかわらず、百分の二とする。

標準報酬ノ等級	標準報酬額		報 酬 額	報 酬 月 額
	月	日		
第一級	四、〇〇〇円		一三〇円	四、二五〇円未満
第二級	四、五〇〇円		一五〇円	四、二五〇円以上 四、七五〇円未満
第三級	五、〇〇〇円		一七〇円	四、七五〇円以上 五、五〇〇円未満
第四級	六、〇〇〇円		二〇〇円	五、五〇〇円以上 六、五〇〇円未満
第五級	七、〇〇〇円		二三〇円	六、五〇〇円以上 七、五〇〇円未満

船員保険法の一部を改正する法律 (昭和三十七年三月三十一日法律第三十一号)

船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

標準報酬ハ被保険者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

第六級	八、〇〇〇円		二七〇円	七、五〇〇円以上 八、五〇〇円未満
第七級	九、〇〇〇円		三〇〇円	八、五〇〇円以上 九、五〇〇円未満
第八級	一〇、〇〇〇円		三三〇円	九、五〇〇円以上 一一、〇〇〇円未満
第九級	一一、〇〇〇円		四〇〇円	一一、〇〇〇円以上 一三、〇〇〇円未満
第一〇級	一四、〇〇〇円		四七〇円	一三、〇〇〇円以上 一五、〇〇〇円未満
第一一級	一六、〇〇〇円		五三〇円	一五、〇〇〇円以上 一七、〇〇〇円未満
第一二級	一八、〇〇〇円		六〇〇円	一七、〇〇〇円以上 一九、〇〇〇円未満
第一三級	二〇、〇〇〇円		六七〇円	一九、〇〇〇円以上 二一、〇〇〇円未満
第一四級	二二、〇〇〇円		七三〇円	二一、〇〇〇円以上 二三、〇〇〇円未満
第一五級	二四、〇〇〇円		八〇〇円	二三、〇〇〇円以上 二五、〇〇〇円未満
第一六級	二六、〇〇〇円		八七〇円	二五、〇〇〇円以上 二七、〇〇〇円未満
第一七級	二八、〇〇〇円		九三〇円	二七、〇〇〇円以上 二九、〇〇〇円未満
第一八級	三〇、〇〇〇円		一、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上 三一、〇〇〇円未満
第一九級	三二、〇〇〇円		一、〇七〇円	三一、〇〇〇円以上 三三、〇〇〇円未満
第二〇級	三四、〇〇〇円		一、一三〇円	三三、〇〇〇円以上 三五、〇〇〇円未満



第二一級

三六、〇〇〇円

一、二〇〇円

三五、〇〇〇円以上

第三十三条ノ三第二項第三号本文を次のように改める。  
三 左ニ掲グル漁船以外ノ漁船ニ乗組ム為使用セラレルトキ但シ一年ヲ通ジ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレベキ場合ヲ除ク  
第三十三条ノ九第二項中「三百円」を「三百七十円」に改める。

第四十六条第一項中「三年以上十五年未満被保険者タリシ者」を「被保険者タリシ期間三年以上十五年未満ナル者」に、同条第二項中「六月以上十五年未満被保険者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタルトキ又ハ女子タル被保険者ニシテ」を「被保険者タリシ期間六月以上十五年未満ナル被保険者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シ又ハ被保険者タリシ期間六月以上十五年未満ナル女子タル被保険者ガ」に改める。

第四十七条ノ二中「六月以上十五年未満被保険者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタル場合又ハ女子タル被保険者ガ」を「被保険者タリシ期間六月以上十五年未満ナル被保険者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シ又ハ被保険者タリシ期間六月以上十五年未満ナル女子タル被保険者ガ」に改める。

第四十九条ノ二中「六月以上十五年未満被保険者タリシ者」(第三十四条第二号ニ該当スル者ヲ除ク)ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタルトキ」を「被保険者タリシ期間六月以

上十五年未満ナル被保険者(第三十四条第二号ニ該当スル者ヲ除ク)ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタルトキ」に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。
- 2 この法律施行の日前に被保険者の資格を取得して、この法律施行の日まで引き続いて被保険者の資格のある者の標準報酬については、第四条の改正規定の適用については、その者が同日において被保険者の資格を取得したものとみなす。
- 3 この法律の施行の際現に被保険者である者又はこの法律の施行前において被保険者であつた者のうち、昭和二十六年四月一日以後船員として船舶所有者に使用せられた期間がこの法律による改正前の第三十三条ノ三第二項第三号の規定により同条第一項の被保険者タリシ期間に算入せられた者で、この法律による改正後の同条第二項第三号によれば算入せられないこととなるべき者については、その者の申請により、昭和二十八年三月三十一日までは、同条同項同号の改正規定を適用しないものとし、同日までにその者が第三十三条ノ二の規定に該当するに至つた場合における失業保険金の支給については、なお従前の例によるものとする。

新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律 (昭和二十七年三月三十一日) (法律 第三十二号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、児童の国民としての自覚を深めることに資するとともにその前途を祝うために、国が毎年度新たに小学校、盲学校、ろう学校及び養護学校に入学する児童に対し教科用図書を給与することを目的とする。

(教科用図書の給与)

第二条 国は、毎年度、小学校並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部(以下「小学校」と総称する。)の第一学年に入学する児童に対し、その第一学年の課程において使用する政令で定める国語及び算数の教科用図書(学年の中途において転学した児童についてはその転学後において使用するものを除く。)を給与するものとする。

2 前項の教科用図書の給与は、国立の小学校については当該小学校を附置する大学の学長、都道府県立の小学校については都道府県の教育委員会、市町村(市町村の組

新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律 (三二)

合を含む。以下同じ。)立の小学校については市町村の教育委員会(教育委員会の設置されていない市町村にあつては市町村長とする。以下同じ。)、私立の小学校については当該小学校を設置する学校法人の理事長(以下「管理機関」と総称する。)が、国のために、それぞれ、当該小学校の校長を通じて行うものとする。

(監督及び報告等の義務)

第三条 管理機関は、前条第二項の規定による教科用図書の給与について、それぞれ、当該校長を監督し、政令で定めるところにより、給与した教科用図書の種類、その給与を受けた児童の数その他必要な事項を文部大臣に報告するとともに給与した教科用図書の価額の総額その他必要な事項を記載した証明書を当該教科用図書の発行者に交付しなければならない。

(調査及び報告)

第四条 文部大臣は、第二条第二項の規定により管理機関が行う教科用図書の給与に関する事務について、その実施の状況を調査し、及び管理機関をして必要な報告をさせることができる。

2 文部大臣は、前項に定める場合のほか、第二条第二項



の規定により市町村の教育委員会又は学校法人の理事長が行う教科用図書の給与に関する事務について、それぞれ、都道府県の教育委員会又は都道府県知事に、その実施の状況を調査させ、及び市町村の教育委員会又は学校法人の理事長から必要な報告を取らせることができる。

(契約の締結)

第五条 国は、第二条第一項の規定による教科用図書の給与のため、当該教科用図書の発行者と、発行者が教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第三百三十二号)第十条第二項の規定により小学校に供給した教科用図書のうち第二条第二項の規定により管理機関が当該小学校の校長を通じて児童に対し給与した教科用図書について、その対価を第六条に定める方法により支払うべき旨の契約を締結することができる。

(対価の支払)

第六条 文部大臣は、教科用図書の発行者が第三条に規定する証明書を添えて前条の契約に係る対価につき適法な支払請求書を提出したときは、その支払請求書を受理した日から三十日以内に、代金を支払わなければならない。

2 文部大臣は、前項の支払請求書を受理した後、添附さ

れた証明書に誤があると認められた場合には、すみやかに、その事由を明示して、その旨を当該発行者に通知するとともに当該証明書を交付した管理機関にこれを送付し、当該管理機関に、誤があるかどうかを調査し、誤がないときはその旨を附記し、誤があつたときはその誤を訂正した上これを返送することを命じなければならない。この場合においては、前項の規定にかかわらず、文部大臣は、返送に係る証明書に誤がないと認められた場合には、証明書が到着した日から三十日以内に、当該証明書に係る代金を支払わなければならない。

3 当該年度の国の予算(追加予算を含む。)が成立しないため前二項の規定により難い場合における代金の支払の時期及びその額については、政令で特例を設けることができる。

(損害の賠償)

第七条 教育委員会又は学校法人の理事長が第三条の規定による文部大臣に対する報告書又は発行者に交付する証明書(第六条第二項の規定により文部大臣に返送する証明書を含む。)に作偽を加え又は虚偽の記載をすることによつて、不当に国に損害を与えたときは、文部大臣は、

当該都道府県若しくは市町村又は当該学校法人に対してその損害を賠償させることができる。

2 文部大臣は、前項の措置をする場合においては、その理由、金額その他必要な事項を当該教育委員会又は当該学校法人の理事長に対し、文書をもつて示さなければならない。

3 教育委員会又は学校法人の理事長は、第一項の場合において、前項の文書を受け取つた日から三十日以内に、文部大臣に対し、異議の申立をすることができる。

(都の特例)

第八条 この法律の規定の適用については、特別区の設置する小学校は、都の設置する小学校とみなし、当該小学校に關しては、都は、市町村とみなす。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和二十六年に入学者児童に対する教科用図書の給与に関する法律(昭和二十六年法律第四十九号)は、廃止する。

3 当分の間、学校法人でない私法人が設置する盲学校、ろう学校及び養護学校については、当該法人を学校法人

輸出信用保険法の一部を改正する法律 (三三)

とみなし、法人でない私人が設置する盲学校、ろう学校及び養護学校については、当該私人を学校法人又は学校法人の理事長とみなして、この法律の規定を適用する。

### 輸出信用保険法の一部を改正する法律

(昭和二十七年三月三十一日法律第三十三号)

輸出信用保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の前に次の目次及び章名を加える。

目次

- 第一章 総則(第一条―第一条の七)
- 第二章 甲種保険(第二条―第五条)
- 第三章 乙種保険(第五条の二―第五条の四)
- 第四章 丙種保険(第六条―第十条)
- 第五章 丁種保険(第十一条―第十四条)
- 第六章 不服の申立(第十五条)



第七章 輸出信用保険審議会(第十六条―第十九条)

附則

第一章 総則

第一条の次に次の六条及び章名を加える。

(定義)

第一条の二 この法律において「輸出契約」とは、本邦内で生産され、加工され、又は集荷される貨物を輸出する契約であつて、政令で定める事項についての定があるものをいう。

2 この法律において「輸出者」とは、輸出契約の当事者であつて、貨物を輸出するものをいう。

3 この法律において「供給契約」とは、輸出者が輸出契約に基いて輸出すべき貨物を本邦内で生産し、加工し、又は集荷して当該輸出者に引き渡す契約をいう。

4 この法律において「生産者」とは、輸出する目的をもつて本邦内で貨物を生産し、加工し、又は集荷する者をいう。

(輸出信用保険の種類)

第一条の三 輸出信用保険は、甲種保険、乙種保険、丙種保険及び丁種保険とする。

(保険料率)

第一条の四 輸出信用保険の保険契約(甲種保険にあつては、甲種保険を再保険する契約をいう。以下同じ。)の保険料率は、この法律による政府の保険事業の収入が支出を償ふように、政令で定める。

(契約の解除等)

第一条の五 政府は、輸出信用保険の保険契約の当事者、被保険者又は保険金を受け取るべき者がこの法律(これに基く命令を含む。)の規定又は輸出信用保険の保険契約の条項に違反したときは、当該保険契約に基く保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて当該保険契約を解除することができる。

(保険関係の成立の制限等)

第一条の六 政府は、取引上の危険が大であるとき、その他この法律による政府の保険事業の経営上必要があるときは、将来にわたつて、再保険する甲種保険の保険金額を制限し、又は甲種保険の再保険若しくは丙種保険の保険契約に基く保険関係を成立させないことができる。

(契約の限度)

第一条の七

政府は、一会計年度内に締結する保険契約により再保険する甲種保険の保険金額の総額、一会計年度内に引き受ける乙種保険の保険金額の総額、一会計年度内に締結する丙種保険の保険契約に基いて成立する保険関係の保険金額の総額及び当該丙種保険の保険契約に基いて支払うべき保険金の総額並びに一会計年度内に引き受ける丁種保険の保険金額の総額が、それぞれ会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内において、輸出信用保険の保険契約を締結するものとする。

第二章 甲種保険

第二条の前の見出しを「(再保険契約)」に改め、同条第一項中「輸出信用保険」を「甲種保険」に改め、「(以下「再保険契約」という。)」を削り、同条第二項中「再保険契約」を「前項の契約」に、「輸出信用保険契約」を「甲種保険の保険契約」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

第三条に見出しとして「(保険契約)」を加え、同条中「政府が再保険を引き受ける輸出信用保険」を「甲種保険」に、「輸出契約(本邦内で生産、加工又は集荷される貨物を輸出する契約であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。)」を「輸出契約又は供給契約」に改め、「輸出者」の下に「又は

輸出信用保険法の一部を改正する法律 (三三)

供給契約の当事者たる政令で定める貨物に係る生産者」を加え、「損害保険(以下「甲種保険」という。)」を「輸出信用保険」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条を次のように改める。

(保険金)

第五条 輸出者を被保険者とする甲種保険において保険会社があつて、補すべき額は、輸出契約で定める輸出貨物の代金の額のうち第三条各号の一に該当する事由により輸出者が輸出契約に基いて受け取ることができなくなつた金額から左の各号に掲げる金額を控除した残額(当該事由による航海又は航路の変更により輸出者が新たに負担すべきこととなつた海上の運賃又は保険料の増加額をてん補すべきことを保険契約の締結の際約したときは、その増加額を加算した額)に、百分の八十の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額とする。但し、保険金額をこえることができない。

一 輸出者が輸出貨物の処分その他損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額又は回収し得べき



金額

- 二 輸出者が当該事由の発生により輸出契約の履行を免れたために支出を要しなくなつた金額
- 三 輸出者が貨物の輸出により取得すべきであつた利益(当該事由の発生により輸出することができなくなつた貨物に係る部分に限る。)の額から輸出貨物の代金(当該事由の発生により輸出することができなくなつた貨物に係る部分に限る。)の額に政令で定める割合を乗じて得た額を控除した残額
- 2 前項の規定は、第三条に規定する生産者を被保険者とする甲種保険において保険会社がてん補すべき額に準用する。

第五条の次に次の章名を加える。

第三章 乙種保険

第五条の二の前の見出しを「保険契約」に改め、同条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項中「政府」を「乙種保険」に、「輸出信用保険(以下「乙種保険」という。)を引き受けることができる。」を「輸出信用保険とする。」に改め、同項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

政府は、乙種保険を引き受けることができる。

- 第五条の三に見出しとして「(保険価額)」を加える。
- 第五条の四に見出しとして「(保険金)」を加え、同条中「第五条の二第一項」を「第五条の二第二項」に改める。
- 第五条の五及び第五条の六を削る。
- 第十条に見出しとして「(庶務)」を加え、同条を第十九条とする。
- 第九条を第十八条とし、第八条に見出しとして「(組織)」を加え、同条第一項中「九人」を「十一人」に、同条第三項中「貿易」を「貿易、金融」に改め、同条を第十七条とする。
- 第七条の見出しを「(設置及び権限)」に改め、同条を第十六条とし、同条の前に次の章名を加える。

第七章 輸出信用保険審議会

第六条の見出しを削り、同条第一項中「保険会社又は乙種保険の被保険者若しくは保険金を受け取るべき者は、」を削り、「第二条第三項又は第五条の五」を「第一条の六」に、「不服があるときは、」を「不服がある者は、」に、「その旨を申し立てる」を「不服の申立をする」に改め、同条第三項を削り、同条を第十五条とし、同条の前に次の章名を加える。

第六章 不服の申立

第五条の四の次に次の二章を加える。

第四章 丙種保険

(保険契約)

第六条 政府は、会計年度又はその半期ごとに、銀行(日本銀行を除き、農林中央金庫及び商工組合中央金庫を含む。以下同じ。)を相手方として、丙種保険の保険契約を締結することができる。

- 2 丙種保険は、銀行が輸出者又は生産者に対し左の各号に掲げる資金を融通するため手形貸付又は手形割引を行ったことを政府に通知することにより、その手形貸付又は手形割引につき政府と銀行との間に、輸出者又は生産者がその手形貸付又は手形割引により融通を受けた資金によつて輸出し、又は輸出する目的をもつて譲渡しようとした貨物の全部又は一部を輸出し、又は輸出する目的をもつて譲渡することができなくなつたことによつて生ずる銀行の回収未済の額をてん補すべき保険関係が成立する輸出信用保険とする。

- 一 輸出者が輸出契約に基いて政令で定める地域に向け、若しくは政令で定める代金の決済方法により輸出

輸出信用保険法の一部を改正する法律 (三三)

すべき貨物を輸出するため、又は生産者が当該貨物を生産し、加工し、若しくは集荷するために必要とする資金

- 二 前号に掲げるものの外、通商産業大臣が、政令で定める地域に向け政令で定める貨物を輸出する輸出契約が確実に成立する見込があると認められた場合において、生産者が当該貨物を生産し、加工し、又は集荷するために必要とする資金

(保険価額及び保険金額)

第七条 丙種保険の保険関係においては、手形金額を保険価額とし、保険価額に百分の七十五を乗じて得た金額を保険金額とする。

(保険金)

第八条 丙種保険の保険関係に基いて政府がてん補すべき額は、保険価額のうち第六条第二項に規定する事由により銀行が手形の満期において回収することができなかつた金額から満期後に回収した金額を控除した残額に百分の七十五を乗じて得た金額とする。

(資金の回収)

第九条 保険金の支払を受けた銀行は、第六条第二項の保



險関係が成立した手形貸付又は手形割引により融通した資金について、手形上の権利の行使によりその回収に努めなければならない。

(回収金の納付)

第十条 保険金の支払を受けた銀行は、その支払の請求をした後回収した金額から手形の満期以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除した残額に百分の七十五を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

第五章 丁種保険

(保険契約)

第十一条 政府は、丁種保険を引き受けることができる。

第十二条 丁種保険は、生産者が政令で定める地域に向け貨物を輸出することを目的として当該貨物の見本の輸出その他広告に必要な費用を支出した場合において当該貨物を輸出し、又は輸出する目的をもつて譲渡することによつて当該費用を回収することができなかつたことにより受ける損失をてん補する輸出信用保険とする。

第十三条 丁種保険の保険契約においては、貨物の種類及び貨物を輸出すべき地域、当該貨物の広告のため支出すべき費用の額、その費用を回収すべき期間(以下「回収期

間」という。)並びに回収期間内に当該地域に向け輸出される貨物の代金として生産者が取得すべき額のうち当該費用の支出により取得すべき金額に対する当該費用の額の割合(以下「回収率」という。)を定めるものとする。

(保険価額)

第十四条 丁種保険においては、前条に規定する費用の額を保険価額とする。

第十五条 丁種保険の保険金額が保険価額に百分の五十の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額をこえるときは、そのこえる部分については、保険契約は、無効とする。

(保険金)

第十六条 丁種保険において政府がてん補すべき額は、保険価額のうち生産者が当該貨物の広告のため支出した費用の額から回収期間内に当該地域に向け輸出された当該貨物の代金として生産者が取得した額のうち当該費用の支出により取得したものとみなすべき金額に回収率を乗じて得た金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

- 1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前に保険会社が引き受けた甲種保険については、なお従前の例による。
- 3 政府は、第一条の七の規定にかかわらず、昭和二十七年年度に限り、丁種保険の保険金額の総額が一億円をこえない範囲内で、丁種保険の保険契約を締結することを妨げない。

海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律

(昭和二十七年三月三十一日) 法律第三十五号

(航海命令)

第一条 運輸大臣は、海外からの日本国民の集団的引揚輸送のため航海が必要であり、且つ、契約により当該航海を行う者を得ることが困難である場合においては、船舶運航事業を営む者に対し、航路及び船舶を指定して、当該航海を行うことを命ずることができる。

第二条 運輸大臣は、前項の命令により航海を行う者に対し、当該船舶について当該航海に必要な施設を設けることを命ずることができる。

第三条 第一項の命令により航海を行う者は、当該航海について、運輸大臣の指示に従わなければならない。

(損失補償)

附則 郵便為替法の一部を改正する法律 (三四) 海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律 (三五)

郵便為替法の一部を改正する法律

(昭和二十七年三月三十一日) 法律第三十四号

郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十四条の二(南西諸島との間の郵便為替) 本土と北緯二十九度以南の南西諸島との間において送金する場合における郵便為替については、省令で特例を設けることができる。



第二条 政府は、前条の命令により航海を行う者に対し、同条第一項又は第二項の命令により通常生ずべき損失(その命令を受けなかつたならば通常得らるべき利益が得られなかつたことによる損失を含む。)を補償しなければならない。

2 前項の損失の補償に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第三条 第一条の規定による命令に従わない者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、その業務について相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。  
第二十三条第二項第四号を次のように改める。  
四 海外からの日本国民の船舶による集団的引揚輸送に関する事。

### 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十七年三月三十一日)  
法律 第三十六号

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。  
第九条中「五千円」を「一万円」に改める。  
第十条中「一万三千五百円」を「一万五千円」に改める。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

### 特別調達庁設置法の一部を改正する法律

(昭和二十七年三月三十一日)  
法律 第三十七号

特別調達庁設置法(昭和二十四年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

調達庁設置法

本則中「特別調達庁」を「調達庁」に、「特別調達庁長官」を「調達庁長官」に、「特別調達局」を「調達局」に、「特別調達局長」を「調達局長」に改める。

第三条を次のように改める。  
(任務)

第三条 調達庁は、左の事務を行うことを主たる任務とする。

一 条約に基づいて日本国に駐留する外国軍隊(以下「駐留軍」という。)の需要する建造物及び設備の營繕並びに物及び役務の調達。但し、他の行政機関の所掌に属するものを除く。

特別調達庁設置法の一部を改正する法律 (三七)

二 駐留軍の需要を解除された建造物、設備及び物の保管、返還及び処分。但し、他の行政機関の所掌に属するものを除く。  
三 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定第十八条の規定に基づく請求の処理  
第八条中「終戦処理費及び解除物件処理費」を「経費」に改める。  
第九条第一号及び第二号中「終戦処理費」を「経費」に改める。

第十条第一号中「終戦処理事業費」を「庁費以外の経費」に改め、同条第二号中「連合国」を「駐留軍」に改め、同条に次の一号を加える。

七 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定第十八条の規定に基づく請求の処理に関する事。

第十二条中「連合国の要求する」を「駐留軍の需要する」に改める。

第十二条の二を次のように改める。

(附属機関)

第十二条の二 調達庁に、附属機関として中央調達不動産



特別調達庁設置法の一部を改正する法律（三七）

審議会を置く。

第十二条の三を削り、第十二条の四を第十二条の三とし、同条に次の一項を加える。

6 前各項に定めるものを除く外、中央不動産審議会の組織、所掌事務、委員の任期その他中央不動産審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第十二条の五を削る。

第十五条を次のように改める。

（名称、位置及び管轄区域）

第十五条 調達局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
札幌調達局	札幌市	北海道
仙台調達局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 新潟県
東京調達局	東京都	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 長野県
横浜調達局	横浜市	神奈川県 山梨県 静岡県

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、第三条、第十条第二号及び第七号並びに第十二条の改正規定は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

2 他の法令中「特別調達庁」とあるのは「調達庁」と、「特別調達庁長官」とあるのは「調達庁長官」と、「特別調達局長」とあるのは「調達局長」と読み替えるものとする。

名古屋調達局	名古屋市	愛知県 岐阜県 三重県
大阪調達局	大阪市	富山県 石川県 福井県 滋賀県 京都府 和歌山県 兵庫県 奈良県
呉調達局	呉市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
福岡調達局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

外務省設置法の一部を改正する法律

（昭和二十七年三月三十一日法律第三十八号）

外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 地方支分部局（第十七条―第十九条）」を「第三節 削除」に、「第四章 在外公館（第二十二條―第二十五條）」を「第四章 職員（第二十六條・第二十七條）」を「第五章 職員（第二十九條・第三十條）」に改める。

第三条第九号を削り、同条第十号を同条第九号とする。第十二条を次のように改める。

（国際協力局の事務）

第十二条 国際協力局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 国際機関及び国際会議への参加に關すること。
  - 二 条約その他の国際約束の実施に關すること。
  - 三 国際行政に關すること。
- 第三節を次のように改める。

外務省設置法の一部を改正する法律（三八）

第三節 削除

第十七条から第十九条まで 削除

第二十六条を第二十九条とし、第二十七条を第三十条とし、第四章中第二十五条の次に次の三条を加える。

（領事館及び領事官）

第二十六条 この法律及び他の法令中領事官の職務に關する規定において、「領事館」とは、法律又は政令に別段の定がある場合を除く外、総領事館、領事館、総領事館分館又は領事館分館をいうものとする。

2 この法律及び他の法令中領事官の職務に關する規定において、「領事」又は「領事官」とは、法律又は政令に別段の定がある場合を除く外、領事館の長又はその事務を代理する者をいうものとする。

3 大使館又は公使館が設置されている地に領事館が設置されていない場合その他特に必要がある場合には、外務大臣は、領事官の職務を、当該大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者に行わせることができる。

（領事官の徴収する手数料）

第二十七条 領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは



公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。がその行う事務の処理に關して手数料を徴収する場合及びその額は、政令で定める。

(手数料の免除及び減額)

第二十八條 領事官は、当該在外公館の所在地の状況により、又は手数料を納付すべき者に特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、外務大臣の承認を経て、手数料を減額し、又は免除することができる。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、第三条及び第十二條の改正規定は、日本國との平和條約の最初の効力發生の日から施行する。

2 日本政府在外事務所設置法(昭和二十五年法律第五百五号)の一部を次のように改正する。  
第十三條を削る。

農林省設置法等の一部を改正する法律

(昭和二十七年三月三十一日)  
法律 第三十九号

(農林省設置法の一部改正)

第一條 農林省設置法(昭和二十四年法律第五百十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十四号の二の次に次の一号を加える。

二十四の三 動植物の病菌害虫等の防除に關し、都道府県及び防除を行う者に対し、補助金を交付すること。

第十條第一項第四号の次に次の一号を加え、同條第二項中「第四号」を「第四号の二」に改める。

四の二 統計的調査資料に基き、農林畜水産業に關する予測事業を行うこと。

第十三條中「動植物検疫所」を「植物防疫所 動物検疫所」に改める。

第二十七條を次のように定める。

(植物防疫所)

第二十七條 植物防疫所は、左に掲げる事項を行う機関とする。

門司植物防疫所	門司市
	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、大分県、宮崎県、下関市

3 農林大臣は、植物防疫所の事務を分掌させるため、所要の地に植物防疫所の支所又は出張所を設けることができる。

4 植物防疫所の内部組織並びに支所及び出張所の名称、位置、内部組織及び所掌事務については、農林省令で定める。

第二十九條を削り、第二十八條を第二十九條とし、第二十七條の次に次の一條を加える。

(動物検疫所)

第二十八條 動物検疫所は、左に掲げる事項を行う機関とする。

一 輸出入動物その他の物に対する家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)による輸出入検査及びこれに基く処置

二 輸出入動物に対する狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)に基く検査

三 輸出入動物の健康検査

名称	位置	管轄区域
横浜植物防疫所	横浜市	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県、富山県、岐阜県、石川県、福井県、三重県、滋賀県、愛知県、奈良県、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、山口県
神戸植物防疫所	神戸市	(下関市を除く。)



四 動物用生物学的製剤及び予防用器具の保管、配布、譲与及び貸付  
五 委託を受けて動物その他の物に対する検査又は消毒を行うこと。

- 2 動物検疫所は、横浜市に置く。
- 3 農林大臣は、動物検疫所の事務を分掌させるため、所要の地に動物検疫所の支所又は出張所を設けることができる。
- 4 動物検疫所の内部組織並びに支所及び出張所の名称、位置、内部組織及び所掌事務については、農林省令で定める。

第三十三条第二項の表中「鳥取種畜牧場」を「鳥取種畜牧場」鳥取県に改め、第三十四条第一項の表中「中国種畜牧場」広島県に改め、第三十四条第一項の表中「中央作況決定審議会」農作物の作況決定に関する重要事項を調査

「かんがい、排水審議会」を「かんがい、排水審議会」中央作況決定審議会

国際かんがい、排水に関する農作物の作況

排水委員会に関することその他かんがい、重要事項を調査審議すること。決定に関する重要事項を調査審議すること。

(水産庁設置法の一部改正)

第二条 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第七条の二中「日光養魚場」を「日光養魚場」十和田湖ふ化場  
北海道さけ・ますふ化場に改める。

第七条の三第二項の表の位置の欄中「高知県」を「高知市」に、「七尾市」を「新潟市」に改める。  
第七条の四の次に次の二条を加える。

(十和田湖ふ化場)

- 1 第七条の四の二 十和田湖ふ化場は、ます類のふ化及び放流並びにその種卵の生産及び配付を行う機関とする。
- 2 十和田湖ふ化場は、秋田県に置く。
- 3 十和田湖ふ化場の内部組織については、農林省令で定める。

(北海道さけ・ますふ化場)

第七条の四の三 北海道さけ・ますふ化場は、さけ類及びます類のふ化及び放流を行う機関とする。

- 2 北海道さけ・ますふ化場は、北海道に置く。
  - 3 農林大臣は、北海道さけ・ますふ化場の事務を分掌させるため、所要の地に北海道さけ・ますふ化場の支場又は事業場を設けることができる。
  - 4 北海道さけ・ますふ化場の内部組織並びに支場及び事業場の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林省令で定める。
- 第七条の五第二項を次のように改める。  
水産講習所は、下関市に置く。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(植物防疫法の一部改正)

- 2 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。  
第六条第四項、第八条第一項、第四項及び第六項並びに第十条第二項中「動植物検疫所」を「植物防疫所」に改め

農林省設置法等の一部を改正する法律 (三九)

(植物防疫法の一部を改正する法律の一部改正)

3 植物防疫法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百四十三号)の一部を次のように改正する。  
「第六条、第八条及び第十条中「動植物検疫所」を「農林省防疫所」に改める。」を削る。

附則中第二項及び第四項を削り、第三項を第二項とする。  
(家畜伝染病予防法の一部改正)

- 4 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。  
第四章中「動植物検疫所」を「動物検疫所」に、「動植物検疫所長」を「動物検疫所長」に改める。



### 経済安定本部設置法等の一部を改正する法律

(昭和二十七年三月三十一日法律第四十号)

(経済安定本部設置法の一部改正)

第一条 経済安定本部設置法(昭和二十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次第二章中「第一節 内部部局(第六条―第十四条)」を「第一節 内部部局(第六条―第十四条の二)」に改め、第三章中「第一節 物価庁(第二十条―第三十二条)」を「第一節 削除」に改め、「第一款 総則(第二十条、第二十一条)」、「第二款 内部部局(第二十二条―第二十七条)」、「第三款 削除」及び「第四款 附属機関(第三十二条)」を削る。

第五条第三十二号中「物価庁」を削る。

第六条第一項中「建設交通局」を「建設交通局長」に改める。

第七条第三項中「建設交通局に次長二人」の次に「物価局長に次長三人」を加える。

第二章第一節中第十四条の次に次の一条を加える。

(物価庁の事務)

第十四条の二 物価庁においては、左の事務をつかさどる。

- 一 物価に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
- 二 価格等の統制を行うこと。
- 三 物価安定のための国庫補助金に関すること。
- 四 物価に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進に関すること。
- 五 物価及び生計費の調査及び統計に関すること。
- 六 原価計算の統一に関すること。

第十五条第一項の表中

国土調査審議 会	国土調査法(昭 和二十六年法律第 百八十号)の権 限に属せしめられ た事
米価審議会	経済安 全局長 官並
国土調査審議 会	国土調 査の権

(国家行政組織法の一部改正)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中	経済安定本部外資委員会	物価庁 経済調査庁
	を	経済安定本部外資委員会
		に改める。

(物価統制令の一部改正)

第三条 物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)の一部を次のように改正する。

「物価庁長官」を「経済安定本部総務長官」に改める。

(地代家賃統制令の一部改正)

第四条 地代家賃統制令(昭和二十一年勅令第四百四十三号)の一部を次のように改正する。

「物価庁長官」を「経済安定本部総務長官」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

査法(昭和二十六年法律第百八十号)の規定により限に属せしめられた事項を行うこと。

定本部総務長官及び農林大臣の諮問に依り、米価その他食糧の価格の決定に関する基本事項を調査審議及びこれに關し必要と認める事項を経済安定本部総務長官に建議すること。

改める。

第十九条中 「物価庁 経済調査庁」を「物価庁 経済調査庁 外資委員会」に改める。

第三章中第一節を次のように改める。

第一節 削除

第二十条から第三十二条まで 削除

第三十四条の二中「物価庁」を削る。

第三十四条の三第一項中「物価庁」を削り、同条第二項中「前項第一号」の次に「及び第二号」を加え、「同項第二号に掲げる事務については物価庁長官の」を削る。

第三十四条の五第一項中「四部」を「三部」に、「調整部 監査部」を「調整部 監査部」に改める。

「調整部 監査部」を「調整部 監査部」に改める。

経済安定本部設置法等の一部を改正する法律 (四〇)



2 この法律施行の際現に物価庁の職員である者は、別に  
辞令を發せられない場合においては、經濟安定本部物価  
局の職員となるものとする。

### 外務公務員法

(昭和二十七年三月三十一日  
法律 第四十一号)

#### 目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 職階制(第五条・第六条)
- 第三章 任免(第七条—第十二条)
- 第四章 給与(第十三条)
- 第五章 能率(第十四条—第十六条)
- 第六章 保障(第十七条—第二十二条)
- 第七章 服務(第二十三条)
- 第八章 名譽總領事及び名譽領事並びに外国人の任用  
(第二十四条・第二十五条)
- 第九章 雜則(第二十六条—第二十八条)

附則

#### 第一章 総則

3 この法律において「全権委員」とは、日本国政府を代表  
して、特定の目的をもつて外国政府と交渉し、又は国際  
會議に参加し、且つ、条約に署名調印する権限を付与さ  
れた者をいう。

4 この法律において「外務職員」とは、外務省本省に勤務  
する一般職の国家公務員のうち外交領事事務(これと直  
接関連する業務を含む)及びその一般的補助業務に従事  
する者で外務省令で定めるもの並びに在外公館に勤務す  
るすべての一般職の国家公務員をいう。

(外務職員に対する国家公務員法等の適用)

3 国家公務員法並びにこれに基く法令の規定は、こ  
の法律にその特例を定める場合を除く外、外務職員に關  
して適用があるものとする。

(特別職の外務公務員に対する国家公務員法等の準用)

4 国家公務員法第九十六条第一項、第九十八条第一  
項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定  
は、大使及び公使、政府代表及び全権委員並びに政府代  
表又は全権委員の代理、顧問及び随員に準用する。この  
場合において、国家公務員法第九十六条第一項、第九十  
八条第一項、第九十九条及び第百条第一項中「職員」とあ

#### (この法律の目的)

1 この法律は、外務公務員の職務と責任の特殊性に  
基き、外務公務員の職階制、任免、給与、能率、保障、  
服務等に関し国家公務員法(昭和二十二年法律第二十  
号)の特例その他必要な事項を定め、あわせて名譽總領  
事及び名譽領事並びに外務省に勤務する外国人の任用に  
ついて規定することを目的とする。

#### (外務公務員の定義)

2 この法律において「外務公務員」とは、左に掲げる  
者をいう。

- 一 特命全権大使(以下「大使」という。)
- 二 特命全権公使(以下「公使」という。)
- 三 政府代表
- 四 全権委員
- 五 政府代表又は全権委員の代理、顧問及び随員
- 六 外務職員

2 この法律において「政府代表」とは、日本国政府を代表  
して、特定の目的をもつて外国政府と交渉し、又は国際  
會議若しくは国際機關に参加し、若しくはこれにおいて  
行動する権限を付与された者をいう。

るのは「大使若しくは公使、政府代表若しくは全権委員  
又は政府代表若しくは全権委員の代理、顧問若しくは隨  
員」と、第百条第二項中「所轄庁の長(退職者について  
は、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁  
の長)とあるのは「外務大臣」と読み替えるものとする。  
2 前項に定めるものを除く外、大使及び公使、政府代表  
及び全権委員並びに政府代表又は全権委員の代理、顧問  
及び隨員の任免その他の身分上の事項及び服務に關する  
事項については、この法律の定めるところによる。

#### 第二章 職階制

(外務職員の官職の格付)

5 国家公務員法第三十一条に規定する官職の格付  
は、同条及び国家公務員の職階制に關する法律(昭和二十  
五年法律第八十号)第十二条の規定にかかわらず、  
外務職員については、外務大臣が行う。  
2 外務職員の官職の格付に關し必要な事項は、政令で定  
める。

(外務職員の公の名称)

6 外務職員(外務事務次官を除く。)は、組織上の名  
称の外、公の便宜のために国際慣行に従い用いる公の名



称として、参事官、一等書記官、二等書記官、三等書記官及び外交官補、総領事、領事、副領事及び領事官補並びに一等理事官、二等理事官、三等理事官、副理事官及び外務書記という名称を用いることができる。

2 外務大臣は、公の便宜のために国際慣行に従い特に必要と認める場合には、外務職員に対し、前項に掲げる公の名称以外の公の名称を用いさせることができる。

3 前二項に定めるものを除く外、公の名称に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第三章 任免

(外務公務員の欠格事由)

第七条 国家公務員法第三十八条の規定に該当する場合の外、国籍を有しない者若しくは外国の国籍を有する者又はこれを配偶者とする者は、外務公務員となることのできな。

2 外務公務員は、前項の規定により外務公務員となることのできなつたときは、政令で定める場合を除く外、当然失職する。

(特別職の外務公務員の任免)

第八条 大使及び公使の任免は、外務大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

2 政府代表及び全権委員並びにそれらの代理、顧問及び随員の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。

(信任状等の認証)

第九条 大使及び公使の信任状及び解任状、全権委任状並びに領事官の委任状は、天皇がこれを認証する。

(選考による外務職員の任命)

第十条 外務大臣は、もつぱら財務、商務、農務、労働等に関する外交領事事務又は特別の技術を必要とする外交領事事務に従事させるためその他特に必要がある場合には、外務省令で定めるところにより、選考によつて外務職員を任命することができる。

(外務職員の昇任)

第十一条 外務職員の昇任は、外務省令で定めるところにより、試験又は選考によつて行う。

(大使及び公使の待命)

第十二条 在外公館の長たる大使及び公使その他在外公館に勤務する大使及び公使は、その在外公館に勤務することと免ぜられたときは、新たに在外公館に勤務することを命ぜられるまで、又は臨時の用務を処理するために外

国に派遣されるまでの間、待命となる。

2 待命の大使又は公使は、その待命の期間が一年を経過するときは、その職を免ぜられる。

3 待命の大使又は公使は、特別の必要がある場合には、臨時に外務省本省の事務に従事させることができる。

4 待命の大使又は公使には、前項の規定により臨時に外務省本省の事務に従事する場合を除く外、待命の期間中、俸給及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給するものとする。

5 前三項に規定する場合を除く外、待命の大使又は公使は、この法律の適用については、待命でない大使又は公使と異なることはない。

第四章 給与

(在外公館に勤務する外務公務員の給与)

第十三条 在外公館に勤務する外務公務員の給与は、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)に基いて支給するものとする。

第五章 能率

(勤務成績の評定)

第十四条 外務職員の勤務成績の評定及びその記録に関し

外務公務員法 (四一)

必要な事項は、外務省令で定める。

(研修)

第十五条 外務大臣は、外務省令で定めるところにより、外務職員に、外務省研修所又は外国を含むその他の場所で研修を受ける機会を与えなければならない。

(査察)

第十六条 外務大臣は、在外公館の事務が適正に行われていかどうかを査察させるため、外務公務員のうち適当と認める者を査察使として派遣することができる。

2 査察使は、査察の結果を遅滞なく外務大臣に文書で報告しなければならない。

3 外務大臣は、前項の報告を受けたときは、その報告に基き必要と認める措置を執らなければならない。

4 前三項に定めるものを除く外、査察に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第六章 保障

(勤務条件に関する行政措置の要求)

第十七条 外務職員は、勤務条件に関し、外務大臣により適当な行政上の措置が行われることを要求しようとするときは、国家公務員法第八十六条の規定にかかわらず、



外務人事審議会(以下「審議会」という。)に対して要求しなければならぬ。

- 2 国家公務員法第八十七条及び第八十八条の規定は、前項の要求に係る事案の審査及び判定並びにその結果執るべき措置に準用する。この場合において、国家公務員法第八十七条中「前条」とあるのは「外務公務員法第十七条第一項」と、「職員」とあるのは「外務職員」と、同条及び第八十八条中「人事院」とあるのは「外務人事審議会」と、第八十八条中「その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、その職員の所轄庁の長に対し、」とあるのは「外務大臣に対し、」と読み替えるものとする。

- 3 前二項に定めるものを除く外、勤務条件に関する行政措置の要求に関する審査の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

第十八条 外務職員は、前条の規定による審議会の判定に對し不服があるときは、人事院に對し、再審査の請求をすることが出来る。

- 2 国家公務員法第八十七条及び第八十八条の規定は、前項の請求に係る事案の審査及び判定並びにその結果執る

- 4 処分を受けた外務職員は、すべての口頭審理に出席し、陳述を行い、証人を出席させ、並びに書類、記録その他のあらゆる適切な事実及び資料を提出することが出来る。

第二十一条 外務大臣は、前条に規定する審議会の調査の結果に基いて事案を判定し、且つ、その判定に基いて当該処分を承認し、修正し、又は取り消さなければならぬ。この場合において、処分の修正又は取消をしたときは、その処分によつて当該外務職員が失つた給与の弁済をしなければならぬ。

第二十二条 前三条に定めるものを除く外、懲戒処分に関する審査の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

第七章 服務

(休暇帰国)

第二十三条 外務大臣は、在外公館に勤務する外務公務員のうち一又は二以上の在外公館に引き続き勤務する期間(不健康地その他これに類する地域で外務大臣が指定するものにある在外公館にあつては、勤務する期間一月につき一月を加算した期間)が四年をこえる者に対し、二月以内の期間(勤務地と本邦との間を往復するに要する

外務公務員法 (四一)

べき措置に準用する。この場合において、国家公務員法第八十七条中「前条」とあるのは「外務公務員法第十八条第一項」と、「要求」とあるのは「請求」と、「職員」とあるのは「外務職員」と、第八十八条中「その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、その職員の所轄庁の長に対し、」とあるのは「外務大臣に対し、」と読み替えるものとする。

(懲戒処分に関する審査)

第十九条 外務職員が外交機密の漏えいによつて国家の重大な利益をき損したという理由で懲戒処分を受けた場合におけるその処分に関する審査の請求は、国家公務員法第九十条の規定にかかわらず、外務大臣に對してしなればならぬ。

第二十条 外務大臣は、前条に規定する請求を受理したときは、直ちにその事案を審議会の調査に付さなければならぬ。

2 審議会は、前項の規定に基いて事案を調査する場合において、処分を受けた外務職員の請求があつたときは、口頭審理を行わなければならない。

3 口頭審理は、非公開とする。

期間を除く。)で一回に限り、休暇のための帰国(以下「休暇帰国」という。)を許すことが出来る。

2 特別の事情がある場合には、休暇帰国の期間は、前項に定める期間に二月以内の期間を加えたものとする事が出来る。

3 第一項の休暇は、有給休暇とする。

4 前三項に定めるものを除く外、休暇帰国に關し必要な事項は、外務省令で定める。

第八章 名誉総領事及び名誉領事並びに外国人の任用

(名誉総領事及び名誉領事の任命)

第二十四条 外務大臣は、審議会の意見を聞いて、名誉総領事又は名誉領事を任命することが出来る。

(外国人の採用)

第二十五条 外務大臣は、審議会の意見を聞いて、外務省本省に勤務する外国人を採用することが出来る。

2 在外公館の長は、外務大臣の許可を得て、当該在外公館に勤務する外国人を採用することが出来る。

第九章 雑則

(政令及び外務省令)



第二十六条 外務大臣は、第十七条第三項及び第二十二條の規定に基く政令案の立案並びに第十條、第十一條、第十四條、第十五條、第十六條第四項及び第二十三條第四項の規定による外務省令の制定又は改廃を行うときは、あらかじめ審議会の議に付し、その意見に基いてこれを行はなければならない。

(罰則)

第二十七条 第四條において準用する国家公務員法第百條第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者及びこれらの項の規定に違反する行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そのかし、又はそのほう助をした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。  
(国外犯罪)

第二十八条 国家公務員法中外務職員に關して適用される罰則の規定及び前條の規定は、国外において当該各條に掲げるいずれかの罪を犯した者にも適用する。

附則

1 この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日(昭和二十七年四月一日)までに同条約が効力を発生しないときは、同日)から施行する。但し、第二十六条及

5 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。  
第十四条中「外務省研修所」を「外務人事審議会」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

(外務人事審議会)

第十四条之二 外務人事審議会(以下「審議会」という。)は、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)及び他の法令に基いてその権限に属させられた事項をつかさどる。

2 審議会は、前項の規定によるの外、外務公務員の給与その他勤務条件に關し必要な資料を適時外務大臣に提出し、及び外務大臣の諮問に應じてその意見を答申することができる。

3 審議会は、委員五人で組織する。

4 委員は、外務公務員である者のうちから一人、人事院職員である者のうちから一人及び学識経験のある者のうちから三人を、外務大臣が任命する。

5 前各項に規定するものを除く外、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

連合国軍人等住宅公社法を廢止する法律 (四二)

び附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

2 第十九條から第二十二條までの規定は、外務省本省に勤務する一般職の国家公務員で外務公務員でないものに準用する。この場合において、第十九條、第二十條第二項及び第四項並びに第二十一條後段中「外務職員」とあるのは、「外務省本省に勤務する一般職の国家公務員で外務公務員でないもの」と読み替えるものとする。

3 国家公務員法の一部を次のように改正する。  
第二條第三項第十一號を次のように改める。

十一 大使及び公使、政府代表及び全權委員並びに政府代表又は全權委員の代理、顧問及び隨員

4 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一號)の一部を次のように改正する。  
第二十條の次に次の一条を加える。

(在外公館に勤務する職員等の特例)

第二十條之二 在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員に係る補償につき特例を設ける必要のあるものについては、人事院規則で特例を定めることができる。但し、その特例は、本章の規定の趣旨に適合するものでなければならない。

第二十六条中「国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)」を「外務公務員法及び国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)」に改める。

### 連合国軍人等住宅公社法を廢止する法律

(昭和二十七年三月三十一日法律第四十二号)

連合国軍人等住宅公社法(昭和二十五年法律第八十二号)は、廢止する。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 連合国軍人等住宅公社(以下「公社」という。)は、この法律施行の日において、解散する。

3 この法律施行の際現に公社に属する権利義務は、国がその時において一般会計に承継するものとする。

4 特別調達庁は、特別調達庁設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)第三条に掲げる事務の外、公社の解散に關し必要な整理事務を行うことができる。



- 5 内閣総理大臣は、公社の主たる事務所及び従たる事務所所在地の登記所に、公社の解散の登記を嘱託しなければならぬ。
- 6 登記所は、前項の登記の嘱託を受けたときは、直ちにその登記をしなければならぬ。
- 7 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 8 特別調達庁設置法の一部を次のように改正する。  
第三条第一項第四号を削る。
- 9 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。  
第十九条第一号の三を削る。
- 10 附則第六項の公社の解散の登記の登録税については、なお従前の例による。
- 11 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。  
第五条第六号の六の二を削り、同条第六号の六の三を同条第六号の六の二とする。
- 12 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

- 13 第三条第二号中「及び連合国軍人等住宅公社」を削る。  
公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。  
第一条中「連合国軍人等住宅公社」を削る。
- 14 公社の昭和二十六年度の決算については、なお従前の例による。この場合において、公社の行うべき事務は、特別調達庁長官が行うものとする。
- 15 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。  
第九条第一項中「連合国軍人等住宅公社」を削る。
- 16 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。  
第一条第一項中「連合国軍人等住宅公社」を削る。

ポツダム宣言の受諾に伴い  
発する命令に関する件に基  
く大蔵省関係諸命令の措置  
に関する法律

(昭和二十七年三月三十一日  
法律 第四十三号)

- (閉鎖機関令の一部改正)
- 第一条 閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)の一部を次のように改正する。
- 第一条第一項中「連合国最高司令官の要求に基き、」を削る。
- 第二条を削り、第一条の二を第二条とする。
- 第五条第六項を削る。
- 第十八条の二を削る。
- 第十九条第一項中「連合国最高司令官の要求に基き」を削る。
- 第十九条の八から第十九条の二十四までを削る。
- 第二十条第三項を削る。
- ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律 (四三)

第二十四条を削り、第二十三条の二を第二十四条とする。

- 第二十九条の二中「左の各号の一に該当する者」を「第一条の規定による指定があつたことを知りながら、第七条第一項の規定に違反して報告をせず若しくは虚偽の報告をし又は特殊清算人の要求に係る財産を引き渡さなかつた者」に改め、同条各号を削る。
- 第三十条中「左の各号の一に該当する者」を「第五条第五項の規定に違反した者」に改め、同条各号を削る。
- 第三十一条の二を削る。
- 第三十二条中「第二十九条の二第二号又は第三十条第一号」を「第二十九条の二又は第三十条」に改める。
- (閉鎖機関整理委員会令の一部改正)
- 第二条 閉鎖機関整理委員会令(昭和二十二年勅令第七十五号)の一部を次のように改正する。
- 第十四条中「昭和二十一年勅令第五百六十七号(会社の証券保有制限等に関する勅令)第十一条及び」を削る。
- 第十六条第二項を削る。



ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律 (四三)

一四四

第二十條を次のように改める。

第二十條 整理委員会は、大蔵大臣の命令によつて解散する。

前項に定めるものの外、整理委員会の解散に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第二十二條を削り、第二十三條を第二十二條とし、第二十四條を第二十三條とする。

(閉鎖機關に關する債權の時効等の特例に關する政令の一部改正)

第三條 閉鎖機關に關する債權の時効等の特例に關する政令(昭和二十三年政令第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三條を削る。

(旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に關する政令の一部改正)

第四條 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に關する政令(昭和二十四年政令第二百九

十一号)の一部を次のように改正する。

第一條及び第二條第一項第一号中「連合國最高司令官の要求に基き、」を削る。

第二十五條第四項及び第五項を削り、同條第六項を同條第四項とする。

第三十四條の三第四項中「法律」を「別に法律」に改める。

(国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に關する政令の一部改正)

第五條 国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に關する政令(昭和二十五年政令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「国外居住外国人に対する債務」の下に「旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に關する政令(昭和二十四年政令第二百九十一号)第二條第一項第一号に規定する在外会社の債務以外の債務で日本國との平和條約の最初の効力發生の日以後生じた

もの並びに」を加える。

第七條中「別に」を削る。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

第十條第一項中「前條第四項の規定によりする場合を除く外、」を削り、「承諾書」を「還付を承諾する旨の承諾書(以下「承諾書」という。)」に改め、同條第二項中「前條第四項又は」を削る。

第十二條中「附則第四項」を「附則第三項」に改める。

第十三條中「昭和二十四年政令第二百九十一号」を削る。

第十四條を削る。

附則第二項から附則第五項までを次のように改める。

2 この政令施行前国外居住外国人に対する債務の弁済のため供託した供託者は、その供託した供託物が金銭である場合において当該債務が国外居住外国人に対する債務であることの主務大臣の認定を受けたときは、法務府令、大蔵省令で定めるところにより、その供託金を保管する供託所に対しこれを東京法務局に保管替することを請求することができる。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律 (四三)

一四五

3 前項の規定による主務大臣の認定があつたときは、

第三條第一項の認定があつたものとみなす。

(国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に關する政令の一部改正に伴う経過規定)

第六條 改正前の国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に關する政令(以下本条において「旧令」という。第九條及び第十四條の規定は、この法律施行前旧令第九條第二項の規定によりされた使節団の請求、当該請求に基く主務大臣の措置及び当該措置としての命令を受けた供託者については、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

2 旧令附則第三項から附則第五項までの規定は、この法律施行前旧令附則第二項の規定によりされた主務大臣の命令、当該命令に係る措置及び当該措置を命ぜられた供託者については、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

3 旧令第十二條の規定は、前項の規定によりなおその効力を有する旧令附則第四項の規定により旧令第三條第一項の認定があつたものとみなされた債務の弁済のためにする供託及び当該供託に係る供託物の還付については、



ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に關する法律(四三)

この法律施行後も、なお、その効力を有する。

第七條 日本証券取引所の有価証券売買取引事業特別会計に属する財産の管理に関する件(昭和三十二年大蔵省令、司法省令第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「閉鎖機関整理委員会」を「大蔵大臣の選任する清算人(以下清算人という。)」に改める。

第二条中「閉鎖機関整理委員会」を「清算人」に改める。

第三条第二項中「大蔵大臣及び司法大臣」を「法務総裁及び大蔵大臣」に改める。

(将来存続すべき命令)

第八條 第一条から第五条まで及び前条に規定する命令並びに左に掲げる命令及び命令の規定は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日以後も、法律としての効力を有するものとする。

一 明治三十九年法律第二十四号官国幣社経費に関する法律廃止等の件(昭和二十一年勅令第七十一号)附則第六項

二 軍需金融等特別措置法等の一部を改正する勅令(昭

和二十一年勅令第二百八十三号)附則第二項及び第三項

三 横浜正金銀行の旧勘定の資産の整理に関する政令(昭和二十四年政令第二百八十八号)

四 外国為替資産の分離保管に関する勅令を廃止する政令(昭和二十五年政令第三十五号)附則第二項

五 日本銀行に対する外国通貨等の引渡に関する勅令を廃止する政令(昭和二十五年政令第二百二十四号)附則第二項から附則第四項まで

六 閉鎖機関の所有する在外記名証券等の処理に関する政令(昭和二十五年政令第三百五十六号)

七 特定在外活動閉鎖機関等の引当財産の管理に関する政令(昭和二十五年政令第三百六十九号)

八 特別調達資金設置令(昭和二十六年政令第二百五号)会社の解散の制限等に関する勅令を廃止する政令(昭和二十六年政令第二百四十七号)附則第八項

九 持株会社整理委員会令の廃止に関する政令(昭和二十六年政令第二百六十一号)

十 学校及び保育所の給食用ミルクの譲与並びにこれに伴う財政措置に関する政令(昭和二十六年政令第三

百七号)

十二 外貨債処理法等の廃止及び外国為替管理法等中改正の件(昭和二十年大蔵省令第一百一号)附則第二項及び第四項

十三 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く中国銀行(中華民国法人)大阪支店の業務及び財産の管理に関する省令を廃止する省令(昭和二十四年大蔵省令第十号)附則第三項及び第四項

(命令の廃止)

第九條 左に掲げる命令は、廃止する。

一 戦争終結後復員したる陸海軍の軍人等に対し支給したる退職賞与金の国庫返納に関する件(昭和二十一年勅令第五十号)

二 臨時軍事費特別会計の終結に関する件(昭和二十一年勅令第十号)

三 軍人及び軍属に交付せられたる賜金国庫債券を無効とすることに関する件(昭和二十一年勅令第十二号)

四 会社の証券保有制限等に関する勅令(昭和二十一年勅令第五百六十七号)

五 ジェー・アンド・ビー・コウツ・リミテッドに対すポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に關する法律(四三)

六 金、外国通貨及び外貨表示証券の買上に関する政令(昭和二十四年政令第四十六号)

七 日本ナショナル金銀登録機販売株式会社に対する財産の返還に関する政令(昭和二十四年政令第三百七十四号)

八 三井物産株式会社及び三菱商事株式会社の旧役員職員の就職制限等に関する政令(昭和二十五年政令第三百四十号)

九 指定外国証券の報告に関する政令(昭和二十六年政令第二百五十九号)

十 日本カタン糸株式会社の再設立に関する政令(昭和二十六年政令第三百二十九号)

十一 通貨等製造工場管理規則(昭和二十一年大蔵省令第二十八号)

十二 軍人軍属に支給した帰郷旅費等の国庫返還に関する件(昭和二十一年大蔵省令第七十三号)

十三 連合国占領軍の発行する「A」号円表示軍票の取締等に関する件(昭和二十一年大蔵省令第七十七号)



ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律 (四三)

- 十四 外国人出資の報告に関する件 (昭和二十一年大蔵省令第二百十号)
- 十五 外国に本店を有する会社の本邦内にある支店、出張所等の報告に関する件 (昭和二十二年大蔵省令第九号)
- 十六 皇族に対し租税に関する法令を適用する場合に関する件 (昭和二十二年大蔵省令、内務省令第一号)
- 十七 イースト・エイシヤ・ミツシヨンの財産に関する件 (昭和二十二年大蔵省令、司法省令第四号)
- 十八 在外会社等の本邦内にある支店、出張所、その他の事務所の貸借対照表の提出に関する省令 (昭和二十三年大蔵省令第六十五号)
- 十九 ハンス・ゼーリツヒの財産の登記に関する命令 (昭和二十三年大蔵省令、法務庁令第二号)
- 二十 株式会社イリス商会の財産に関する命令 (昭和二十三年大蔵省令、法務庁令第三号)
- 二十一 ドイツ国有限会社ハインリツヒ コツベルスの不動産移転に関する命令 (昭和二十四年大蔵省令、法務庁令第一号)
- 二十二 スタンダード・ブランツ・オブ・エシア・イン

コーポレートット及びドッドウエル・エンド・コムパニー・リミテッドに関する登記の抹消に関する命令 (昭和二十四年法務府令、大蔵省令第二号)  
(廃止した命令に関する経過規定)

- 第十條 旧臨時軍事費特別会計所属の歳入金又は歳出金であつて、昭和二十五年以降において収納又は支出若しくは支払の判明した金額については、当分の間、これを旧臨時軍事費特別会計分として別途に整理し、据え置くものとする。
- 2 前項の場合において、内閣は、旧臨時軍事費特別会計の歳入歳出の決算額と前項の規定による毎会計年度の整理金額 (旧臨時軍事費特別会計の終結に関する件第三条第二項の規定による整理金額を含む。)との合計額の計算書を調製し、これを当該年度の一般会計の歳入歳出決算に添附して国会に提出しなければならない。
- 第十一條 旧会社の証券保有制限等に関する勅令第十七条の第二項 (同令第十七条の四第二項において準用する場合を含む。)において準用する同令第二条第一項第一号ロ又はハの規定により株式の取得を認められた会社がこの法律施行の際当該株式を所有する場合における当該株

式の取得及び所有並びに当該株式についての議決権の行使については、同令第十七条の第二項 (同令第十七条の四第二項において準用する場合を含む。)において準用する同令第二条第二項から第四項までの規定 (これに係る罰則の規定を含む。)は、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

- 第十二條 帝国製糸株式会社が旧ジェー・アンド・ビー・コウツ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令 (以下本条において「旧令」という。) 第四条の規定により富士紡績株式会社から無償で財産の譲渡を受けたことにより生じた益金に対する法人税法 (昭和二十二年法律第二十八号) 又は地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 上の取扱については、なお従前の例による。
- 2 富士紡績株式会社が旧令第四条の規定により無償で帝国製糸株式会社に譲渡したことに因り生じた損金に対する法人税法又は地方税法上の取扱については、なお従前の例による。

第十三條 第六条に規定する場合を除く外、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律 (四三)

第十四條 第六条及び前四条に定めるものを除く外、この法律の施行に伴う必要な経過的措施は、政令で定める。

- 附 則
- 1 この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。但し、第二条中閉鎖機関整理委員会令第二十条の改正規定、第七条、第九条第二号及び第十条の規定は、公布の日から施行し、第十条の規定は、昭和二十五年以降の旧臨時軍事費特別会計所属の歳入金又は歳出金の整理について適用する。
- 2 大蔵省設置法 (昭和二十四年法律第四百四十四号) の一部を次のように改正する。
- 第四條第五十号を削り、同条第五十一号を同条第五十号とする。
- 第五十條中「第五十号」を「第四十九号」に改める。
- 第五十三條第三号を削り、同条第四号を同条第三号とし、以下一号ずつ繰り上げる。



### 在外公館等借入金の返済の 実施に関する法律

(昭和二十七年三月三十一日  
法律第四十四号)

(この法律の趣旨)

第一条 在外公館等借入金の返済の実施に関しては、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二条 この法律において「在外公館等借入金」とは、在外公館等借入金整理準備審査会法(昭和二十四年法律第七十三号。以下「審査会法」という。)の規定により外務大

臣が国の債務として承認した借入金をいい、以下「借入金」と略称する。

(借入金の返済)

第三条 大蔵大臣は、国に対して借入金の返済を請求する権利を有する者に対して、本邦通貨をもつて借入金の返済を行う。

(借入金の金額)

第四条 借入金の金額は、審査会法第六条に規定する借入金確認証書に記載された現地通貨表示による金額を、別表在外公館等借入金換算率表により本邦通貨表示による金額に換算した金額の百分の百三十に相当する金額(同一人について計算したその借入金の金額の合計額が五万円をこえるときは五万円、同一人について計算したその借入金の金額の合計額が五百円に満たないときは五百円)とする。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第五条 大蔵大臣は、毎会計年度、予算の定めるところにより、当該会計年度に返済すべき借入金の金額及びその返済に関する事務に要する経費に相当する金額を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない

。

(事務の委託)

第六条 大蔵大臣は、借入金の返済に関する事務の一部を日本銀行に取り扱わせることができる。

2 大蔵大臣は、借入金の返済に必要な資金を日本銀行に交付することができる。

(返済手続の細目)

第七条 借入金の返済手続の細目は、大蔵省令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

3 審査会法の一部を次のように改正する。  
附則中「この法律」を「1 この法律」に改め、附則に第二項から第五項までとして次の四項を加える。

2 借入金を提供した者(その者が死亡した場合においては、その相続人)で在外公館等借入金の返済の実施

在外公館等借入金の実施に関する法律 (四四)

に関する法律(昭和二十七年法律第四十四号)施行の際、第五条第二項の規定により借入金の確認を請求する権利を失っているものは、同条同項の規定にかかわらず、昭和二十七年六月三十日までに、政令の定めるところにより、証拠書類を添えて外務大臣に対し借入金の確認を請求することができる。

3 借入金を提供した者(その者が死亡した場合においては、その相続人)で在外公館等借入金の返済の実施に関する法律施行の日以後昭和二十七年六月三十日までに第五条第二項の規定により借入金の確認を請求する権利を失うべきものについても、また前項と同様とする。

4 第五条第二項の規定は、前二項の場合に準用する。  
5 前三項に規定する借入金の確認の請求に関する第四条第一号の規定の適用については、同号中「第五条」とあるのは「第五条及び附則第二項から第四項まで」とする。

4 在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律(昭和二十六年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。  
第三条第二項中「第一条の法律案」を「借入金の返済」に改める。



在外公館等借入金換算率表

借入金提供地域	現地通貨	借入金提供時期	換算率 (本邦通貨一円に 対する現地通貨 表示による金額)
朝鮮	朝鮮銀行券		1.50円
	日本銀行券		1.50円
満洲・ 関東州	朝鮮銀行券	昭和22年3月31日以前	1.60円
		昭和22年4月1日以降	10.00円
満洲・ 関東州	満洲中央銀行券	昭和22年3月31日以前	1.60円
		昭和22年4月1日以降	10.00円
満洲・ 関東州	東北九省流通券	昭和22年3月31日以前	1.60円
		昭和22年4月1日以降	10.00円
満洲・ 関東州	ソ連軍票	昭和22年3月31日以前	1.60円
		昭和22年4月1日以降	10.00円
華北	中国連合準備銀行券		100.00円
	法幣		20.00元
	関金券		1.00元
華中・ 華南	中国中央準備銀行券		2,400.00円
	法幣		12.00元
	関金券		0.60元
	アメリカ合衆国ドル		0.01ドル
	中国連合準備銀行券 昭和十二年軍用手票		100.00円 10.00円
タイ国	タイ国通貨		1.00バート
仏領印度支那	仏領印度支那通貨		1.00ピアストル

備考

一 第四条の現地通貨表示による金額の本邦通貨表示による金額への換算は、借入金確認証書の記載に従い、借

入金提供地域及び現地通貨の区分に応じ、且つ、借入金提供地域が満洲又は関東州である場合には借入金提供時期の区分に応じて定められた換算率を使用して行うものとする。

二 借入金提供地域が中国の華北、華中又は華南の地域である場合においては、借入金確認証書に記載された在外公館、邦人自治団体その他当該借入金の提供を受けたものについて大蔵省令で定める区分に従い、「華北」又は「華中・華南」の項に定められた換算率を使用するものとする。

財産税等収入金特別会計法を廃止する法律

(昭和二十七年三月三十一日法律第四十五号)

財産税等収入金特別会計法（昭和二十一年法律第五十三号）は、廃止する。

附則

- この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。
- 財産税等収入金特別会計の昭和二十六年度分の収入支出並びに昭和二十五年年度及び昭和二十六年年度の決算に關しては、なお従前の例による。
- この法律施行の際財産税等収入金特別会計に属する資産（現金及び昭和二十六年年度分の収入金に係る権利を除く。）及び負債（昭和二十六年年度中に支払義務の生じた支

財産税等収入金特別会計法を廃止する法律（四五）  
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律（四六）

出金でこの法律施行前に支出済とならなかつたものに係る負債を除く。）は、この法律施行の際一般会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により一般会計に帰属するものの外、財産税等収入金特別会計の昭和二十六年年度の出納の完結の際一般会計に属する資産及び負債は、その出納の完結の際一般会計に帰属するものとする。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

(昭和二十七年三月三十一日法律第四十六号)

食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）



第三十条ノ三第五項ノ規定ニ依ル納付金、」を削り、「検査」の下に「農産物検査法（昭和二十六年法律第四十四号）ノ規定ニ依ル農産物ノ検査ヲ含ム」を加え、「食糧配給公団ヘノ交付金、」を削り、同条第二項中「価格調整補給金」の下に「及農産物検査法ノ規定ニ依ル農産物ノ検査経費」を加ふる。

附則

- 1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。
- 2 食糧配給公団の清算人は、同公団の残余財産のうち、政府が昭和二十三年度において食糧管理特別会計から同公団に対して交付した交付金の金額から、当該交付金の財源として同年度において一般会計から食糧管理特別会計に繰り入れられた金額に相当する金額と、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三十条ノ三第五項の規定により同年度及び昭和二十四年度において同公団から食糧管理特別会計に納付した金額に相当する金額との合計額を差し引いた残額に達するまでの金額に相当する金額を、大蔵大臣の定める日までに、政府に納付しなければならない。
- 3 前項の規定による納付金は、食糧管理特別会計法第六

条の規定にかかわらず、食糧管理特別会計の歳入とす

漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律

（昭和二十七年三月三十一日）  
法律 第四十七号

- 漁船再保険特別会計法（昭和十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。
- 第一条中「漁船保険法」を「漁船損害補償法（以下法ト謂フ）」に改める。
- 第二条及び第三条を次のように改める。
- 第二条 本会計ハ之ヲ普通保険勘定、特殊保険勘定及業務勘定ニ区分ス
- 第三条 普通保険勘定ニ於テハ普通保険ニ関スル再保険事業経営上ノ再保険料、法第百三十九条第二項ノ規定ニ依ル一般会計ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、借入金及附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業経営上ノ再保険金、法第百四十条第一項ノ規定ニ依ル交付金、再保険料ノ還付金、借入金ノ償還金及其ノ利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第三条ノ二 特殊保険勘定ニ於テハ特殊保険ニ関スル再保険事業経営上ノ再保険料、積立金ヨリ生ズル収入、借入金及附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業経営上ノ再保険金、再保険料ノ還付金、借入金ノ償還金及其ノ利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第三条ノ三 業務勘定ニ於テハ法第百四十一条第二項及第百四十三条ノ規定ニ依ル一般会計ヨリノ受入金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ再保険事業ノ業務ノ執行ニ要スル経費及其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第三条ノ四 普通保険勘定又ハ特殊保険勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ当該勘定ノ積立金トシテ之ヲ積立ツベシ

普通保険勘定又ハ特殊保険勘定ニ於テ決算上不足ヲ生ジタルトキハ当該勘定ノ積立金ヨリ之ヲ補足スベシ

業務勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ之ヲ翌年度ノ歳入ニ繰入ルベシ

第四条第一項中「本会計」を「普通保険勘定又ハ特殊保険勘定ニ」に、「本会計ノ負担」を「当該勘定ノ負担」に、「借入」を「借入金」に改め、同条第二項中「借入」を「借入金」に、「純再保険料ヲ以テ再保険金及再保険料ノ還付金」を「普

通保険勘定又ハ特殊保険勘定ニ於テ再保険料ヲ以テ再保険金及再保険料ノ還付金」に改める。

第五条中「本会計」を「各勘定」に改める。

第六条第一項中「本会計」を「普通保険勘定又ハ特殊保険勘定ニ」に、「本会計ノ負担」を「当該勘定ノ負担」に、「一時借入」を「一時借入金」に改める。

第七条中「本会計」を「普通保険勘定及特殊保険勘定」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条 内閣ハ毎年度本会計ノ予算ヲ作成シ一般会計ノ予算ト共ニ之ヲ国会ニ提出スベシ

第九条中「本会計」を「普通保険勘定又ハ特殊保険勘定」に改め、「事業費ノ」を削る。

第十条中「勅令」を「政令」に改める。

附則第二項を削る。

附則

- 1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行し、昭和二十七年年度の予算から適用する。
- 2 昭和二十六年年度の予算及び決算並びに同年分の収入支出については、なお従前の例による。



漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするため  
一般会計から繰入金に関する法律（四八） 農業共済再保険特別会計法の一部を  
改正する法律（四九）

- 3 この法律施行の際、この会計に属する旧漁船保険法（昭和十二年法律第二十三号）第十七条ノ二第一項の特約による保険（以下「旧特殊保険」という。）の再保険に係る未経過再保険料及び支払備金は、特殊保険勘定の所属となり、旧特殊保険以外の同法による保険（以下「旧普通保険」という。）の再保険に係る未経過再保険料及び支払備金は、普通保険勘定の所属となるものとする。
- 4 前項に規定するものの外、旧特殊保険又は旧普通保険の再保険事業に係る権利義務は、政令で定めるところにより、それぞれ特殊保険勘定、普通保険勘定又は業務勘定に所属するものとする。
- 5 旧特殊保険又は旧普通保険の再保険事業に係る権利義務に関する経理は、それぞれ漁船再保険特別会計の特殊保険勘定、普通保険勘定又は業務勘定において行うものとする。

### 漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金

### 金に関する法律

（昭和二十七年三月三十一日）  
法律 第四十八号

政府は、旧漁船保険法（昭和十二年法律第二十三号）第十七条ノ二第一項の特約による保険の再保険に係る事業について、昭和二十六年度における同項に規定する事故の異常な発生により生じた損失を補てんするため、昭和二十七年において、一般会計から、八千万円を限り、漁船再保険特別会計の特殊保険勘定に繰り入れることができる。

附 則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

### 農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律

（昭和二十七年三月三十一日）  
法律 第四十九号

農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条ノ二第一項中「一般会計及農業勘定」を「一般会計、農業勘定及家畜勘定」に、「農業勘定」を「農業勘定及家畜勘定」に改める。

勘定へ」に改め、同条第二項中「農作物共済及蚕繭共済」の下に「又ハ家畜共済」を、「農業勘定」の下に「又ハ家畜勘定」を加え、同条第三項中「農業勘定」の下に「又ハ家畜勘定」を、「農作物共済及蚕繭共済」の下に「又ハ家畜共済」を加え、「同勘定」を「農業勘定又ハ家畜勘定」に改める。

第四条中「一般会計」の下に「及再保険金支払基金勘定」を加え、「並ニ同事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ業務勘定」を削る。

第五条中「農作物共済及蚕繭共済」を「農作物共済、蚕繭共済及家畜共済」に改め、「家畜共済ニ関スル再保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ家畜勘定ヨリノ受入金並ニ」を削る。

第六条第二項中「猶残余アルトキハ」の下に「政令ノ定ムル所ニ依リ」を加え、同条第三項を次のように改める。

前項ノ規定ハ家畜勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタル場合ニ付之ヲ準用ス

第六条ノ二中「及第七条第二項」を削り、同条に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ前条第三項ニ於テ準用スル同条第二項ノ規定ニ依リ家畜勘定ノ剰余金を再保険金支払基金勘定に繰入る法律（五〇）

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律（五〇）

入レタル場合ニ付之ヲ準用ス

第七条を次のように改める。

第七条 業務勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ之ヲ翌年度ノ歳入ニ繰入ルベシ

附 則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

### 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律

（昭和二十七年三月三十一日）  
法律 第五十号

- 1 政府は、農業共済再保険特別会計農業勘定の歳入不足を補てんするため、昭和二十七年において、一般会計から、七億一千七百八十七万五千円を限り、この会計の農業勘定に繰り入れることができる。
- 2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法（昭



農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律  
資金運用部預託金利率の特例に関する法律 (五二)

和十九年法律第十一号)第六條第二項の規定により同会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお、残余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

農林漁業資金融通特別会計  
法の一部を改正する法律

(昭和二十七年三月三十一日)  
法律 第五十一号

農林漁業資金融通特別会計法(昭和二十六年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「第三条に規定する資本の額の範囲内で」を削り、「資金運用部」を「資金運用部又は米国対日援助見返資金特別会計」に改める。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

資金運用部預託金利率の特例に関する法律

(昭和二十七年三月三十一日)  
法律 第五十二号

- 1 郵便貯金特別会計から資金運用部に預託された資金(以下「預託金」という。)で、契約上の預託期間が五年以上のもので対しては、資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第四條第三項の規定にかかわらず、同項第四号の規定による利子を附する外、昭和二十七年以降当分の間、年一分以下の範囲で、政令で定める利率(以下「特別利率」という。)により利子を附する。
- 2 昭和二十八年以降の各年度における特別利率は、前年度における特別利率より低いものでなければならぬ。
- 3 預託金で契約上の預託期間満了前に払い戻したものに對しては、第一項の規定にかかわらず、特別利率による利子を附さない。
- 4 預託金に対する特別利率による利子は、毎年三月三十一日及び九月三十日に当該預託金の経過預託期間に応じ日割計算により支払う。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

所得税法の一部を改正する法律

(昭和二十七年三月三十一日)  
法律 第五十三号

所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

- 1 第一条第二項第二号及び第三号を次のように改める。
- 2 国債、地方債又はこの法律の施行地に本店若しくは主たる事務所を有する法人の発行する債券につき利子の支払を受けるとき
- 3 この法律の施行地にある營業所に預入された預金(貯金その他これに準ずるものを含む。以下同じ。)の利子又はこの法律の施行地にある營業所に信託された合同運用信託の利益の支払を受けるとき
- 4 この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人から利益若しくは利息の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配を受けるとき
- 5 この法律の施行地においてなした勤務又は役務の提供に因り俸給、給料、賃金、歳費、年金(郵便年金を除く。以下同じ。)、恩給、賞与、退職給与若しくはこれらの性質を有する給与(年金、恩給、退職給与及びこの

所得税法の一部を改正する法律 (五三)

これらの性質を有する給与については、その者がこの法律の施行地に住所又は一年以上居所を有した期間になした勤務に係るものに限り、又は役務の報酬の支払を受けるとき

- 6 この法律の施行地において事業をなす者から工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの又は著作権(映画フィルムの上映権を含む。)の使用料で当該者のこの法律の施行地にある事業に係るもの支払を受けるとき
  - 7 この法律の施行地において事業をなす者に対する貸付金で当該者のこの法律の施行地にある事業に係るもの利子の支払を受けるとき
  - 8 前各号に規定する場合の外、資産をこの法律の施行地にある事業の用に供することに因りその対価として支払を受ける所得その他の源泉がこの法律の施行地にある所得で命令で定めるものを有するとき
- 同条第三項中「法人は、」を「この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人は、」に、「利息の配当」を「利益若しくは利息の配当、剰余金の分配(第五条に規定する利益の配当又は剰余金の分配を除く。)」に改め、同条第二



項の次に次の一項を加える。

国家公務員又は地方公務員で外国において勤務する者（日本の国籍を有しない者又は外国の国籍を有する者を除く。）については、この法律の施行地に住所を有するものとみなして、この法律を適用する。

同条に次の一項を加える。

この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人は、左の各号に掲げる所得の支払を受けるときは、この法律により、所得税を納める義務がある。

一 第二項第二号乃至第四号又は第六号乃至第八号に規定する所得

二 この法律の施行地にある不動産、当該不動産の上に存する権利又は採石法による採石権の貸付（地上権又は採石権の設定その他他人をして不動産又はこれらの権利を使用せしめる一切の場合を含む。）に因る所得  
第二条第四項中「第三項」を「第四項及び第五項」に改める。

第五条の二第一項中「相続、遺贈又は贈与に因り」を「遺贈（相続人に対する遺贈を除く。）又は贈与に因り」に、「相続、遺贈又は贈与の時」を「遺贈又は贈与の時」に改め、

は、当該各号の規定により計算した金額（第二項の規定により当該金額から控除すべき損失の金額がある場合には控除後の金額）の合計金額から十万円を控除した金額の合計金額（以下総所得金額という。）により、第六号に規定する所得については、同号の規定により計算した金額による。に改め、同項第六号中「その十分の一・五に相当する金額を控除した金額」を「十五万円を控除した金額の十分の五に相当する金額」に改め、同項第九号中「一時の所得」を「一時の所得のうち労務その他の役務の対価たる性質を有しないもの」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項の規定により総所得金額を計算する場合において、山林所得又は譲渡所得の計算上損失を生じたときは、これをまず他の同項第七号乃至第九号に規定する所得の金額から控除し、なお不足額がある場合において、これをこれらの所得以外の所得（退職所得を除く。）の金額から控除するものとし、同項第二号乃至第四号及び第十号に規定する所得の計算上損失を生じたときは、これをまず他の同項第一号乃至第五号及び第十号に規定する所得の金額から控除し、なお不足額がある場合において、これを同項第七号乃至第九号に規定する所得の金額

同条第二項を削る。

第六条第八号を次のように改める。

八 公職選挙法の適用を受ける選挙に係る公職の候補者が選挙運動に関し法人からの贈与に因り取得した金銭、物品又はその他の財産上の利益で同法第百八十九条の規定による報告がなされたもの

九 第一条第一項の規定に該当する個人で外国において勤務するものの受ける給与のうち、当該勤務に因りこの法律の施行地において勤務した場合に受くべき通常の給与に加算して受ける在勤手当その他のこれに類する特別の手当で命令で定めるもの

第八条第一項中「総所得金額が一万五千円」を「総所得金額及び退職所得の金額の合計額が二万円」に改め、同条第五項第二号中「総所得金額」を「総所得金額及び退職所得の金額の合計額」に改める。

第九条第一項各号列記以外の部分中「左の各号に規定する所得につき当該各号の規定により計算した金額の合計金額（以下総所得金額という。）による。」を「第六号を除く左の各号に規定する所得については、当該各号の規定により計算した金額（第七号乃至第九号に規定する所得について

（本項の規定により当該金額から控除すべき損失の金額がある場合には控除後の金額）の合計額から十万円を控除した金額（不足額がある場合には零とする。）から控除するものとする。この場合において、なお控除すべき損失の金額があるときは、当該金額又はその合計額を以下純損失と総称する。

第九条の二第一項中「又は第二項」を削り、「第十四条第二号」を「第十四条第一項第二号」に改め、同条第三項前段を次のように改める。

青色申告書の提出がない場合においても、前年以前三年内の各年に生じた純損失の金額のうち、当該年に生じた第十四条第一項に規定する変動所得の計算上の損失の金額で前年以前において控除されなかつた部分に相当する金額は、前条の総所得金額の計算上これを控除し、前年以前三年内の各年に生じた第十一条の三の規定により控除を認められる損失の金額で前年以前において控除されなかつた部分に相当する金額は、前条の総所得金額又は退職所得の金額の計算上これを控除する。

同項後段中「又は第二項」を削り、「なお控除されない」を「前条の総所得金額の計算上、なお控除されない」に改め



る。

第十条第四項を次のように改める。

第九条第一項第七号又は第八号の規定の適用については、相続又は被相続人からの遺贈に因り取得した同項第七号又は第八号に規定する資産は、相続人が、引き続きこれを有していたものとみなし、遺贈（被相続人からの遺贈を除く。）又は贈与に因り取得した当該資産は、受遺者又は受贈者が、遺贈又は贈与の時に因り、その時の価額により、取得したものとみなす。

第十一条の二を次のように改める。

第十一条の二 納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族が、当該納税義務者の経営する事業から所得を受ける場合においては、当該所得の収入金額に相当する金額は、当該納税義務者の事業所得の金額の計算上これを必要な経費に算入せず、当該親族の当該所得の金額の計算上必要な経費に算入すべき金額は、当該納税義務者の事業所得の金額の計算上必要な経費に算入するものとする。この場合において、当該親族の所得の金額の計算については、当該事業から受けた所得の収入金額及び当該所得の金額の計算上必要な経費に算入すべき金額は、いづれもないものとみなす。

き一万五千円）に、「総所得金額」を「総所得金額又は退職所得の金額」に改める。

第十一条の七から第十一条の十までを削る。

第十二条第一項中「総所得金額」を「総所得金額又は退職所得の金額」に、「三万円」を「五万円」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第十二条の二 前五条の規定の適用については、まず第十条の三の規定による控除をなし、次に第十一条の四から前条までの規定による控除をなすものとし、これらの控除に当つては、まず総所得金額から控除し、なお不足額がある場合において、これを退職所得の金額から控除するものとする。この場合において、第十四条の二第一項の規定の適用があるときは、当該不足額は、まずこれをその年分に係る特別所得金額の四分の一に相当する金額から控除し、次に退職所得の金額から控除するものとする。

第十三条を次のように改める。

第十三条 所得税は、前六条の規定による控除後の総所得金額（以下課税総所得金額という。）又は当該控除後の退職所得の金額（以下課税退職所得金額という。）を、それ

所得税法の一部を改正する法律（五三）

前項の規定は、青色申告書を提出する納税義務者と生計を一にする親族（当該納税義務者の配偶者及びその年一月一日現在において年齢十八歳未満である者を除く。）で専ら当該納税義務者の経営する事業に従事するものが当該事業から支給を受ける給与の金額（その額がその年を通じて五万円をこえる場合においては、五万円）については、これを適用しない。但し、その給与の金額が、勤務に従事した期間、勤務の提供の程度、勤務の性質並びに当該事業の種類及び分量等に応じ通常受くべき給与の金額に比して著しく多額と認められるときは、その著しく多額と認められる部分の金額については、この限りでない。

第十一条の三及び第十一条の四第一項中「総所得金額の十分の一」を「総所得金額及び退職所得の金額の合計額の十分の一」に、「総所得金額から控除する。」を「総所得金額又は退職所得の金額から控除する。」に改める。

第十一条の五中「二千円」を「四千円」に、「総所得金額」を「総所得金額又は退職所得の金額」に改める。

第十一条の六中「一万五千円」を「二万円（扶養親族が三人をこえるときは、そのこえる者については、一人につ

ぞれ、左の各級に区分して、遞次に各税率を適用して計算した金額の合計額により、これを課する。

八万円以下の金額	百分の二十
八万円をこえる金額	百分の二十五
十二万円をこえる金額	百分の三十
二十万円をこえる金額	百分の三十五
三十万円をこえる金額	百分の四十
五十万円をこえる金額	百分の四十五
百万円をこえる金額	百分の五十
二百万円をこえる金額	百分の五十五

第十四条各号列記以外の部分中「退職所得、山林所得又は譲渡所得」を「山林所得、譲渡所得又は一時所得」に、「百分の二十五」を「百分の二十」に、「所得税」を「総所得金額に對する所得税」に改め、「又は第二項」を削り、「同条第一項」を「同項」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の場合において、漁獲から生ずる所得、原稿及び作曲の報酬に因る所得並びに著作権の使用料に因る所得（以下甲種変動所得と総称する。）の金額の合計額又は山林所得、譲渡所得及び一時所得（以下乙種変動所得と総称する。）の金額の合計額が、総所得金額の百分の二十以



上であるときは、納税義務者の選択により、甲種変動所得又は乙種変動所得のみについて、同項の規定の適用を受けることができる。この場合においては、同項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「変動所得」とあるのは、それぞれの場合に應じ、「甲種変動所得」又は「乙種変動所得」とする。

第十四条の二第一項各号列記以外の部分中「前条」を「前条第一項」に、「その変動所得が漁獲から生ずる所得、原稿及び作曲の報酬若しくは著作権の使用料に因る所得であるとき又はその他の変動所得の金額が二十万円をこえるとき」を「その年分の甲種変動所得の金額が五十万円をこえるとき若しくはその年分の総所得金額の百分の五十をこえるとき、又はその年分の乙種変動所得の金額が五十万円をこえるとき」に、「各年の所得税」を「各年の総所得金額に対する所得税」に改め、同項第一号中「前条」を「前条第一項」に、「特別所得金額」を「特別所得金額(各号列記以外の部分に掲げる条件に該当する変動所得に係る金額に限る。以下本号において同じ。)」に改め、同項第二号中「前条」を「前条第一項」に改め、同項第三号中「前条第二号」を「各号列記以外の部分に掲げる条件に該当する変動所得に係る

前条第一項第二号」に改め、同項第四号中「前条」を「前条第一項」に、「第二号に掲げる税額」の下に「(当該他の年の特別所得金額のうち各号列記以外の部分に掲げる条件に該当する変動所得に係る金額に対応する部分の金額に限る。)」を加え、同条第二項中「前条」を「前条第一項」に、「漁獲から生ずる所得、原稿及び作曲の報酬並びに著作権の使用料に因る所得以外の変動所得の金額が二十万円以下であるとき」を「甲種変動所得の金額が五十万円以下で、且つ、総所得金額の百分の五十以下であるとき又は乙種変動所得の金額が五十万円以下であるとき」に、「各年の所得税」を「各年の総所得金額に対する所得税」に、「前項の規定によることが出来る。」を「甲種若しくは乙種変動所得のいずれか又は甲種及び乙種変動所得の全部を前項各号列記以外の部分に掲げる条件に該当する変動所得とみなして、同項の規定の適用を受けることができる。」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項第一号の特別所得金額並びに同項第三号及び第四号の税額の計算に關し必要な事項は、命令でこれを定める。  
第十五条中「課税総所得金額(第十四条)」を「課税総所得金

額(第十四条第一項)に改め、「又は第二項」を削り、「四十万円以下のものに課すべき所得税の税額(第十四条の規定により所得税の税額を計算する場合においては、同条第一号及び第十四条の二第一項第一号の税額)」を「六十五万円以下のものに課すべき総所得金額(第十四条第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては、調整所得金額、第十四条の二第一項の規定の適用がある場合においては、第二次調整所得金額)に対する所得税の税額」に、「第十四条第一号」を「第十四条第一項第一号」に改め、同条に次の二項を加える。

第一条第一項の規定に該当する個人に課すべき退職所得に対する所得税の税額は、退職所得の金額の計算上第九条の二第三項の規定による控除をなす場合及び退職所得の金額につき第十一条の三乃至第十二条の規定による控除をなす場合を除く外、第十三条の規定により計算した金額によらず、退職所得の収入金額に應じ、別表第三に定める税額による。

退職所得の金額の計算上第九条の二第三項の規定による控除をなす場合又は退職所得の金額につき第十一条の三乃至第十二条の規定による控除をなす場合において、

所得税法の一部を改正する法律 (五三)

第一条第一項の規定に該当する個人に課すべき退職所得に対する所得税の税額は、課税退職所得金額が六十五万円以下であるときは、第十三条の規定により計算した金額によらず、課税退職所得金額に應じ、別表第一に定める金額による。

第十五条の二「その者の総所得金額につき第十一条の三乃至第十四条の二の規定により計算した所得税額(前条の規定の適用がある場合においては、同条の規定による所得税額)」を「その個人の第十三条乃至第十四条の二の規定により計算した所得税額又は第十五条の規定による所得税額」に改め、同条但書を削り、同条を第十五条の六とし、第十五条の次に次の四条を加える。

第十五条の二 第一条第一項の規定に該当する個人に不具者である扶養親族がある場合には、その個人の第十三条乃至第十四条の二の規定により計算した所得税額又は前条の規定による所得税額から、不具者一人につき四千円を控除する。

第一条第一項の規定に該当する個人が不具者である場合には、その個人の第十三条乃至第十四条の二の規定により計算した所得税額又は前条の規定による所得税額か



ら四千円を控除する。

**第十五条の三** 第一条第一項の規定に該当する個人が老年者である場合には、その個人の第十三条乃至第十四条の二の規定により計算した所得税額又は第十五条の規定による所得税額から四千円を控除する。

**第十五条の四** 第一条第一項の規定に該当する個人が寡婦である場合には、その個人の第十三条乃至第十四条の二の規定により計算した所得税額又は第十五条の規定による所得税額から四千円を控除する。

**第十五条の五** 第一条第一項の規定に該当する個人が勤労学生である場合には、その個人の第十三条乃至第十四条の二の規定により計算した所得税額又は第十五条の規定による所得税額から四千円を控除する。

第十六条の前に次の一条を加える。

**第十五条の七** 前五条の規定による控除は、まず総所得金額に対する所得税の税額から控除し、なお不足額がある場合において、これを退職所得の金額に対する所得税の税額から控除するものとする。この場合において、控除すべき金額の合計額が、総所得金額に対する所得税の税額又は総所得金額に対する所得税の税額と退職所得の金額

額に対する所得税の税額との合計額をこえるときは、その控除すべき金額は、前五条の規定にかかわらず、当該税額又は当該合計額に相当する金額とする。

第十六条中「第十一条の三乃至第十四条の二の規定により計算した金額又は第十五条の規定による所得税額」を「第十三条乃至前条の規定により計算した所得税額」に、「第四十条又は第四十二条」を「第三十八条の二、第四十条、第四十一条第一項又は第四十二条」に、「又は第二十六条の二の規定による損失申告書」を「第二十六条の二の規定による損失申告書又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による申告書」に改める。

第十七条中「個人が、この法律の施行地において支払を受ける利子所得、利息の配当若しくは証券投資信託の収益の分配に因る配当所得、給与所得又は退職所得」を「個人の同項第二号に規定する所得、同項第三号の利子所得、同項第四号の配当所得若しくは同項第五号に規定する所得又は同項の規定に該当する個人で同項第一号の規定に該当しないものの同項第六号乃至第八号に規定する所得」に、「第五号及び第六号並びに第十三条乃至第十四条の二」を「第四号乃至第六号及び第十号並びに第十三条乃至第十五条」に、

「無記名の公債及び社債の利子、無記名株式の利息の配当並びに」を「無記名債券の利子、無記名株式の配当及び」に改める。

第十八条中「法人が、」を「第一条第四項の規定に該当する法人が、」に、「又は利息の配当若しくは証券投資信託の収益の分配に因る配当所得」を「又は配当所得（第五条に規定する利益の配当又は剰余金の分配に因る所得を除く。）」に、「無記名の公債及び社債の利子、無記名株式の利息の配当並びに」を「無記名債券の利子、無記名株式の配当及び」に、「金額」を「金額。以下本条において同じ。」に改め、同条に次の二項を加える。

第一条第五項の規定に該当する法人の同項各号に規定する所得については、第九条第一項第一号乃至第四号及び第十号並びに第十三条の規定にかかわらず、その支払を受けるべき金額に対し、百分の二十の税率を適用して、所得税を課する。

第一条第四項及び第一項の規定は、信託会社がその引き受けた証券投資信託の信託財産に属する株式又は出資について利益若しくは利息の配当又は剰余金の分配を受ける場合において、当該信託会社が、その利益若しくは

利息の配当又は剰余金の分配をなす者の備え付ける帳簿に、当該株式又は出資が当該信託財産に属する旨その他命令で定める事項の記載を受けたときは、当該株式又は出資についてその記載を受けている期間内に支払を受けるべき利益若しくは利息の配当又は剰余金の分配に因る配当所得については、これを適用しない。

第二十一条第一項各号列記以外の部分中「三万円」を「五万円」と第十一條の六の規定により控除を受ける金額との合計額に改め、同項第二号中「第十四条」を「第十四条第一項」に改め、「若しくは第二項」を削り、同項第三号中「第三号の規定により計算した所得税額（第十五条の規定の適用がある場合においては、同条の規定による所得税額）」の見積額を「第十三条若しくは第十五条及び第十五条の二乃至第十五条の七の規定により計算した所得税額の見積額」に改め、同項第四号中「第十四条」を「第十四条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、「並びにその合計額」の下に「並びに当該合計額につき第十五条の二乃至第十五条の七の規定により計算した所得税額の見積額」を加え、同項第五号中「又は第二項」を削り、「同条第一項」を「同項」に、「及び同項」を「並びに同項及び第十五条の二乃至第十五条の七」に



改め、同項第六号中「又は第四十二条」を、「第四十一条第一項又は第四十二条」に改め、同項第九号中「第十五条の二」を「第十五条の二乃至第十五条の六」に改め、同条第二項第一号中「その年中における給与所得の収入金額が五十万円」と第十一号の五乃至第十一号の十の規定により控除を受ける金額との合計金額以下で、且つ、その他の所得の金額が一万円」を「その他の所得の金額が三万円」に改め、同項第二号中「十五万円」を「二十万円」に、「乃至第十一条の十」を「及び第十一条の六」に、「一万円」を「三万円」に改め、同項第三号を削り、同条第三項中「三万円」を「五万円」と第十一号の六の規定により控除を受ける金額との合計額」に改める。

第二十一条の二十二項中「退職所得、山林所得、譲渡所得若しくは一時所得」を「山林所得、譲渡所得、一時所得若しくは雑所得」に改め、同条第十三項中「退職所得、山林所得、譲渡所得又は一時所得」を「山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得」に改める。

第二十二條第一項第一号及び第二号中「三万円」を「五万円」と第十一号の六の規定により控除を受ける金額との合計額」に改め、同条第二項中「第四項」を「第二項及び第四項」

中「課税総所得金額につき第十三条の規定により計算した所得税額（第十五条の規定の適用がある場合においては、同条の規定による所得税額）」を「課税総所得金額又は課税退職所得金額につき第十三条又は第十五条及び第十五条の二乃至第十五条の七の規定により計算した所得税額」に改め、同項第十四条第一項に、「同条」を「同項」に改め、「並びにその合計額」の下に「並びに当該合計額につき第十五条の二乃至第十五条の七の規定により計算した所得税額」を加え、同項第五号中「又は第二項」を削り、「同条第一項」を「同項」に、「及び同項」を「並びに同項及び第十五条の二乃至第十五条の七」に改め、同項第六号中「総所得金額及び課税総所得金額」を「総所得金額若しくは退職所得の金額及び課税総所得金額若しくは課税退職所得金額」に改め、同項第八号中「第四十条」を「第三十八条の二、第四十条、第四十一条第一項」に改め、同項第十二号中「第十五条の二」を「第十五条の二乃至第十五条の六」に改め、同条第二項第一号中「その年中における給与所得の収入金額が五十万円」と第十一号の五乃至第十一号の十の規定により控除を受ける金額との合計金額以下で、且つ、その他の所得の金額が一万円」を「その他の所得の金

に、「同項」を「同条第四項」に改める。

第二十五条中「第十一条の十又は第十五条の二」を「第十条の六又は第十五条の二乃至第十五条の六」に改める。

第二十六条第一項各号列記以外の部分中「三万円を超えるときは、」を「五万円と第十一条の六の規定により控除を受ける金額との合計額をこえるときは、総所得金額に対する所得税に關し、第一条第一項の規定に該当する個人は、その年中の支給に係る二以上の退職所得を有する場合において、当該退職所得の収入金額の合計額が三百万円をこえるとき又は当該合計額が三百万円以下であつても第三十八条の二第一項の規定により別表第三に定める税額の徴収を受くべき退職所得の収入金額が七十五万円をこえ、且つ、退職所得の収入金額の合計額が百二十万円をこえるときは、退職所得の金額に對する所得税に關し、」に改め、「若しくは第二項」を削り、「三万円以下」を「五万円」と第十一条の六の規定により控除を受ける金額との合計額以下」に改め、同項第一号中「総所得金額及び課税総所得金額」を「総所得金額又は退職所得の金額及び課税総所得金額又は課税退職所得金額」に改め、同項第二号中「第十四条」を「第十四条第一項」に改め、「若しくは第二項」を削り、同項第三号

額が三万円」に改め、同項第二号中「十五万円」を「二十万円」に、「乃至第十一条の十」を「及び第十一条の六」に、「一万円」を「三万円」に改め、同項第三号を削り、同条第三項中「第三十八条第一項」を「第三十八条第一項又は第三十八条の二」に改める。

第二十六条の二第一項各号列記以外の部分中「三万円」を「五万円」と第十一条の六の規定により控除を受ける金額との合計額」に、「当該総所得金額」を「当該総所得金額（第一条第一項の規定に該当する個人がその年に係る退職所得を有する場合には、当該総所得金額と退職所得の金額との合計額）」に改め、同項第四号中「総所得金額」を「総所得金額又は退職所得の金額」に改め、同項第八号中「第十二条」を「第十一条の六及び第十五条の二乃至第十五条の六」に改め、同条第二項中「又は第二項」を削り、「三万円」を「五万円」と第十一号の六の規定により控除を受ける金額との合計額」に改める。

第二十八条中「第十一条の十又は第十五条の二」を「第十条の六又は第十五条の二乃至第十五条の六」に改め、「又は損失申告書」及び「又は第二十六条の二第一項第八号」を削る。



第二十九条第一項及び第二項中「総所得金額」を「総所得金額若しくは退職所得の金額」に改め、同条第五項中「第十条の十又は第十五条の二」を「第十一条の六又は第十五条の二乃至第十五条の六」に改め、同条に次の一項を加える。

第一条第二項第一号の規定に該当しない個人が同項第五号の規定に該当する場合において、この法律の施行地外において同号に規定する所得の支払を受けるときは、当該個人は、命令の定めるところにより、その年中の当該所得のうちその支払者がこの法律の施行地に営業所又は事業所を有しないものにつき、第二十六条第一項第一号、第三号、第六号又は第七号に規定する事項に準ずる必要な事項を記載した申告書を、翌年二月末日又はこの法律の施行地に居所を有しないこととなる日のいずれか早い日までに、政府に提出しなければならない。

第三十三条第三項中「第十一条の十」を「第十一条の六」に、「第十五条の二、」を「第十五条の二乃至第十五条の六、」に改め、「及び損失申告書の提出期限後に当該申告書の提出があつた場合」を削る。

第三十四条の次に次の一条を加える。

第三十四条の二 第二十九条第六項の規定による申告書を提出した者は、命令の定めるところにより、その納付すべき所得税のうち、まだ納付していない税額の所得税を、当該申告書の提出の日に、政府に納付しなければならない。

第三十六条第一項中「第十四条の規定」を「第十四条第一項の規定」に改め、「又は第二項」を削り、「差額」の下に「(その前年分の総所得金額につき第十一条の三乃至第十五条の七及び第二十八条又は第三十三条第三項の規定により計算した税額をこえる場合には、当該税額)を加え、同条第二項中「所得税額」を「総所得金額に対する所得税額」に改め、同条第六項中「五箇月」を「三箇月」に改める。

第三十六条の二第一項中「又は第二項」を削り、「同条第一項」を「同項」に改める。

第三十七条中「利息の配当若しくは証券投資信託の収益の分配に因る配当所得」を「配当所得(第五条に規定する利益の配当又は剰余金の分配に因る所得を除く。)」に改める。

第三十八条第一項各号列記以外の部分中「又は退職所得」

を削り、同項第一号から第四号まで及び第七号中「並びに申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数」を、「申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数並びに当該給与の支払を受ける者が申告された不具者、老年者、寡婦又は勤労学生であるかどうか」に改め、同項第八号及び同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「前二項」を「同項」に改める。

第三十八条の次に次の一条を加える。

第三十八条の二 第一条第一項の規定に該当する個人に対し、この法律の施行地において退職所得の支払をなす者(命令で定める者を除く。)は、その支払の際、その支払うべき金額に應じ、別表第三に定める税額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

前項の場合において、退職所得の支払を受ける者が第三十九条第四項の規定による申告書を提出していないとき、又はその者が同項の規定により提出した申告書にその年中において他の退職所得の支払を受けたことがある旨の記載がされているときは、当該退職所得の支払をなす者(命令で定める者を除く。)は、その支払の際、その支払うべき金額に対し百分の二十の税率を適用して算出した税額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の

翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

第三十九条第四項中「前三項」を「前四項」に、「給与」を「給与所得又は退職所得」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

第一条第一項の規定に該当する個人は、この法律の施行地において退職所得の支払を受けるときは、その支払を受ける際、当該所得の支払者を経由し、当該支払の時点でその年中の支給に係る他の退職所得の支払を受けたことがあるかどうかその他命令で定める事項を記載した申告書を、政府に提出しなければならない。

第四十条第一項中「その支払者がその個人に対しその年中に支払う給与所得の収入金額が五十万円と第十一条の五乃至第十一条の十の規定により控除を受ける金額との合計金額以下である場合において、」を削り、「並びに申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数」を、「申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数並びに当該給与所得の支払を受ける者が申告された不具者、老年者、寡婦又は勤労学生であるかどうか」に、「別表第三」を「別表第四」に改め、同条第二項を削る。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条 この法律の施行地において第十七条若しくは第十八条に規定する所得につき支払をなす者又はこの法